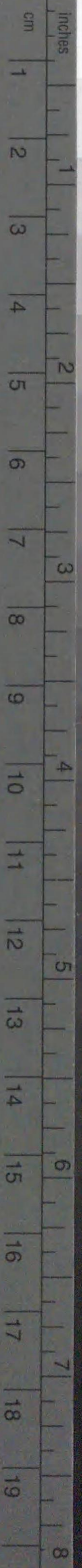
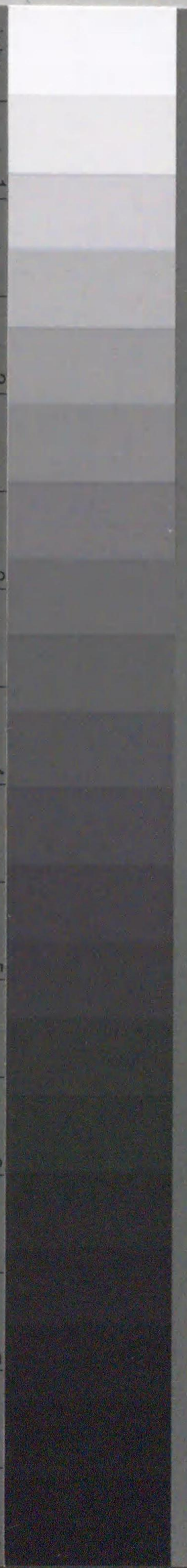


Kodak Gray Scale



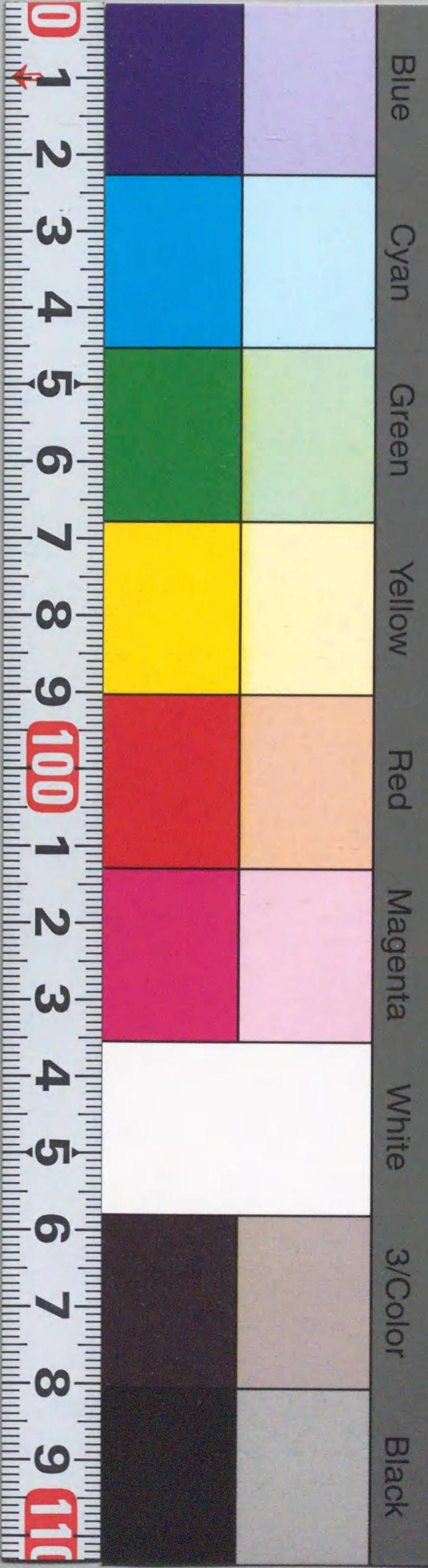
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



GB22
7
00647599



東京大學史料編纂所編纂

大日本史料

第八編
之二十七

東京大學藏版

G\$22

7

~~210.08
To 456d~~



647599

大日本史料

第八編之二十七目次

後土御門天皇

延徳元年

三月

一日 御祝、……………	一
小番ヲ結改アラセラル、……………	一
コノ後、三條西實隆・四辻季經、小番請取ニ出仕ス、	
賀茂社々務正四位上市繼平ヲ從三位ニ敍ス、……………	五
賀茂定行・同保平等敍位、……………	
飛鳥井雅親、觀櫻和歌會ヲ張行ス、……………	七
二日 庚申和歌御會、……………	九
九月五日ノ庚申和歌御會、……………	

目次 延徳元年三月

天龍寺ノ大衆、同寺衆寮頌會ノ事ニ依リテ蜂起シ、同寺住持景照^高ヲ強
ヒテ退院セシム、尋デ、景照、還住ス、……………一五

三日 諒闇ニ依リ、節供御祝・鬪鷄ヲ停ム、……………一六

四日 藏人右少辨萬里小路賢房、勅勘ヲ蒙リテ出奔ス、是日、伯父勸修寺經郷
ヲシテ、其家ヲ嗣ガシム、……………一七

廣橋守光ヲ右少辨ニ任ズ、

六日 幕府、山城久多莊地下人等ノ、近江明王院領葛川莊ヲ違亂スルヲ停ム、……………二〇

九日 近衛政家、廷臣等ヲ會シテ、猿樂ヲ張ル、……………二一

コノ後ノ猿樂張行、

十日 鞍馬寺ニ御奉加アラセラル、尋デ、マタ賀茂社ニモ御奉加アラセラル、……………二二

十一日 上巳御祓、……………二三

十五日 勝仁親王、中御門宣胤ヲシテ、愚問賢注ヲ書寫セシメラル、……………二三

相國寺鹿苑院蔭涼軒主集證、^龜五山ノ僧侶等ヲ招キテ、詩會ヲ同寺雲頂
院雲澤軒ニ催ス、……………二三

十六日 是ヨリ先、前參議平松資冬、丹波ヨリ上洛シ、小番ニ召加ヘラレンコトヲ

請ヒ、之ヲ聽サル、是日、資冬、出仕ス、……………二九

廣橋守光、小番ニ召加ヘラル、

義熙病篤シ、是日、幕府、諸寺ヲシテ、其平癒ヲ祈ラシム、……………三〇

十七日 和漢聯句御會、……………四〇

コノ後ノ和漢聯句御會、及ビ中御門宣胤第竝ニ勸修寺教秀第和漢聯句會、

十八日 勅書ヲ賜ヒテ、義熙ノ病ヲ問ハセラル、……………四二

廿一日 伏見宮邦高親王妃、奈良ニ遊ビ、是日、歸洛アラセラル、……………四二

廿二日 義熙、希杲^東ヲ東福寺住持トナス、是日、希杲、入寺ス、……………四三

廿三日 嘉樂門院御追善ノ爲メ、眞盛ヲ召シテ法華經提婆品ヲ講ゼシメラル、……………四四

廿六日 内大臣征夷大將軍從一位足利義熙、^義尙、近江鉤ノ陣中ニ薨ズ、……………四八

義熙ノ妻妾子女、

圖版 常徳院殿御詠草

足利義尙自筆書狀

廿八日 義政、相國寺常徳院ヲ以テ、義熙ノ塔頭ト爲シ、尋デ、ソノ牌ヲ入ル、……………一四五

蔭涼軒主集證、^龜有馬則秀等ノ依頼ニ依リ、義熙ノ位牌ヲ書シテ贈ル、

三十日 日野富子・細川政元等、義熙ノ柩ヲ護リテ、京都ニ還リ、等持院ニ安置ス、… 一五一
 義熙ノ近習結城尙豊、鉤ノ陣ヲ出奔ス、是日、尙豊ノ兄政胤モ亦、陣所
 ニ放火シテ出奔ス、… 一六〇
 是月 山城安祥寺隆快、舊ノ如ク、太元帥法阿闍梨職ヲ、醍醐寺理性院宗助ヨ
 リ、返付セラレンコトヲ請フ、… 一六三

四月

一日 御祝、… 一六五
 二日 播磨守護赤松政則、吉川經基ヲシテ、同國福井莊土居分ヲ安堵セシム、… 一六五
 三日 義熙ノ薨去ニ依リ、日野富子ヲ弔慰アラセラル、… 一六九
 前北野宮寺御師禪椿、義政ノ上意ト稱シテ、其一黨ト共ニ同宮寺松梅院
 ニ亂入シ、同院主禪豫ヲ逐フ、尋デ、義政、禪豫ヲシテ還住セシム、… 一六九
 四日 正四位上園基富ヲ從三位ニ敍ス、尋デ、從二位清水谷實久ヲ正二位ニ敍ス、
 唐橋在數等敍位、… 一八二
 山城聖壽寺住持健良用ノ請ニ依リ、後花園天皇ノ御位牌ヲ同寺ニ安置セ

シメラル、… 一九三
 宮女等、酒饌ヲ獻ジ、觀藤ノ御宴アリ、… 一九三
 五日 前關白二條持通ヲ三后ニ准ズ、尋デ、持通、薙髮ス、… 一九四
 八日 禁裏北門役關クルニ依リ、廷臣ヲシテ、之ヲ出サシム、… 一九八
 日野富子、眞盛ノ談義ヲ聽ク、… 一九九
 九日 幕府、義熙ヲ山城等持院ニ茶毘ス、… 一九九
 義政、周全^功ヲシテ、義熙ノ分骨ヲ、高野山ニ納メシメントス、
 十日 山科言國、後白河天皇宸筆ノ阿彌陀像ヲ進覽ス、… 二四八
 僧正法輪院公範寂ス、… 二四八
 下野宇都宮成綱、同國氏家郷ニ今宮社ヲ造營ス、… 二五三
 十三日 義政疾ム、是日、幕府、五山諸寺院ヲシテ、其平癒ヲ祈ラシム、… 二五四
 十四日 近江坂本洞玄寺ヨリ、源信^惠心、作ノ阿彌陀像ヲ徵セラル、… 二五七
 十五日 廷臣・僧侶等、義熙ノ薨去ニツキ、義政夫妻ヲ弔問ス、… 二五八
 足利義視・義材父子、美濃ヨリ上洛シ、通玄寺ニ寓ス、是日、義材、相
 國寺鹿苑院ノ義熙靈前ニ焼香ス、尋デ、小川第二移ル、… 二六四

十六日 相國寺住持瑞仙、桃源、退院ス、周在、實處、再ビ同寺住持トナル、…………… 二七一

十七日 眞言院ノ本尊修理成リテ、觀覽アラセラル、…………… 二七二

紀伊金剛峯寺ニ御奉加アラセラル、…………… 二七三

十八日 御料所備前鳥取莊、年貢ヲ進納セルヲ以テ、御祝アリ、…………… 二七三

十九日 義政、再ビ庶政ヲ執ランコトヲ請フ、是日、之ヲ聽サル、…………… 二七三

陸奥伊達尙宗、同國伊具莊地次郎郷内海善坊在所ノ棟役以下ノ諸役ヲ免除ス、…………… 二七四

二十日 日吉祭ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、…………… 二七五

廿一日 諒闇ニ依リ、賀茂祭ヲ停ム、…………… 二七五

廿二日 御不豫、…………… 二七六

廿五日 諒闇畢ニ依リ、大被アリ、…………… 二七六

攝津守護代藥師寺元長、夜久重種ヲシテ、同國多田院領多田莊并ニ善源寺地頭職ノ棟別錢・段錢ヲ、同院ニ催促スルヲ停メシム、…………… 三〇一

下野澁垂小四郎、永享ノ亂中強ヒテ入部セラレシ所領ヲ具申ス、足利政氏、之ニ證判ヲ與フ、…………… 三〇二

廿六日 大内政弘、故義熙追善ノ爲メ、赦ヲ行ヒ、士民ノ遊獵ヲ禁ズ、…………… 三〇三

廿七日 故内大臣足利義熙ニ太政大臣ヲ贈ル、…………… 三〇四

義熙盡七日忌辰、幕府、佛事ヲ相國寺鹿苑院ニ修ス、生母日野富子・足利義材等、之ニ莅ム、…………… 三一三

前權大納言足利義視薙髮ス、…………… 三四四

廿八日 嘉樂門院小祥忌辰、佛事ヲ山城伏見般舟三昧院ニ修セラル、…………… 三四六

山城本願寺ニ御奉加アラセラル、…………… 三五四

足利義材、北野社松梅院ニ、發句及ビ脇句ヲ與ヘテ、千句連歌ヲ張行セシム、…………… 三五四

コノ後ノ北野社連歌會、……………

廿九日 侍從從五位下烏丸資敦、殺害セラル、…………… 三五六

是月 武藏某、同國報恩寺ニ禁制ヲ掲グ、…………… 三五八

五月

一日 御祝、…………… 三六〇

目次 延徳元年五月 七

二日 竹田定盛ヲ召シテ、和劑方指南ヲ講ゼシメラル、…………… 三六〇

四日 聖護院道興ヲシテ、山城三室戸寺ノ落慶供養ヲ行ハシム、…………… 三六二

義政、粽ヲ相國寺鹿苑院・同院蔭涼軒竝ニ同寺普廣院ニ贈ル、…………… 三六四

日野富子、集證ニ物ヲ贈リ、マタコノ後、義政、物ヲ諸寺ニ贈ル、…………… 三六八

五日 賀茂競馬、…………… 三六八

節供御祝、…………… 三六九

諸家ノ節供行事、…………… 三六九

相國寺大衆、同寺鹿苑院塔主瑞智明惟ノ不法ヲ憤リテ蜂起ス、尋デ、瑞智、懼レテ退院シ、義政、周鏡月翁ヲ同院塔主ト爲ス、…………… 三七二

本年中ノ諸寺塔院塔主交替、…………… 三七二

六日 山城二尊院ヨリ、十三佛ノ掛繪ヲ徵シテ、叡覽アラセラル、…………… 三八五

東寺ヲシテ、諸國ニ募緣シ、金堂以下ノ再興ヲ計ラシム、…………… 三八六

中御門宣秀ヲシテ、題林愚抄ヲ、三條西實隆ヲシテ、挽詞長歌ヲ書寫セシメラル、…………… 三九一

コノ後、實隆ヲシテ、淨土曼荼羅銘等ヲ書寫セシメラル、…………… 三九一

北野社、物ヲ義政・義視ニ進ム、…………… 三九二

コノ後、北野社、卷數ヲ義視ニ進ム、

七日 太白、軒轅ヲ犯ス、尋デ、諸社寺ヲシテ、祈禳セシム、…………… 三九三

八日 義持ノ女山城通玄寺慈受院主壽山尼寂ス、…………… 三九六

京都上京火アリ、延焼二千余軒ニ及ブ、松木宗綱・飛鳥井雅康・西洞院時顯等第、其災ニ罹ル、…………… 三九八

九日 今宮祭ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、…………… 四〇二

南禪寺住持桂悟了庵・天龍寺住持景照高先・建仁寺住持聖壽仁甫・東福寺住持希杲東昇等、義熙ノ薨去ニ依リ、退院センコトヲ義政ニ請フ、義政、之ヲ聽ス、尋デ、相國寺住持周在寶處モ亦退院センコトヲ請フ、義政、聽サズ、…………… 四〇二

越前朝倉光玖、同國洞雲寺ヲシテ、大野郡鉞懸内得弘名内得ヲ安堵セシム、…………… 四〇七

十日 權中納言正親町公兼ヲ罷メ、參議橋本公夏ヲ之ニ任ジ、右近衛權中將中院通世ヲ參議ニ任ズ、…………… 四〇八

公夏等ノ拜賀、…………… 四〇八

本郷政泰ヲ左衛門少尉ニ任ジ、檢非違使ト爲シ、物加波懷幸ヲ六位藏人ニ補ス、…………… 四〇八

山科定言、内藏頭ニ補セラレ、初メテ出仕ス、

十一日 神祇權大副吉田兼俱ヲシテ、清祓ヲ行ハシメ、内侍所ヲ御拜アラセラル、… 四二二
六月十一日、内侍所ヲ御拜アラセラル、

僧正大和報恩院有俊寂ス、… 四二四

十三日 連歌御會、… 四二九

コノ後ノ連歌御會竝ニ諸家ノ連歌會、

十四日 勝仁親王、三條西實隆ヲシテ、連歌懷紙ニ加點セシメラル、… 四三〇

十五日 足利義視、相國寺常德院ノ義熙ノ塔前ニ焼香ス、… 四三一

十七日 曲舞アリ、… 四三一

二十日 權大納言菊亭公興ヲシテ、右近衛大將ヲ兼ネシム、… 四三二

三條西實隆、物ヲ勝仁親王ニ獻ズ、… 四三三

山科言國、勝仁親王ニ藤ヲ獻ズ、

廿三日 賀茂下上社傳奏甘露寺親長ヲシテ、鴨社ニ同社神體新造并ニ造營ノコト

ヲ、督促セシメラル、… 四三四

新典侍勸修寺房子、著帶ス、… 四五七

廿四日 權僧正功德院長清寂ス、… 四五七

廿六日 義政、宮女等ニ酒饌ヲ贈ル、… 四五八

廿七日 備前守護代浦上則宗、舊ノ如ク、中村又三郎知行分同國吉富莊ノ半濟・

段錢・河公事等ヲ免除ス、… 四五九

廿八日 宮女ヲ清荒神ニ遣シテ、代拜セシメラル、… 四五九

コノ後、宮女ヲ清荒神ニ遣シテ、代拜セシメラル、

三十日 足利義材、北野社ヲシテ、同社諸神通夜ノ次第ヲ注進セシム、… 四五九

是月 隨心院持嚴ヲ權僧正ト爲ス、… 四六〇

周防・長門・豊前・筑前守護大内政弘、贖物ノ賣買ニハ、所在ノ家臣ノ

處置ヲ仰ガシム、… 四六一

播磨安國寺火ク、… 四六一

六月

一日 御祝、… 四六三

三日 青蓮院尊傳親王、四度加行ヲ行ハセラル、… 四六三

四日 重阿彌ヲ小御所ニ召シテ、青蓮院坊官泰本ト圍碁ヲ行ハシメラル、…………… 四六三
 四辻季經直衣始、…………… 四六四
 中院通世直衣始、……………
 六日 賀茂社祠官松下棟久ヲ同社神主ニ還補ス、…………… 四六六
 從三位幸徳井友重ヲ正三位ニ敘ス、…………… 四六六
 幸徳井友延敘位、……………
 義政、相國寺鹿苑院蔭涼軒主集證龜泉ヲシテ、法常牧溪筆ノ圖ニ外題ヲ書セシム、…………… 四六九
 義政、集證ヲシテ、趙昌筆ノ圖ニ外題ヲ書セシム、……………
 七日 權大納言久我豊通ヲ、源氏長者竝ニ淳和・弊學兩院別當ト爲ス、…………… 四六九
 御樂始、…………… 四七〇
 御不豫、…………… 四七二

(目次終)

大日本史料 第八編之二十七

後土御門天皇

延徳元年己酉

三月大 己未 朔 盡

一日、己未御祝、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲三十所收

三月一日、あさ御休る月ら々、タクの御い

し井もおなし、ふしミ殿御らり、

小番ヲ結改アラセラル、

〔實隆公記〕 三月一日、己未、天晴、季陽之朔、幸甚々々、○中 略自今日小番被結改、

如此云々、

- 一番 雅行卿(庭田) 俊量卿(綾小路) 賢房(萬里小路)
- 二番 宗綱卿(松木) 忠富卿(白川) 重經朝臣(庭田)
- 三番 實隆卿 季經卿(四辻) 菅原爲學(五條)

延徳元年三月一日

伏見宮邦高親王御參内

番文

延德元年三月一日

四番 親長卿 (甘露寺) 言國卿 (山科) 源富仲 (五辻)

五番 教國卿 (滋野井) 以量朝臣 (薄)

六番 公兼卿 (正親町) 在數朝臣 (唐橋)

書消息各相觸之、

小番結改為三番、自明後日 三日、守卯酉日、晝夜可令參仕給之由候也、恐々謹言、

三月一日

實隆

(四辻季經)
右衛門督殿

小番結改為三番、自明後日 三日、守卯酉日、晝夜無懈怠、可令參仕之狀如件、

三月一日

判

(爲學)
五條殿

○コノ後、三條西實隆・四辻季經、小番請取ニ出仕スルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔實隆公記〕

九月廿四日、己卯、朝間陰、午後快晴、今日當番也、〔四辻季經〕所役次第可〔〕之由先日被仰下之間、今朝爲第一請取參仕、於議定所數刻御雜談、第二請取右衛門督參入

之後退食、○下略

〔實隆公記長享三年秋紙背文書〕

○九月二十九日、於季經者無僕候間、如何候、明日など、其分可參候、毎々事次第可祇候之由、被仰加候、然者明日第二請取可有御參候、實隆第一請取可祇候也、者難參候、猶巨細以面可申候、也、

九月廿三日

季經
實隆

(延德元年)
四辻殿

○折裏ニ左ノ記事アリ、

九月廿四日

第一 實隆 第二 金吾

十月一日

第一 金吾 第二 爲學

七日

第一 爲學 第二 實隆

十三日

延德元年三月一日

小番第三番ノ勤仕順位

延徳元年三月一日

第一實隆 第二金吾

十九日

第一金吾 第二爲學

廿五日

第一爲學 第二實隆

十一月一日

第一實隆 第二金吾

七日

第一金吾 第二爲學

十三日

第一爲學 第二實隆

十九日

第一實隆 第二金吾

廿五日

第一金吾 第二爲學

十二月二日

第一爲學 第二實隆

八日

第一實隆 第二金吾

賀茂社々務正四位上市繼平ヲ從三位ニ敍ス、

〔親長卿記〕傳奏奉 書案 長亨三年

正四位上賀茂繼平縣主、宜敍從三位、可被宣下給之由、被仰下候也、謹言、

三月一日

(中御門宣秀)
藏人左少辨殿

〔親長卿記〕 二月廿九日、晴、繼平縣主・棟久縣主(賀茂) ○棟久敍位ノコト、六月六日ノ條ニ見ユ、上階事奏聞、勅許、

〔宣胤卿記〕 三月十三日、辛未、晴、賀茂神主繼平縣主、帶都護奉書來、上階口宣案事

申之、宣秀書遣之、太刀・五十疋所持來也、○下略

○賀茂定行・同保平等敍位ノコト、便宜左ニ合敍ス、

延徳元年三月一日

繼平中御門
宣秀ニ口宣
案ヲ請フ

延德元年三月一日

〔親長卿記〕 傳奏奉 書案 長享三年

從四位上賀茂定行朝臣、宜敍正四位下、可被宣下給之由、被仰下候也、謹言、

四月十二日

藏人左少辨殿

賀茂定光左京亮事、同口宣案可被書遣候也、

同定光左京亮任官

〔歷名土代〕 正四位下賀定行 長享三十四十二、

〔親長卿記〕 傳奏奉 書案 長享三年

從五位下賀茂保平、宜敍從五位上、從五位上賀茂保平、宜任民部大輔、可被宣下給之由、被仰下候也、謹言、

同保平敍位民部大輔任官

五月三日

藏人左少辨殿

〔歷名土代〕 從五位上賀保平 長享三五三、

〔賀茂社家總系圖〕 乾平之一流 保平 神主、從五位上、長享三年五ノ三敍從五位上、

任民部大輔、

〔親長卿記〕 傳奏奉 書案 長享三年

〔梨木〕 鴨祐具・同祐孝、以上宜敍從五位下、可被宣下給之由、被仰下候也、謹言、

梨木祐具同祐孝

五月廿二日

藏人左少辨殿

〔親長卿記〕 五月廿二日、雨下、及晚晴、○中 祐宣三位申祐具・祐孝爵事奏聞、勅許、

〔歷名土代〕

從五位下鴨祐具 長享三五廿二、

鴨祐孝 長享三五廿二、

〔鴨縣主家傳〕 二 梨木

〔長享三也、〕 延德元年五月廿二日敍爵、

〔鴨縣主家傳〕 二 泉亭

受祐 信祐卿男、稱梨木、 延德元十二七敍四品、中二年、十五年、

同受祐

飛鳥井雅親、觀櫻和歌會ヲ張行ス、

〔宣胤卿記〕 二月廿日、己酉、晴、自飛鳥井大納言入道、〔雅親〕以使者被送題、花、來廿五日、此題

延德元年三月一日

七

各一首詠之云々、

廿四日、癸、晴、○中 次向飛鳥井亞相入道許、先日所被送花一首短尺遣之、對面後一首

各同題也、及數十人、次第加増云々、○下

三月一日、己、天晴、○中 次向都護許、相伴向飛鳥井大納言入道亭、每年庭花賞翫可爲

今日之由、（姉小路基綱） 姉相公昨日音信之故也、一桶一種所持向之、勸修寺亞相、（教秀） 按察・飛鳥井中納

言入道、（號二） 冷泉中納言・同新中納言、（高廣） 民部卿・（白川忠高） 姉小路・（基富） 園等宰相、（中院） 通世・（持明院） 飛鳥井

等朝臣、（小槻長興） 壽官等在座、其外武家輩一兩人、宗祇、（連歌） 重阿、（基上） 等也、先日各令詠花一首

短册今日披講、（依衆） 讀師、（議也） 講師、基春朝臣、發聲、二樂也、二樂歌、冷泉新中納言發聲、

相國、（近衛前） 關白・（一條冬良） 前左府・（德大寺實淳） 左府等短册有之、講頌二反、爲早速也、青蓮院准后、（尊應） 聖

護院准后、（道興） 實相院准后同前、又大納言入道・中納言入道歌、別二反講之、次亂舞大飲、召

出遊女、予未事訖歸、于時晚頭也、

〔後法興院政家記〕 二月廿六日、卯、晴、○中 飛鳥井大納言入道所望間、詠遣一

首、（近衛尚通） 短尺、題花、各同題云々、左大將・同上藤被詠之、關白・聖門・實門、同自此方令傳

達之、今日於彼亭有披講云々、庭前花漸其盛云々、

數十人二題
ヲ頌ツ
同題
雅親第例年
觀櫻會ヲ行
フ
參會ノ人々
宗祇
讀師中御門
宜胤
講師持明院
基春
遊女

〔親長卿記〕 三月一日、晴、午尅許詣飛鳥井大納言入道許、花見也、先日送一首題、

（春） 短尺、今日有披講、公武僧及數輩、讀師中御門大納言、講師基朝臣也、次及大飲、入

晚陰幽出了、○下

二日、庚申、 庚申和歌御會、

〔御湯殿上日記〕 ○京都御所東山御文 三月二日、○中 りうしんよて、（勝仁親王） 宮の御り、

（邪高親王） ふし殿・（道永親王） 仁王寺宮・（常信法親王） くまゆの宮・（宗山等貴） こんとう御りよて、（こうさか） 十しゆつゝの

よてあらしも、

〔實隆公記〕 三月三日、辛酉、晴、桃花節、幸甚々々、當番也、仍早旦參内、昨夜令守

庚申御之間、及盱御寢、○下

五日、癸亥、天晴、○中 庚申十首御當座、御製・親王御方・伏見殿・仁和寺宮・勸修寺

宮・萬松軒等、御詠六十首也、件一卷可奉愚點之由、女房奉書到來、雖不相應之仰、無左

右僻案愚點廿一首進上之、御製其數濟々、御自愛之由被仰下、尤以面目至也、件點歌續之、

若草 御製七首、親王御方四首、伏見殿四首、仁

野へみまハまゝわつりける草れ絲に霞の衣をりもつゝきも

御參會ノ宮
々々
十首宛ノ當
座

三條西實隆
ニ命ジテ點
ヲ加ヘシメ
ラル

點歌

朽□のこる古葉にましは若□〔草〕おなし種ともみへぬ色うふ
猶仁まはしきえをハもよも若草の雪伏秋伏花とみましや
春曉月

親月も今うらおほきする影ふれや敷、みえて霞夜ふらく明る山のも
御御もむ夜の雲にハあらし出しよりけやうにもふきあり明の月
伏伏しやあゝあり月りけてみる影もかきしまゝの春の夜の月
八重櫻

伏伏も香もかさよてふりき花櫻ふらの都の種やうへん
御御枝枝よきてやへさく花のおもけれハやをくも風のいゝけそハん
田蛙

御御志めへハて雨まり小田の苗代よおふし心うかハつふくなり
籬歎冬

御御うく猶りこひやうへん籬にもあまりてふひく山吹の花
伏伏ひきふを籬のるれ山吹ハ露におらほゝ花りとそみる

御御えものミ身にうふ人の面影をむらふりゝみよいりてうつれん
寄鏡戀

御御のひちが枕よ逢とみる夢にあらハ多れしミやさん
獨獨ハもへき人の契ハまよまらて我よめつらき夜半の手枕
仁仁ハもへき人の契ハまよまらて我よめつらき夜半の手枕
勸門勸門戀しふてちりのうき身れいつまてりふるき枕のあとまよふらん
萬松萬松涙ゆへくつせハうへて逢よハのふらひハまらぬ新枕うふ

唐唐寄絲戀
衣ぬふてふ絲の數々にいつより人よみよれうめらん敷、にし
窓竹

親親冬よまらぬ窓れうちふれや千尋ある竹の陰よむらひて
伏伏窓の外にさすうめふれて春秋をたふし緑の竹よまくらん
伏伏りき夜よ窓うつ雨の音よりも竹の葉さやく風うさひしき
述懷

延徳元年三月二日

一一

□□^{〔る〕}りよもいふとの葉の□□^{〔を〕}も誰よまらせん^{○下}略

〔實隆公記長享三年春夏紙背文書〕

○三月六日 七日裏

文のやう日ろうして候、御てんはやくと□□^{〔を〕}ことよ御せ井にハりり御てんかす候
ほとよ□□^{〔を〕}なをされ候し事心もたり候て、けにもとこそおほしめし候、また御一
さ申いたされ候□□^{〔はカ〕}とよつかはされ候よし申とて候、とと、

〔切封ウハ書〕
〔御事〕

○九月五日、庚申和歌御會ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記録甲三十所收

九月五日、○中

よよひらうしんよて、五首の、
とびしよよて御うさあり、ふしみとのも御りり、おとこちひるのましこう、○下

〔實隆公記〕

九月五日、庚申、天晴、○中

今夜可令守庚申給、各不退出可祇候之由被

仰、賜御小漬、五首和歌各詠進之、曉鐘之後被取重之讀申、^{基綱卿 讀上之}

各傾一盞了、和歌御

人數、御製・親王御方・伏見殿・中御門大納言・中御門新大納言・下官・大藏卿・中山

御人數

題

〔宣親〕
〔季題〕
中納言・姉小路宰相・小倉宰相中將、□□^{〔由言上、等也、題、松間夜月・名所〕}
擣衣・菊花半開・不堪待戀・寄玉述懷、

九月五日庚申和歌御會五首宛ノ當座

勝仁親王御歌

〔柏玉集〕 松間夜月

延徳元九五、庚申御當座、

松らせれ時雨よハミぬつゆ落て青葉染る月乃いろら

勝^{〔七〕}

名所擣衣

延徳元九五、庚申御當座、

ふら草や野とふる里哉ふれまめてうつらの床よころもうつらん

菊花半開

延徳元九五、庚申御當座、

わふし枝の花よハあれと先咲し菊やうりろふ色よかハらん

不堪待戀

延徳元九五、庚申御當座、

たのたれる心よふくるよひの間をほふるよせしも人はわもとし

寄玉述懷

延徳元九五、庚申御當座、

玉としもえりたなさはハとのくれ道のひりりよまれまよハはし

〔雪玉集〕

延徳元九五、庚申御當座、
松風ハうらふたらぬまくれふて木のうれ月そ影さよめふき

名所擣衣

延徳元九五、庚申御當座、

なふハ人夜やさむりらし蘆火くかきまねり衣うつこゑ

三條西實隆ノ歌

延徳元年三月二日

一三

菊花半開

延徳元九五、庚申當座、
心とめてうへしハをそきませれ内ふいりふる菊れまつ句ふらん

〔雪玉集〕^五 不堪待戀

延徳元九五、庚申當座、
こむ世ふまじれめむ物哉此くれまあまはきえぬ浮身ふらしを

〔雪玉集〕^六 寄玉述懷

延徳元九五、庚申當座、
くもるあれ心哉思へしら玉はかけてまみりくためしやハふれ

〔基綱卿詠〕^秋 松間夜月

延徳元九五、庚申當座、
白妙の鶴の毛衣月さえてぬくらの松も秋りせふ吹

名所擣衣

思日出る常盤の里れ志る柴もふしうき中の衣うつらし

菊花半開

延徳元九五、庚申當座、
さきさきりほうつろふきく乃下水も花れ淵瀬ふまえてふりるゝ

〔基綱卿詠〕^戀 不堪待戀

延徳元九五、庚申當座、
更るまで立居まてともまえぬを夢まじにとてぬるもぬられも

姉小路基綱ノ歌

〔基綱卿詠〕^雜 寄玉述懷

延徳元九五、庚申當座、
思へまじり三度よとむ白玉のふることれまみりくこゝろを

天龍寺ノ大衆、同寺衆寮頌會ノ事ニ依リテ蜂起シ、同寺住持景照

先高、ヲ強ヒテ退院セシム、尋デ、景照、還住ス、

〔蔭涼軒日録〕^{尊經} 三月三日、不參、天快晴、^中 雲居松嶺・三會舜澤・金剛玉

坡來云、就衆寮頌之事、昨夜大衆蜂起之條、住持高先強退、弘源寺派五十人許、同時起

單云々、不面之、自住持碭首座・濟藏主來、住持強退之趣、丁寧話之、於茂寮有宴、愚

不面之、自通泰甫以僧云、就我身上、三个條大衆白子細有之、自大衆方、若有訴白子細、

可尋承云々、^下 略

五日、不參、天晴、^中 就松岩寺事、自高先東堂一行并讓狀・寺家定按之狀等案文、以

桂子白鹿苑院、并天龍寺強退歸住事、公帖書立等事白之、^下 略

廿一日、不參、天晴、^中 愚北歸也、直往方丈、告御不例之時宜、時先高來、天龍還住

云々、愚亦面之、^下 略

○相國寺維那衆、禪昌院ノ詩會ニ加ヘラレザルヲ憤リ、蜂起シテ僧録ニ訴フルコト、

延徳元年三月二日

七月十五日ノ條ニ見ユ、

三日、辛酉、諒闇ニ依リ、節供御祝、鬪鶏ヲ停ム、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 庫記録甲三十所收 三月三日、○中 皇やうのんゆへ、御とりあませ

なし、まよひの御い、皇御とゆくハなくて三こんらり、ちやうらいらる、く御はらり、
(轉法輪三條冬子) きう上らふ御らり、

〔宣胤卿記〕

二月廿一日、庚戌、晴、又微雨、極薦源富仲以狀云、來月三日鬪鶏事、諒

中御門宣胤
ニ諒闇中鬪
鶏ノ有無ヲ
尋ネシメラ
ル
鬪鶏ハ元來
幼君ノ御沙
汰

闇中可爲如何哉、可尋予之由、被仰下云々、先例不覺悟、近例永享無所見、停止可然歟、
鬪鶏事、根元幼主之御沙汰歟、長君之御時近代勿論、不打任事歟、旁御無沙汰可然歟、但猶
可有御尋歟之由、返答了、

廿二日、辛亥、晴、源富仲以使者、鬪鶏事、以昨日予申分伺申之處、勾當返事如此云々、

加一見返遣之、其返事分者、尋予可定由、被仰下候上者、重不可及披露候、罪々敷事、

停止可然分也、○下

三月三日、辛酉、晴、晚陰微雨、桃花佳節、傾盃催興、○中 今日内裏鬪鶏停止、依諒闇也、

於例者不勘知、唯不依例之有無、停止可然之由、先日予所計申也、凡鬪鶏事、幼主儀也云

祇候ノ人々

々、近代長君之御時有此事、不打任事、○下

〔實隆公記〕

三月三日、辛酉、晴、桃花節、幸甚々々、○中 御祝祇候人々、源大納言、

下官・右衛門督・新中納言(俊量、去廿三日任)・甘露寺中納言・民部卿・阿茶丸(金吾子)、以量朝臣、

重經朝臣・菅原爲學等也、今夜候黒戸、○下

〔久守記〕

○宮内廳書 陵部所藏 三月三日、晴、辛酉、

一禁裏トリ合ナシ、就諒闇之儀無之、

四日、壬戌、藏人右少辨萬里小路賢房、勅勘ヲ蒙リテ出奔ス、是日、

伯父勸修寺經郷ヲシテ、其家ヲ嗣ガシム、

〔宣胤卿記〕

二月廿二日、辛亥、晴、○中 傳聞、右少辨賢房女房事、舊夫伏見之津田也、

可達憤之由申之、語細川被官、昨日一昨日事歟、已可打入之由、風聞之間、賢房先隱忍

萬松軒云々、年來勸修寺大納言同宿、自舊冬彼亞相近所取立、(敦秀) 云々、事之次第輕忽、可悲々々、莫言

々々、勸修寺許人々行向相訪云々、

廿四日、癸丑、晴、○中 次向勸修寺亞相許、○中 賢房身上事訪之、亞相他行云々、○下

三月四日、壬戌、晴、夜雨、○中 傳聞、右少辨賢房、依女房事逐電、且勅勘、以守光被任

女房ノ舊夫
賢房ヲ襲ハ
ントストノ
風聞アルニ
依リ萬松軒
ニ隠ル
賢房ノ官ヲ
解キ廣橋守
光ヲ右少辨
ニ任ズ

延德元年三月四日

一八

右少辨云々、巨細先日所記也、可悲々々、一流事、被仰付經鄉卿云々、是又不相應事歟、實父方之伯父也、○下

〔實隆公記〕二月廿日、己酉、當番也、及晚參内、賢房進退事、去夜有雜說子細云々、（勝仁親王）於親王御方聞此由、言語道斷子細難述筆舌者也、

廿一日、庚戌、早朝退出、行水、時正結願之間、欲行齋食、但依右少辨身上事、無心元之間、朝間向勸修寺、（教秀）當年未能武家出仕之間、雖未罷向、難默止之間、密々罷向者也、○下

廿三日、壬子、天晴、風靜、○中今日向勸修寺、歸路向源大納言許、有示旨等、右少事也、

廿八日、丁巳、○中午後參萬松軒、謁賢房、及晚向勸修寺、源亞相來會、○下

廿九日、戊午、遣書狀於坂本、及曉天右少辨下向坂本云々、○下

三月四日、壬戌、晴、○中今朝女房奉書到來、賢房身上事、有被仰談之旨、不能記、今日以女房奉書、有被仰出勸修寺大納言子細云々、予披露之儀令治定歟、先以令悅耳者也、七日、乙丑、雨降、叡山有雪、餘寒以外甚、○中抑自今日大貳三位經鄉卿參内々小番云々、是爲萬里小路代者也、○下

三條西實隆
萬松軒ニ賢
房ヲ訪フ
賢房近江坂
本ニ奔ル

〔尊卑分脈〕藤原氏 高藤公流
勸修寺

經成

教秀

大宰大貳、權中、從二、
經熙 文龜四二十七薨、七十、三才

政顯

忠顯

賢房 參木、右大辨、爲冬房公、子孫在彼流、母同、

〔諸家傳〕

七中 賢房

冬房公男、實教

長享三年三月日解官、廿四

〔辨官補任〕長享三年

右少辨正五位下同賢（房）藏、三月日隱居云々、有子細、

正五位下同守光 三月十任藏人、右衛門佐、去佐、故權中納言兼顯卿男、實權中

納言廣光卿長、（男九）母前權中納言基有卿女、

〔職事補任〕

後土御門院 五位藏人

左兵衛權佐正五位下同賢房 （藤）廿一、長享三月日止職、

廣橋守光ヲ
右少辨ニ任
ズ

延德元年三月四日

一九

守光拜賀

延徳元年三月六日

右衛門佐從五位上同守光十八、同三十一、任右少辨

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲三十所收

六月十八日、○中略もろ光辨れもいり申、そうあり、御する二り・二色らり、つねの御所まで、御多いめんありて、御さり月ふ、

〔實隆公記〕

六月十八日、乙巳、天晴、○中略後聞、今夜藏人右少辨守光奏慶云々、官辨拜賀也

○廣橋守光ヲ右少辨ニ任ズルコト、便宜合致ス、賢房、勅勘ヲ赦サレ出仕スルコト、

明應四年二月十六日ノ條ニ見ユ、

六日、甲子幕府、山城久多莊地下人等ノ、近江明王院領葛川莊ヲ違亂スルヲ停ム、

〔明王院文書〕

○九近江

葛川庄兩奉行謹言上

訴狀
久多莊地下人越境シテ葛川莊内ノ炭竈等ヲ破却セントス

右當庄四至傍示事、被成代々御判、當知行無其煩候之處仁、久田者共、越境成違亂、剩當庄境内炭竈等、近日可破却企仕候間、可及弓矢之段、必然也、所詮任支證旨、被成下御成敗候者、忝可畏入候、仍粗言上如件、

長享三年三月日

〔明王院文書〕

○四近江

葛川四至傍示事、去應永二年被定置之、帶代々御判無相違處、久多庄地下人等越西堺、駈籠谷鎌鞍峯勘定瓦、近日炭竈以下及可破却之企云々、爲事實者、言語道斷次第也、所詮不日可止其妨旨、被成奉書了、宜令存知之由、被仰出候也、仍執達如件、

長享三三月六日

松田長秀(花押) 松田賴亮(花押)

當所名主沙汰人等中

九日、丁卯近衛政家、廷臣等ヲ會シテ、猿樂ヲ張ル、

〔後法興院政家記〕

○爲富三月九日、丁卯晴陰、自申剋時々雨下風吹、

關白(一條冬良)・飛鳥井大納言(雅親)

言入道・冷泉前大納言・勸修寺大納言・庭田源大納言・松木大納言・按察・大藏卿・藤

中納言・二樂軒・冷泉新中納言・甘露寺中納言・伯民部卿・姉小路宰相・雅俊朝臣・壽

官・宗祇等來、依招請也、勸朝饗、次有續歌興、三十首出題飛鳥井大納言入道、各詠一首、

有披講、次盃酌數巡、有猿樂、六七番歟、戌剋各分散、今日飛鳥井大納言入道・勸修寺

延徳元年三月九日

二一

近衛政家第
續歌會
參會ノ人々

宗祇

猿樂アリ

延徳元年三月十日

二二

大納言・按察・二樂軒・姉小路宰相等持來樽、(頭書)「聖門猶逗留、」
十日、辰、天氣如昨日、略關白・聖門等被歸、(道興)

中御門宣胤
諒闇竝ニ喪
中ノ猿樂ヲ
難ズ
見物ノ雜人
市ヲ成ス

〔宣胤卿記〕

三月九日、丁、晴陰、時々雨、略聞、今日近衛殿御亭、鷹司前殿・(政平)執柄(冬良)一條殿

被招請申、其外勸修寺大納言以下數輩被召、猿樂等亂舞云々、諒闇也、殊故禪閣去年十月薨給一回中也、可有斟酌事歟、於内々酒宴者、不及沙汰、猿樂見物雜人成市之條、不可然事歟、

○コノ後ノ猿樂張行ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔後法興院政家記〕

三月十四日、申、壬、晴、今日石藏ニ有猿樂云々、幕下・小女等參西御所、(近衛尚通)

政家石藏ニ
猿樂ヲ觀ル

十五日、酉、癸、晴、行向石藏、櫻花十分盛也、有猿樂、密々令見物、聖門・實門(増運)同有見物、猿樂四番目有喧嘩、聖門衆醉狂也、略

十六日、甲、晴陰、時々小雨灑、今日又令見物猿樂、略

十日、辰、鞍馬寺ニ御奉加アラセラル、尋デ、マタ賀茂社ニモ御奉加アラセラル、

聯輝軒永崇
ノ執奏
賀茂社ニ御
奉加アラセ
ラル

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 庫記録甲三十所收 三月十日、略くらはの御かうり、御うちうひ

ていじさるゝ、(就山永崇)まんきとり御申、

十三日、下かもの御かうりの事、(土御門)あむむとり申、御うちうひていじさるゝ、

十一日、巳、上巳御祓、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文 庫記録甲三十所收 三月十日、「あむのえの日の御人きやうらゝ、(頭書)

御しらゑいじさるゝ、御もとへ御なて物、(土御門有宗)御やうのり(とカ)ころへとりそひて(陰)つる、

やりて返らゝ、

十五日、酉、勝仁親王、中御門宣胤ヲシテ、愚問賢注ヲ書寫セシメラル、

〔宣胤卿記〕

三月十五日、酉、晴、略自親王御方、愚問賢注(勝仁親王)御本并御料番給之、書寫事、以民

部卿折番有仰、申領狀了、略

四月六日、午、甲、雨下、略自親王御方被仰愚問賢注、終寫功遂校合、付民部卿進之、

相國寺鹿苑院蔭涼軒主集證、(龜)五山ノ僧侶等ヲ招キテ、詩會ヲ同寺雲頂院雲澤軒ニ催ス、

延徳元年三月十一日 十五日

二二

延德元年三月十五日

二四

〔蔭涼軒日錄〕

○尊經 閣本

三月八日、天快晴、○中

晚來天洒雨、待橫川、桃源、春陽、東

雲、談單尺之時宜并人數事、以書立多少之二評之、多衆之書立可然、各有意見、其分相

定、芳洲、茂叔、春湖、南伯在坐、○下

略

九日、不參、天晴、○中

與茂叔、春湖、內談單尺之事、有宴、○下

十日、不參、天快晴、○中

命固監院來十五日齋并晚羹作法調之、調菜命次郎、齋四汁十

八菜、有三之膳、冷麵、九菓、晚羹羊羹、饅頭、麵、九菓、驢腸羹、切冷麵、三獻、惣

計五十員之用意也、夜來轉大般若、蓋來十五日會合祈禱也、自今日至來十五日可轉之也、

略

十一日、不參、天快晴、行事了、轉大般若、○中

宴了、遣茂叔於等持寺、預報來十五日

之詩會、贈青苔卅把、舜首座贈海雲三桶、兆藏主贈薯蕷一束、自智場坊、百猿圖四幅、

筆、來、掛之一見、則當日恰好也、可借之云々、又三幅壹對、和尚之觀音、脇月壺筆人

形、掛之、則劣於百猿之故返之、晚來、往小補、々々翁往永德之故、與東雲小話、乃往

永德、扣玄關數十遍、雖然、有小補聲而未開戶、已及歸、永德翁出迎、與小補品坐雜話、

談合單尺事、時彥龍來、及薄晚、皆見萬松築地、與彥龍、往方丈、與長老茶話、報來十

略

○下

顏輝筆百猿圖

五日之齋會、往龍珠、功叔見出迎、報齋會、與功叔、彥龍往、栖芳、月翁出迎、茶話報齋會、○下

十三日、不參、天快晴、○中 晚來功叔、彥龍來、內談單尺之時宜、二老歸後、愚往小補、二老先愚在小補、々々同途而謁萬松、々々御對面、奉報來十五日小齋、次謁聯輝、々々參內、相逢誠叔、奉報十五日齋、歸小補茶話、座有桃花一枝、持之歸、皆出門外、見相送、相約于小補云、來日齋罷、可有來臨、諸篇可白合、然者月翁、桃源、春陽可有同途云々、遣樹公等持寺、大昌院、靈泉院、西來院、仙館院、南禪方丈、報來十五日齋會、皆諾、轉大般若、○下

十四日、不參、天快晴、齋前取拂客殿掛繪、立花、立金屏、白菊之金屏一双、自寶鏡寺功叔見白出之、等持寺一双、彥龍半、午後白案內於小補、則月翁、橫川、桃源、春陽、功叔、彥龍、東雲來、有宴、三獻了、皆歸、齋前等持寺來、一見座敷見歸、禪昌院來臨、對面、禪昌云、楞嚴頭依疲氣、明日不可參、愚云、此會半御爲楞嚴頭也、御疲氣兼知之者可相延、此會者、早報南禪、建仁之諸大老之故、不及延之、遺恨萬々云々、晚來桃源、彥龍來、書立單尺人數、定試筆衆、命彥龍、茂叔書分之、東川、東雲、誠叔、子純、楞

楞嚴頭瑞朝
病ニ依リ不
參
試筆衆

延德元年三月十五日

二五

延德元年三月十五日

二六

嚴頭東啓、秀峰周高、季昭等麟、七員也、轉大般若、夜來橫川來云、楞嚴頭者雖爲辭退、今午禪昌

院來臨時、以面云、明日詩會許、楞嚴頭有御出者、尤可然云々、禪昌云、然者涯分加養生、可出由可命云々、如何、愚云、其分内々聽及間、遣樹子於禪昌院、齋罷、楞嚴頭御

出可爲幸云々、禪昌云、然者可參詩、試筆亦可勤云々、故早以其分書立之也、橫川又云、明日功叔并喝食可爲二番座之由、堅被白、其分可然、愚云、兔も角も可任和尚云々、自

秀峰紅白梅二朶、自東雲海棠一枝、自季昭緋桃兩枝、其外自所々海棠・緋桃來、略○下

十五日、不參、天快晴、五更起、行事如恆、轉大般若并滿散、早旦惣衆齋、一汁三菜、

諸大老相集、則評題於御影間、主位、鹿苑院瑞智、仙館院景盛、巢雲軒光珪、靈泉院龍正

宗、南禪寺桂橋、永徳院春陽、西來院、桂林、賓位、栖芳軒月翁、大昌院龍澤、小補軒橫川、相

國寺桃源、等持寺景徐、愚・秀峰・季昭、賦題紙各三枚、筆硯、東川・東雲・誠叔・子

純・秀峰・季昭、置之諸老前、東雲以小盆取諸題、渡與靈泉和尚、々々取之、向主位先盡

開之、重之而後讀之、筆硯以前衆取之、以寄松泉主人之五字見相定、東雲取題帨二枚渡

與鹿苑惟明瑞智、々々固辭讓秀峰、々々在愚左邊書之、東雲取之渡功叔、々々貼之四幅畫左邊、

聯輝・萬松在客殿、自餘衆皆在緣、諸老立則盛座牌、敷座氈、立座屏、主位、上方、永

參會ノ禪僧

詩題寄松泉主人

明僧季潭宗
助筆ノ松泉
主人ノ書軸

二番座

詩衆三十九員

徳院・等持寺・聯輝軒・萬松軒、賓位、鹿苑院・大昌院・愚、主對、栖芳軒・巢雲軒・

靈泉院・南禪寺・西來院、賓對、仙館院・小補軒、以上十五員、客殿百猿圖四帖、筆、顏、暉

卓胡銅大力ノ立、御影間松泉主人軸、筆、季潭、齋四汁菜十八、有三之膳、中酒二遍、冷麵・

九菓、茶了、功叔・茂叔・芳洲入座敷給仕、東川・東雲・誠叔・子純・秀峰・季昭・銳

公・藤子・聯公、子玉以下立縁、内衆、芳洲・茂叔・馨甫・南伯・春湖・竹圃・竺英、維

俊手長也、二番座、主位、季峰高・景甫陵・元齡龜・彦龍興・梅雲意・汝雪叔・月關透・

友竹貞・雪岑瑛、賓位、季昭麟・子英瑤・雪溪瑞、主對、子純孝・梅叔森・東川繁・東雲岱・

誠叔、允、賓對、功叔全・子玉珣・文物顯、廿員、與一番座同前、諸大老皆相集、雲澤軒

詩衆卅九員、此内、春・樹・成・愚四人、卅五員、他衆也、秀峰・季昭・楞嚴頭・子純・

誠叔・東雲・東川執筆也、書了、詩張座、則桃源和尚合詩、以秀峰爲首讀之、々々了、回

詩者一遍、々々了、茂叔取題重詩、々衆張座、主位、秀峰・鹿苑・子純・栖芳・仙館・巢

雲・等持寺、賓位、秀昭・大昌・聯輝・萬松、主對、楞嚴頭、靈泉・相國・永徳・西來・功

叔、賓對、南禪寺・小補軒・愚、廿員、羊羹・饅頭・麵・九菓、出盃四、春陽破盞、二獻、驢

腸羹、景徐破盞、三獻、切冷麵、功叔破盞、三獻過、各歸院、一番座間於書院著坐、主位、

延德元年三月十五日

二七

延德元年三月十五日

二八

詩會齋竝ニ
晚羹注文
二十三貫文

景三ノ詩
集證宗勸筆
ノ松泉主人
ノ軸ヲ眞藥
ヨリ傳領ス

梅叔・元齡・彥龍・梅雲・友竹、賓、雪溪・子英・子玉・文惣・景甫、宴與本座同前、二番、主、東川・誠叔・汝雪・芳洲、賓、東雲・月關・雪岑、與一番座同前、月翁・橫川・桃源・春陽・景徐以下皆坐殘、有宴、一遍、及昏黑皆、歸院、詩場諸役者、兼日與小補相定之、僉曰、一時快也、殊四美相并、一事亦無敗闕之儀、一衆同心之同德之故也、就中小補・功叔・彥龍・東雲、見納精神也、遣茂叔於小補・養花、伸今日勞煩之謝、○下十六日、不參、天洒雨、昨日天氣晴朗、今朝天朦朧、皆言奇特之事也、○中 今早祝都寺持一繩來云、昨日之詩會潛伺見之、則實叢林之盛事、不可過之、感慨太多云々、愚丁寧謝之、廿日、天快晴、○中 學西堂持十帖一兩來、十五日詩會齋并晚羹注文一見之、貳拾三貫餘、此外樽十三荷自所々贈之、於詩衆者、一樽亦不受之、若有贈者則直還之、況袖裏輕物等、一切不受之也、院內之贈受之、東西太半有惠意也、

〔補菴京華外集〕 上 寄松泉主人

海內文章天界師、客來不問主人誰、清風明月松泉會、正是花飛蝶駭時、

長享三年己酉暮春十五日、蔭涼松泉翁、招諸老題詩、日山中、日洛下、會者三十九人、一時盛事也、蓋續先雲澤師禪佛之會也、壁上掛松泉主人之軸、全室所書也、翁自先師

傳以爲珍、松泉之扁在此矣、故評題得寄松泉主人五字云、景三志、

〔翰林葫蘆集〕 六 寄松泉主人 全室篆字、

松泉寶墨至今傳、李白題詩處老禪、不覺主人門作市、聽風掬月在吾前、

又代人、

松茂泉清茂以加、盡將風月屬詩家、主人自是山中相、掬取餘流欲灌花、

○集證、龜 泉、相國寺雲頂院內ニ松泉軒ヲ翹メ、ソノ立柱上棟ヲ行フコト、七月二十

八日ノ條ニ見ユ、

十六日、成、甲是ヨリ先、前參議平松資冬、丹波ヨリ上洛シ、小番ニ召加ヘラレンコトヲ請ヒ、之ヲ聽サル、是日、資冬、出仕ス、

〔宣胤卿記〕 三月十六日、成、甲朝陰、微雨、又晴、朝食後早參内、番第二參也、請取

長胤不見、經程參、頃之退出、如何、申許刻季經卿公藤參之後、予退出、二條前宰相

資冬卿、號平松、多年不仕、在丹波國知行所、依窮 來、被召加當番之間、自今日可參云々、對面、

困也、去月上洛、不仕恐怖、御番參事申請云々、教秀 答珍重之由、此事一昨日歟、勸修寺所被申送也、此卿元來番衆也、知行依有名無實、申免

御番、數年在國也、晚又參内、番衆晝夜皆參、予・季經卿公藤・資冬卿・實澄朝臣・長

窮困ニ依リ
多年在國ス

延德元年三月十六日

二九

延徳元年三月十六日

胤等也、近臣(甘露寺)元長卿(山科)親代、言國卿等也、

○廣橋守光、小番ニ召加ヘラル、コト、便宜左ニ合敍ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記録甲三十所收

九月廿一日、(廣橋)あしひのちとふる、(中)もり光ふいゝのもんゝ入ら

れてしこう、御さう月ふ、

義熙病篤シ、是日、幕府、諸寺ヲシテ、其平癒ヲ祈ラシム、

〔蔭涼軒日録〕

○尊經
閣本

正月十五日、不參、天快、(晴脱カ)大藏話桂子曰、去二日、自江

之御陳、被進御文於上様云、年始早々可白御成、太心氣起之間、春長可白入云々、年後

御機嫌不可也云々、(略)

三月十六日、不參、天洒雨、昨日天氣晴朗、今朝天朦朧、皆言奇特之事也、(略)自今日

三ケ日、江之相公御祈禱之事、可被命諸五山之由、十八日所々簡集之可賜、十九日可獻

江之御陣云々、當院亦自今晚課大般若、(略)

十七日、不參、天快晴、(略)晚來轉大般若、(略)

十八日、不參、天晴、(略)轉大般若若滿散、札十枚命昌子書之、諸寺院札六十四ヶ所分、

自鹿苑來、同一番書立之相副也、(略)

三箇日
諸五山ノ祈
禱

六十四箇寺
ノ祈禱札

集證諸寺ノ
祈禱札ヲ持
チテ鉤ニ往
ク

十九日、不參、天快晴、餅後修懺、導師芳洲、香華春湖、半齋々會如恆、午後俄赴江之

御陣、以久公爲侍者、上下九人、内昇丁三人有之、及昏黑著旅宿、先遣久於二階堂陣所

云、諸寺院御祈禱札持參之、可預御披露、二階堂乃刻自御陣所出、少休息而可參、可有

御參、可致披露、有頃、又遣久於二階堂、々々云、只今可參、可有御參云々、先往二階堂

陣所、則堂參御陣所云々、愚亦參御陣所相尋二階堂、諸札并書立折帡、又蔭涼軒御祈禱

之札、別進上之、二階堂披露之、上様御返答曰、御祈禱札持參神妙也、公方様只今御寢、

御目醒可有御頂戴云々、有頃、御目醒、則御頂戴之御返答有之、乃出於旅宿、喫晚浪横眠、

於御陣所聽五鼓、自海阿以範知客、可來宿之由有之、雖然、成文・成育・狩野介在海阿

陣所、以故愚不赴之也、轉大般若并滿散、蔭涼軒分也、愚上帽友竹括之、(略)

廿日、天快晴、喫早飯赴海阿陣所、則二替・狩野介・邸主喫晨炊、勸以盃、盃了、乃歸洛、

命久云、有馬殿・大館左衛門佐殿・二階堂・結城越前守・飯尾加賀守宅、各往可云、雖

可參以急事歸洛、以故不能參云々、可如此云々、徑謁東府、參江之御陣所之由白之、左

京大夫殿御白次、御祈禱神妙之由、御返答有之、(略)及歸、自方丈以侍衣、相公御不例

之時宜見問之、又自小補以琳上司、見問御不例之様、皆以實答之、(略)

延徳元年三月十六日

三一

三〇

延德元年三月十六日

三二

幕府相國寺
ヲシテ百座
楞嚴咒ヲ諷
誦セシム

義熙ノ侍醫

日野富子鉤
ニ往ク

廿一日、不參、天晴、○中及歸、自堀出雲守(古先壽光)以兆上(秀世)司贈三結云、江之御所様御祈禱轉大

般若札進上之事、被仰付者可爲幸、乃命昌子書札十枚、命院衆轉大般若、凡清衆十七員、○下滿散了、勸冷麵、勸般若湯兩三遍、札十枚贈堀方、上書無之、去々年例如此、

廿六日、天晴、自半夜之前電光若曜、雷聲大震、及曉天降雨、白則雨歇、一時奇怪也、

齋前集諸徒轉大般若、蓋邇來依不例日課懈之、得諸徒之力補之、芳洲・春湖・馨甫・南

伯・悅叟・伯聖・桂・昌、○中自飯尾加賀守・同大藏大夫方、以辰刻連署、百座楞嚴咒

不移時刻、爲御祈禱可令諷誦之由、可命寺家之由有命、同寺家(兼進)亦有折帟、自方丈以子

英引導、彼兩使來、面兩使・同子英、乃調返章渡之、遣桂子於鹿苑院云、見諷誦百座楞嚴

呪者可然、於此方、亦可令諷誦云々、院主之他、傳語侍衣歸云々、乃命諸徒、諷誦白傘蓋

一百座、及唱咒三返了、○下

四月五日、不參、天晴、○中祐乘坊來、談悅山居士御病中之事、重長・兼安・清侍從・

祐乘坊・上池院相談、進上藥、竹田法印稱病不參也、○下

〔後法興院政家記〕三月十九日、丁陰、朝間細雨灑、○中入夜聖門被來、大樹御

歡樂以外危急云々、晚景自御陣(御臺)、以使者、爲御加持、聖門早々可被參之由、有其命

富子聖護院
道興ヲシテ
加持セシム

病少減

陣中道興加
持ノ驗ト上

池院宗精良

藥ノ徳トヲ

稱美ス

近衛政家書

狀ヲ以テ義

熙ノ病ヲ問

フ

諸人馳セ參
ズ

勸修寺教秀
鉤ニ向フ

教秀義熙ノ
病狀ヲ奏上
ス

云々、御臺昨日下午向御陣云々、

廿一日、己晴陰、○中大樹不例事、聊被立直云々、

廿二日、庚晴、昨夕聖門歸洛云々、大樹不例有少減之由、有世聞、

廿四日、壬晴、自御陣(進藤)有注進、大樹御歡樂有減氣云々、聖門御加持之驗、上池院

良藥之徳、共以奇特之由、於陣中稱美云々、聖門又明日被參御陣云々、

廿五日、癸晴、入夜雷雨、御陣之御所上臈并高倉局へ、以書狀御歡樂事驚存之由、可

被申入之旨申遣了、

〔宣胤卿記〕三月十九日、丁陰、○中聞、室町殿御歡樂、以外御增氣、無憑御程云々、

驚存者也、今日勸修寺大納言參江州云々、

〔實隆公記〕三月十九日、丁丑、晴、○中抑大樹御不例危急之由、有其聞、今日御臺

渡御云々、諸人馳參之由、及晚聞之、

廿日、戊寅、晴、大樹御事、浮說縱橫、消魂計也、入夜雨降、○下

廿一日、己卯、天晴、○中勸修寺大納言、自江東今日上洛、(昨日下)直參勾當局、彼御不

例之趣等申入之、凡御減氣云々、珍重々々、○下

延德元年三月十六日

三三

延徳元年三月十六日

三四

〔親長卿記〕 三月廿日、陰晴、○中 今日人々多參江州、大樹御所勞危急云々、

〔久守記〕 ○宮内廳書 陵部所藏 三月十八日、晴、丙子、

一御臺江州御所御違例大事之由候て、今日御下候也、

廿四日、晴、壬午、

一細川殿御陣へ被下候、今日少人數也、

〔政覺大僧正記〕 十七 三月十九日、丁丑、

一實圓見濃公、今夕京ヨリ罷下、御陣御所様御歡樂以外云々、

廿日、戊寅、

一家門二條持通エ御陣御所様御不例事尋申、仍御榼壹荷進之、

廿一日、己卯、

一家門ヨリ御書到來、御陣御所御不例、去十七日ヨリ之儀也、聽而十八日上様御成云々、

其外御所々々、大略可在御出通ナリ、東山殿御仰天以外云々、

廿二日、庚辰、

一判官夏弘罷下、室町殿御不例被得御減云々、

大乘院政覺
義熙ノ病狀
ヲ二條持通
ニ尋ヌ

細川政元

興福寺并ニ
七大寺

政覺卷數ヲ
進ム

正月頃ヨリ
違例
義熙水ト酒
トノミヲ用
フ

廿三日、辛巳、

一家門御書到來、室町殿御不例之儀、一昨日ヨリ御少減云々、天下大慶、不可過之、

一傳奏御教書到來、

室町殿御不例御祈事、自來廿六日七ケ日間、可抽精誠由、可有御下知寺門并七大寺

由、被仰下候也、誠恐謹言、

三月廿二日

教秀

興福寺別當僧正御房

如例相觸之者ナリ、藥師寺并舜法橋方遣之、

廿五日、癸未、夜大雨風雷電、

一御卷數予進之、

〔大乘院寺社雜事記〕 八十 正月廿二日、

一廿日難波修理亮書狀ニ、勾御所御違例也、仍十六日女中御下向無之、○下

三月十八日、

一昨日松林院律師來、色々相語、勾御所御違例珍事云々、水與酒計聞召、不思儀云々、

延徳元年三月十六日

三五

延徳元年三月十六日

三六

十九日、

一三乃公自京都罷下、○中 昨日四時分自江州注進、御違例以外也、大略不可有正體云々、

仍御臺以下、俄ニ勾ニ御下向、一天仰天、以外次第也、仍先以罷下云々、御違例事、

自御局書狀在之、

廿一日、

一勾御所御違例以外、悉以御下向云々、今日東山殿可有御下向之由云々、大略御事治定

歟、御物等京都へ被渡之由聞之云々、〔二條持通〕 大閤御迷惑之旨被仰下、今日被立御使〔云々力〕

廿二日、

一富少路藏人〔資道〕社參、案内者判官來、見參、彼御違例、先以無爲、可有御歸陣云々、御留守

者今出川殿御息之由云々、御臺勾ニ御座也、○下

廿三日、

一○中 松林院相語、御違例以外云々、御口より血色々物出云々、又自京都注進到來、先

以無爲、但始修儀無心元旨、〔典藥〕 傳樂重長并正智院法眼申云々、御祈禱事、昨日傳奏自江

州罷上、御教書被書出之、今日到來、寺門并七大寺御祈事也、雜掌袖留木申下之、申

義政鈞ニ下
向セントス
トノ風聞

吐血ス

狀始修儀、如何云々、

廿五日、夜大雨下、電光九時分也、

一自西室僧正方書狀到來、彼御不例、於今者被取延之、珍重々々、此間籠居之御乳人兩人被召出之、今日自寺務、御卷數上之、

〔北野社家引付〕

○東京教育大學文學部日本史研究室所藏 三月十一日、天氣殊勝、○中

一今日新介殿、神馬、藥師寺三郎左衛門方へ引遣、可然馬ニ可替由申遣云々、

十四日、天氣殊勝、○中 自細河殿神馬被參候、〔總〕 圓藏主被引參也、即御卷數參也、就公方

樣御不例御祈禱之神馬云々、

十五日、天氣快晴、○中

一同朋越阿、就御所樣御不例、御百度沙汰之由在之、同金覆輪奉納罷出之間、不能對面、

十六日、雨降也、但自己刻快晴也、 今日爲御所樣御祈禱、御前御千度致沙汰、御卷數進上仕也、同四季諸

神通夜、自十一日、明且結願、仍同御卷數進上申者也、千喜萬悅云々、使相模也、

十八日、天氣曇、○中

一御陣御所樣就御歡樂、於當社御祈禱事、可被成奉書由申遣之處、〔松田〕 長秀返事奉書迄も不

延徳元年三月十六日

三七

延徳元年三月十六日

三八

可在之候、爲當坊相觸一社、任先例可有其沙汰由候間、(盛増)戊刻以目代致注進社務者也、相模戌刻罷上也、

一自社務御教書、亥刻被成畢、即相觸一社、自十九日一七ケ日奉始云々、

廿日、天氣快晴、御陣御所様御歡樂御大事由在之、各被馳參云々、當坊最前雖可致參陣、

有社家致御祈禱候條、先規之間不參也、但依事之躰可參者也、(光山聖俊尼)南御所様も今日御參陣

在之云々、

廿一日、天氣殊勝、今日就御不例參陣、自未刻御効由在之、天下太平珍重、

廿二日、天氣快晴、今日南御所様へ、御陣之御所様御不例御効目出由申致祇候、於心教

寮大酒在之、其歸濱方へ音信、

一今日清岩庵蘆毛馬乘來也、以前鹿毛替也、細河殿神馬先遣之、

一自今日御陣御所様御祈禱、重一七日可致、一社參勲由、自傳奏竹内殿へ御教書在之、(曼殊院良鏡)

自十九日御祈禱雖令始行、御所様一段之御不例之間、不能是非、各致參勲者也、爲後

證注之、

廿四日、天氣曇、自未刻快晴、今日御祈、唐餅・(署預)署預・申柿也、使加藤也、今日御祈南

御所へ參云々、

廿五日、天氣快晴、自亥刻雷鳴、大雨降也、今日就御陣御所様御本腹、東山殿様へ參上

仕、伊勢右京亮殿ニ申入也、尙以運雨非直事者歟、(貞達)

一自十九日御祈禱、今日結願、仍御卷數進上仕也、細河殿昨日先大津迄參陣由沙汰在之、

〔將軍義尙公薨逝記〕

(河内宏行) 宗高

さ、浪や立かへる春も、ことしなん三とせと申二月のはしめつかたより、れいならぬ御事とて、わたらせおはしまし、かとも、とりきはめたるおとろくしき御なやみにハマしまさず、またをこたり給ふさまにもなくて、三月にもなりぬ、三日にハ曲水の宴といへる題をたまはせて、人々の歌ともめして御覽しなと給ふ、十日のほとよりそいとあしう成まさり給ひて、はかなき御くたものをさへ、御めふれ給はさるさまにおハしますとの御事なれハ、上下みな心をまとはして、うつし心もなく、誰々もた、朝夕佛神にまうて、一すちにのみ祈り奉るより外のとなく、いそきけんあるかきりして御祈ともはしまり、もろくのやしるに神馬ともたてまつらしめ給ふ、いしともみな京より參りあ

曲水宴ノ歌
題ヲ人々ニ
頒ツ
病篤シ
人々神佛ニ
平癒ヲ祈請
ス

延徳元年三月十六日

三九

延徳元年三月十七日

四〇

聖護院道興
等ノ加持モ
甲斐ナシ

聯輝軒永崇
祇候

つまり、東山殿へも、此よし馬をはやめ、しきりに申されしかは、おとろきおほしめし、十八日にハ、うへ様の御方ならせおはしましけるにそ、女中誰もくちからをえ侍りける、夜晝御心に入させおはしますゆへか、又ハ祈療の御しるしにや、廿日のよひのほとはいさゝか御かゆなともまいりしにそ、みなものおほゆる心ちし、夜のあくるやうに侍りし、さるにいかなる御事にか、廿五日のよひ打するほとより、又おなしさまにわたらハせ給ふとて、御くすしめしゝかハ、いかにわたらせ給ふにかと、きもをけし侍る、折しも俄にかみなりひらめき、雨風の音すましまさも、よのつねならすふしきのとくそ申あへり、さてあかつきよりハ、猶との外の御事にて、所々の御誦經の御つかひとも行かふひまなく、人々もあしをそらにしまいりぬ、御かちにハ、天台の座主・聖護院御門道興跡など、立かひりるかはり、かむたんをくたき給ひしかとも、かひなくて、廿六日の巳のおはりの程、終に雲かくれし給ひぬ、略

○義熙、薨去ノコト、本月二十六日ノ條ニ見ユ、

十七日、乙亥和漢聯句御會、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記録甲三十所收

三月十七日、御連く御さし、就山永崇れんきも御らり、

〔實隆公記〕

三月十七日、乙亥、晴、略今日内裏御聯句、雖有召不參、

○コノ後ノ和漢聯句御會ノコト、及び中御門宣胤第竝ニ勸修寺教秀第和漢聯句會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記録甲三十所收

九月六日、略せんき・もんさう御らり、

ひしともらる、略

十二日、略せんき・もんさう御ひしらるとて御らり、夜入て御れんく一日のこり御さし、

〔實隆公記〕

九月六日、辛酉、天晴、略入夜參内、當番、四辻季經卿・五條爲學等候之、聯

句五十句俄御張行、就山・宗山候給、爲學執筆也、

十二日、丁卯、天晴、略秉燭之後、終百句功、予當番之間、不令退出祇候之處、先日

先仙御連句殘五十句被續之、宮僧兩人・爲學候之、半更後終功了、連句御製廿一句、
萬松廿一、下官廿三、

爲學○下
九、略

〔宣胤卿記〕

二月三日、壬辰晴陰不定、略正彝藏主來、和漢聯句一折沙汰、予俄當

座發句、梅ウレ水清邊ミヅ、略

延徳元年三月十七日

四一

中御門宣胤
第和漢聯句
會

勸修寺教秀
第和漢聯句
會

廣橋守光ニ
託セラル
返事アリ
憂慮シ給フ

興福寺大乘
院ノ庭等ヲ
御覽ゼラル
御供衆

延徳元年三月十八日 二十一日

四二

〔實隆公記〕 九月廿九日、甲申、天晴、入夜雨降、依招引向勸修寺、姉小路宰相・師（基綱）富朝臣・正彝藏主等入來、聯句十六句、有晚食、（小路）略

十八日、（丙）勅書ヲ賜ヒテ、義熙ノ病ヲ問ハセラル、（廣橋）御湯殿上日記

○京都御所東山御文 三月十八日、（中）むろはち殿御もうたまりく、（廣橋）まうき、（廣橋）いらさるる、（廣橋）もり光御ちんゑらるよし申、御ふみよて御申、

十九日、（中）御ちんよりの御返事らる、よた御ふんもなくておとろきおほしめす、

廿一日、（己）伏見宮邦高親王妃、奈良ニ遊ビ、是日、歸洛アラセラ
ル、

〔大乘院寺社雜事記〕 百十 三月十六日、（宣親）一伏見殿御衆入御、庭等御覽云々、御共中山・東坊城・庭田御方・持明院等、成就院御

覽云々、所々今日御覽云々、（基春）

廿一日、（藥師寺元長）一備後守昨日罷上了、伏見殿御衆御上洛、下渡船事申付之、御興二丁、人數三十五人云々、

〔御湯殿上日記〕 （京都御所東山御文）庫記録甲三十所收 三月廿一日、とい御をやうより、ならの御宮け

らる、

廿二日、（中）みなみの御方より、ならの御宮けらる、

二十二日、（庚辰）義熙、希杲（東昇）ヲ東福寺住持トナス、是日、希杲、入寺
ス、

〔蔭涼軒日録〕 （尊經） 正月廿九日、不參、曉來天降雪、早且晴、（中）南禪住持（桂哲）了庵和

尙來賀云、龍眠庵之希杲西堂東福入寺之事、來月五月初午以前、有内報者爲幸、入院者

可爲其以後云々、（中）略

二月五日、天氣半陰半晴、（中）早且鹿苑侍衣、持入寺之書立、東福寺入寺希杲西堂、（中）略

廿一日、不參、天快晴、（中）遣桂子於江之御陳、白疏之御銘、（諸寺、義熙ニ誕生疏ヲ進ムルコト、正月二日ノ條ニ見ユ、）略

能倫亦下國、（中）又入寺三所書立一通、（中）可致披露由命桂子、（中）略

廿三日、天快晴、（中）及歸桂子・能倫自御陳歸、（中）希杲西堂東福入寺、（中）御判廿二

日被遊之、（中）略

廿八日、不參、天晴、（茂叔集樹）樹・春・桂、（大智院半陶齋カ）赴陶化坊齋會、齋罷、東福新命東昇西堂來、面之、（中）略

延徳元年三月二十二日

四三

入寺法語草案

三月十五日、不參、天快晴、○中 詩前了庵携東福新命希杲西堂來、入寺法語草案持之來、一覽返之、

希杲集證ニ禮謝ス

廿二日、不參、天快晴、○中 今日東福寺入院、新長老東昇和尚爲禮謝來、不面之、○下

〔扶桑五山記〕

五 山城州慧日山東福禪寺

住持位次

百八十世、東昇、諱希杲、文龜二九月四日滅

○希杲東福寺退院ノコト、五月九日ノ條ニ見ユ、

二十三日、辛 嘉樂門院御追善ノ爲メ、眞盛ヲ召シテ法華經提婆品ヲ講ゼシメラル、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲三十所收

三月廿三日、からくもんるんの御しめよ、志ん

とい上人よ、しめ脱カ といかんじんをらるゝ、りねてこのふんよてせられさるゝより、なりハしのつるよてあり、ふよりハしめらるゝ、うへくち、御ちやうもん所よて、宮の御勝仁親王りハしめいらせて、御所くもなる、うくち、おとこちのちやうもん所よて、ひさしさざられて、下をりくの人くもまでも、ちやうもんさせらるゝ、あしくとタリくと二しひあり、上人のやとハ、このしひハ御ちの人のさとなり、

長橋局ニテアリ
勝仁親王始メ宮々モ御聽聞アラセラル
朝夕二座

十念ヲ受ケサセラル

伏見宮邦高親王御聽聞延臣宮女等圓頓戒ヲ受ク

義熙ノ薨去ニ依リ結願ヲ急ガセ給フ
結願

眞盛ノ請ニ依リ講進ノ經卷ニ宸筆ヲ以テ外題及ビ奥書ヲ染メサセラ

廿四日、ふも御しんき、御十添んのき御うけあり、上人りたてらるゝ、

廿五日、○中略、月次連歌御會ノコトニカハル、正月二十五日ノ條ニ收ム、はしまらぬさたよしんき、タリくハてさせまして

れちなり、(邦高親王)ふし殿ふハ御ちやうもん、

廿六日、あさしんきハてゝ、やとよてゑんとんりいあり、女もうしち・おとこしちもも

もの、もてゝタしんきり、○中略、義熙薨去ノコトニカハル、其ノ條アリ、御おもてむきよて、御しんきをま

おけるへまなれとも、かうしの事□ふり、あままでの御くまんなるゝより、タリく□十九

□添ん一さ□あすハとくけちくまんなるへき御さしなり、

廿七日、けさとくもんきまちくまん申さるゝ、御りうしのあり□さると色くよ申さ

れて、ちやうもんのともしららくるいとまさらるゝ、御十添んタリくしんきのしひと

よ御さしあり、このふひの御きやうよ、まじの事上人申さるゝ、御にくりたも御さし

りりてけりもさるゝ、御とりともなせらるゝよおをさられて、上人へつりもさるゝ

なるゝ、すたしる御□のよし、りりくたよし申さるゝ、○下

〔宣胤卿記〕

三月廿三日、辛 晴、自今日至廿八日、眞盛參内、於長橋局、談申提婆

品云々、雖可聽聞、候所無覺束之由間不參、

中御門宣胤
聽聞

延德元年三月二十三日

四六

廿五日、未、晴、夜雷鳴雨頻、著衣冠參内、○中先於勾當局、眞盛上人提婆品講尺聽聞、出御簾中也、直垂衆等、被搆假庇、雜人等庭上群集、不可然事歟、但佛法結緣、利益無量乎、事終各受十念、○中又於勾當局法談聽聞、自廿三日朝夕二座也、事訖退出、于時日沒程也、○下

眞盛ハ布施ヲ取ラズ
斷物ヲ以テ布施トナス

廿六日、甲、晴陰不定、早旦參内、於勾當局、法談聽聞、○中今日於眞盛上人旅所、御乳禁裏

人休所、元海住（中御門明覺）有圓頓戒、予爲先考受戒血脈以後御法名、此上人取布施、以絕物爲布斷歟施、仍予一期之間、不可殺生、不可食獸、此兩條爲布施、予元來不殺生、不邪淫、稱名念佛無懈怠、往極樂思定者也、歸宅之後又參内、聽聞同前、退出之後、以量朝臣告送云、又有御談義、可參云々、倒衣參内聽聞、依室町殿御事、早々可被果之間、俄今日及三座云々、今日番請取、實久卿相博、爲宿、法談以後不退出祇候、長胤依不具不參、○下

廿七日、乙、卯、晴、退朝、則又參内、法談聽聞、提婆品結願也、

三條西實隆
聽聞

〔實隆公記〕三月廿三日、辛巳、天晴、今日爲教國卿番代祇候、自今日、眞盛上人於勾當局講提婆品、嘉樂門院追善之御願也、每日兩座、五ヶ日十ヶ度可終功云々、夕座令聽聞、退出、則歸參、

實隆外題及
ビ奥書ノ草
案ヲ上ル

廿四日、壬午、天晴、今朝講尺聽聞之後退出、○下

廿五日、癸未、天晴、早朝參内、講尺聽聞、○中及晚又有提婆品講尺、事了、退出、○下

廿七日、乙酉、天晴、早朝參内、提婆品講尺今朝終功、○中抑此間所講之提婆品新摺寫云々、

銘并奥書事、可被染宸筆之由、上人所望云々、其銘可爲如何様之由被仰之間、大概書草進上了、○下

〔親長卿記〕三月廿二日、晴、予腰所勞之間、自明日、提婆品談義可聽聞之由、雖有其催、不參、

廿三日、晴、今日有御談義云々、依所勞不參、

廿六日、晴、○中今夕有女房奉書、此間有提婆品談義、然室町殿有御事之由風聞、明日

講尺可有御斟酌歟、如何、予申云、雖爲法事、明日之儀無御沙汰之可然之由申了、後聞、猶有講尺云々、予意見不叶時宜歟、又誰人意見哉、

〔久守記〕○宮内廳書三月廿三日、晴、辛巳、

一シンセン上人於禁裏、提婆品談義、長橋局ニテ、

〔眞盛上人年譜〕○近江

延德元年三月二十三日

四七

義熙ノ薨去
ニ依リ談義
繼續ノ可否
ヲ甘露寺親
長ニ諮ラセ
ラル

〔附録〕或記曰、○或記トハ宜胤卿記ナルベシ、前掲同記ニ同ジキヲ以テソノ文ヲ略ス、

右一卷者、後土御門院御宇、眞盛上人於長橋局法談等之事、青蓮院御門跡舊記之抄出也、今度依西來寺當住眞荷懇望賜之、自長享三年歷二百七十歲也、而今一宗更知之、寔爲佛法之冥感者歟、依青蓮院宮御氣色錄子細訖、

寶曆八年二月十一日

法印大和尚位判

二十六日、甲内大臣征夷大將軍從一位足利義熙、義近江鉤ノ陣中ニ薨ズ、

〔公卿補任〕

四十内大臣從一位源義一、廿五征夷大將軍、右近衛大將、兩院別當、

三月廿六日、於江州帷幕薨、廿五

〔蔭涼軒日録〕

尊經三月廿六日、不參、天晴、自半夜之前、電光荦曜、雷聲大震、

及曉天降雨、白則雨歇、一時奇怪也、略自功叔、周興以彥龍告曰、江之大將軍、今日巳刻

薨矣、龜泉集證愚面彦龍聽之、乃閣呪小諷經、々々了、於書院、集諷經衆有宴、楞嚴呪札十枚調

之、亦棄擲之、自方丈贈楞嚴呪、同棄置、及薄晚、義政謁東府、明且可謁江之御陳之事將伺

之、於河原、飛脚者以折簡與愚云、御園齋藤筑前守奉之、不移時刻、可參江之御陳云々、折

簡文如此、謁東府、逢後藤佐渡守、謂愚云、若參江之御陣者、可召具衛護之衆、途中忿劇之由、有其聽云々、大館刑部大輔殿、亦同立緣談之、愚出彼折簡、兩人一覽云、此折簡木阿手蹟同判形也、以此旨、白相公云、明且可參御陣、如何、相公曰、可令參陣云々、白次左京大夫殿也、乃退出、乃往鹿苑院、惟明瑞智面院主云、明且可參御陣、主云、江之忿劇、以外之由、有其聽、能々可有覺悟云々、及歸命梅・棠、雲甫集梅・南伯眞棠・久三老云、明且參陣可令同途、三老皆諾、於爰調其儀、

廿七日、不參、天快晴、早旦起、喫草飯了、赴江之陣營、昇丁盡差合、力者八員具之、警固衆五員、僧衆三人、夫丸等十八員下國、於氷之岡峙、逢藥師三郎左衛門尉、往于大津、其軍兵數百人有之、午前往海阿陣所、乃參御陣所、略乃往備中陳所面之、備中守

云、略於御陣、皆々可致談合、先可被參御陣所、我亦乃可參云々、愚往于御陣所、待

備中守殿、々々參、引愚於相公殯所令見之、就山永徳・宗山等貴聯輝・萬松・功叔侍坐、武田光祿・大館左

衛門佐・伊勢備中守、其外奉公衆數輩侍坐、皆淚痕也、然間、愚曰、已向溫氣、除御溫

服、白帷被著之可然、又以水銀被入御口・目・鼻・耳等可然、又被縛桶入之者可然、備

中守殿、條々得其意之由有之、略於簾中有宴、功叔見進之、梅公亦與之也、宴了、愚

集證義照ノ遺骸ヲ拜ス集證遺骸ノ處置ヲ指示ス防腐ノ爲メ水銀ヲ用フ

顔面生ケル
ガ如シ

遺體ヲ桶ニ
納ム

廣澤尙俊落
髮ス

大乳人落髮
義熙辭世ノ
和歌ヲ萬葉
書ニ書ス

集證富子ヲ
弔ス

延徳元年三月二十六日

五〇

又往殯所、一見彼御顔面、實如生也、乃歸海阿陣所、蓋以功叔請御暇於上様、歸洛也、
於海阿陣喫糲、飲酒退出、殘置梅・棠二老、具久子一人歸、八鼓之後、投戶津之旅宿、
及薄晚々、了、横眠、○下

廿九日、不參、天快晴、○中 自江之御陣、梅・棠兩人歸洛、相話云、○中 又謂、昨日於

持佛堂沐浴、奉容桶、終夜坐不醒之、陀羅尼有之、就山・功叔相共辨之、及四鼓刻、有新

戒一人、著黑布衣入坐、見之廣澤左馬助發心而落髮披緇、燒香誦呪、可憐々々、○下

四月朔、己、不參、天晴、○中 高岡云、大乳人明日可有落髮云々、○中 春湖語云、去月

十七日、悅山相公和歌有三首、なりらゑし人れ心も見へきに露の命そりなりけり

出日れよの國までも鏡山と思志事もいゝけられ身や をしを草あまれそてしれ浦波之屋

とすも心有明の月 奥二首者萬葉書被遊之云々、○下

二日、不參、天快晴、○中 午時謁西御所、先愚功叔在御所、愚以功叔先御吊白之、○中

上様以功叔曰、如此之時宜、雖爲何事不可知、若又可知之子細有之者、可被尋云々、四

歲而離父、日野政光自其以後、如此之憂患事無之、諸篇茫然云々、○下

三日、天降雨、○中 仲清話云、飛鳥井自樂軒云、悅山三首倭歌尤妙也、其一首、なりら

義熙辭世ノ
和歌ヲ義政
ニ贈ル
河原友直落
髮ス

富子集證ニ
義熙乗用ノ
興ヲ與フ
義政落髮後
義熙ニ與ヘ
シモノ
大藏卿局落
髮
戒師眞盛

ゑハ人の心も見るへきよ露れ命そりなりけり 是ハ十七日こあそもさりけり、又一首、
をしを草あまれ袖しれ浦波に屋とすも心あり明の月 是ハ廿五日こあそもす 出日のよ
れ國までも鏡山と思志事もいゝけられ身や 是ハ廿六日こあそもす、萬葉かきよめされ
て東山殿へまいらせらほなり云々、○下

五日、不參、天晴、○中 申刻、河原備前守殿、於當院落髮、愚當剃刀、柏首座剃之、以

後有宴、雲澤衆相集、以一纏爲嚙金、愚贈剃刀二雙箱之、河原備州、法諱直譽、字稱岳、

々々者愚會所稱也、剃巾白布一端有之、禪力々者貧乏之故、相副一指與之、染爲上衣、

彌次郎殿亦在座、剃巾布一端有之、禪力太困窮之故與之、○下

六日、天陰、不參、○中 自河原備前入道殿、以其息彌次郎殿、伸昨日之謝、○下

十六日、不參、天洒雨、○中 悅山相公御興、自功叔見贈之、蓋上様可賜愚之命有之、以

故贈之也、宗康康子云、此御興者、東相公御落髮之後、被進悅山相公者也、○下

廿日、不參、天快晴、○中 往大藏卿局、昨日於坂本、眞盛上人爲戒師剃髮、爲黑衣、面

愚雜話時移、○下

九月廿九日、不參、天晴、五更前起行事、々々了、課大般若、未明剃頭、參雲門、夜白

延徳元年三月二十六日

五一

延德元年三月二十六日

五二

則赴三會院半齋、常德院御輿并襦衣、今日始乘之著之、先往三會、○下略

〔蔭涼軒日錄〕

○尊經 閣本

四月十八日、不參、天洒小雨、○中午後往鹿苑修懺聽之、○中略

狩野正信義
照出陣ノ畫
像ヲ描ク

時小笠原備前入道亦來、於御所問聽聞、狩野大炊助、常德院殿御出陣之御影書之、備前入道殿指南之、○下略

五月四日、不參、天快晴、○中狩野大炊助持常德院殿御出陣之像下繪來、一見之、乃勸

赤松政則正
信ヲシテ義
照ノ畫像ヲ
描カシム

盃、約政則公之所請畫像之事、今月中可出來云々、○下略

七月四日、天快晴、○中赤松所誂常德院殿畫像、自狩野助方來、○下略

五日、天快晴、○中常德院畫像出來、以兆上司、遣堀出雲宅、○下略

廿八日、甲天快晴、○中常德院殿御影裝禡出來、掛之一見、書外題云、常德院殿御畫

像、蓋赤松所誂也、明日可下云々、兆藏主來云爾、○下略

延德三年四月八日、天快晴、○中今午相公問曰、常德院殿甲冑御影、先也掛常德客殿、

意旨如何、愚白、自上樣被出之掛之、令聽諷經之音、且供台覽之意也、先也彼院主話之、

相公曰、此甲冑之儀、當家相違之樣子也、若寺家之常住物可破之、愚白、上樣御私物也、

就御佛事被出之也、相公曰、已前孰視之者也、愚白、命狩野助令圖之、小笠原備前入道

出陣ノ畫像
ヲ常德院ノ
客殿ニ掛ク
出陣ノ畫像
ハ富子ノ私
物

指南以筆之也云々、○下略

十日、天快晴、○中鹿苑侍衣持公文十通來、面之、謁相府、條々以書立說與葉公、○中略

一常德院殿御影事、相尋院主、則已前如白、自上樣被出之、可掛客殿之命有之云々、○下略

〔蔭涼軒日錄〕

○尊經 閣本

五月廿七日、不參、天晴、○中就悅山相公木像之事、高倉一

行有之、自常德來、其狀云、可尋蔭涼云々、愚前後始末不識子細、遣昌子功叔寮、此文

之通如何、有御存知事歟之由問之、功叔云、以前有其御沙汰、其後事者不識之云々、乃

以昌子傳常德院、○中晚來小補、常德、永德列參云、自上樣、木像之事被仰出、又昭堂

內立石塔、可被納御骨、同上樣御石塔亦一所仁可被立、以此旨可傳蔭涼云々、可爲如何

哉、愚依蟲起不面之、爲茂翁看寮云之、愚返答云、兎も角も可爲上意、見歷東府台命如

此乎、又以此旨、可達台聽之意乎、不及歷相公之命、可被立之乎、三老云、不然、不見

歷台命、又非可被達台聽之義、愚云、鹿苑・勝定以下先例有之否、可被尋之歟、三老云、

鹿苑以下可相尋之事非素意、如何、然者門中幸太老多之、可被相評議歟、三老歸、乃昏

黑、愚亦歸意足、○下略

延德元年三月二十六日

五三

富子景三等
ヲシテ義熙
ノ木像及ビ
石塔ノコト
ニ就キ集證
ニ諮ラシム

足利義量ノ
例ニ據リ等
持院ニ義熙
ノ木像ヲ安
置セズ

延徳元年三月二十六日

五四

六月十一日、天快晴、○中 齋罷、謁東府、○中 相公曰、於等持院、長得院殿木像無之、○下

然間、常徳院殿木像可略之由可命云々、以堀河殿奉之、○中 自北等持出官來、常徳院殿木像

可略之由、昨日東相公被仰出、其旨可達院主之由白之、○中

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記録甲三十所收

三月廿六日、

○中 義熙 むろまち殿五とたゞ御りくれ

なるよしきこゆる、あさほしとも中々なり、○下

〔後法興院政家記〕

三月廿六日、

○中 晴陰、時々小雨下、

○中 酉剋自方々告示云、

今朝已剋、大樹他界云々、絶言語了、天下惣別珍事、不可過之、如何々々、

卅日、○中 陰、自己剋雨下風吹、是日御臺并大樹等、自江州陣被上洛、○中 廣澤出家、

在御輿之御共云々、○下

四月四日、○中 辰、晴陰、午剋雨灑、○中 昨日室町殿女中衆上臈・御乳母等出家云々、

〔宣胤卿記〕

三月廿六日、

○中 晴陰不定、早旦參内、

○中 退出後、

○中 大府卿被來云、室

町殿御事切之由、路次之沙汰云々、驚存之外無他、方々尋聞、今日五時分御事切云々、
凡皆存内事也、無御相續之御息、又無御連枝、可爲如何哉、又自去々年、江州御在陣未

嗣子竝ニ連
枝ナシ

觸穢禁中ニ
及バズ
甲穢ノ者ノ
參内ヲ禁ズ

三條西實隆
義熙ノ穢ニ
依リ參内ノ
可否ヲ勸修
寺教秀ニ問
フ

落居之式也、○中 從一位

略 内大臣征夷大將軍右近衛大將源義熙元1尙、今日薨、父公
廿五歳、先父公、東山殿 五十

四月三日、○中 卯、雨下、○中 室町殿穢事、禁中不可穢之由、有其沙汰、不可叶事歟、後聞、

甲穢不可參内、乙以下可參云々、

〔實隆公記〕 三月廿六日、甲申、天晴、今夕有巷說事、江州御事切了云々、言語道斷、

驚嗟如夢而已、

廿七日、乙酉、天晴、○中 江州御事治定之由、今日風聞也、言語道斷、愁歎不能是非者

也、○下

四月一日、己丑、天晴、行水如例、依穢中不能遙拜、今日不出仕、終日安閑、○下

三日、辛卯、雨降、○中 抑今度禁中穢氣等不審之間、相尋傳奏許、○中 返報續之、

雨中御床敷候、今日令參等持院給候哉、就其禁中穢之樣如何候哉、應永・嘉吉等も、

日○中と御混合候之樣承及候間、今度同前歟之由存候處、不能其儀候哉、仍私宅も大略

甲乙之間穢氣候、今日御當番可如何候哉、猶番衆中も多分可爲此定之由、推察仕候へ

とも、御沙汰之樣兩三日不承候間、内々爲後日處分令啓候、必可勘給候、○中 萬端期

面拜令省略候、恐々謹言、

延徳元年三月二十六日

五五

卯月三日

實隆教秀

昨日・今日武家女中衆大略落髮云々、

四日、壬辰、霽、略今日魚食、自廿七日至昨日、精進也、

廿日、戊申、霽、略河内周防入道宗高、來話、數刻談往事、懷舊之淚互濕袖、更難盡

筆端者也、勸一盞了、略

〔親長卿記〕三月廿六日、晴、或者云、征夷大將軍內大臣、去夜令薨給之由語之、不

慮之間尋問方々、未定云々、後聞、今日午尅許必定薨給云々、御歳、廿五、可惜々々、數

年内損之由有其聞、略

四月二日、晴、依召參内、勸修寺大納言乙穢、源大納言庭田雅行・民部卿等祇候、略

〔久守記〕宮内廳書三月廿六日、晴、過夜雨、カミナル、甲

一今日四時近江御所様御他界、御歳廿五、

〔北野社家引付〕東京教育大學文學部三月廿六日、天氣快晴、今日巳刻、御陣御所様

御他界候由風聞在之、諸勢下向由沙汰在之、淺猿敷次第也、略

廿七日、天氣殊勝、御所様御他界一定之由、自方々説在之、今日松田丹後守方へ忤者一

内損
教秀乙穢

人・中間三人・夫二人遣之、

一就御陣御所様御他界、細河殿大津へ參陣、然勢田橋者、定御敵等可引敷、仍爲警固、

藥師寺兄弟、其外家子衆可被持也、元思・安富實家・上原者上様還御成者、鉤御陣へ參、

可致御警固、郷民等若出張儀在之者、可有合戰由、堅被申付云々、今日風聞先如此、

〔鹿苑日録〕一等持寺日件 三月廿六日、大將軍内大臣義熙朝臣薨于江州鉤里軍營、略

〔實隆公記長享三年春夏紙背文書〕〇四月九日裏

御目藥一種進上申候、無子細藥之由諸人申候、但不然之事候間、御入候て可有御覽候哉、

仍江州御事、中々ことのはなき御事候、此由可預御披露候、恐々謹言、

長享三年三月廿六日 宗祇花押

〔北野社家引付〕三四月朔日、天氣殊勝、依御所様御他界、天下觸穢、仍當坊事者、

就參上御所、爲乙之穢、依之卅ヶ日社參停止、但御祈禱以下事者、以代官奉勸之、先

規者、如此之時、退當坊、於他宿、雖致其成敗、今時分用心等依無了簡、令居住坊中、

爲丙之穢也、當坊へ出入之社人者、其日社參不可叶候、令混亂乙之穢、社人等事可爲

同前者也、爲向後注置者也、次御前著到以下、自別坊可進社頭由、禪慶雖爲意見、無

天下觸穢

宗祇義熙ノ
計ニ弔意ヲ
實隆ニ述ブ

管軸書狀等、縦雖爲甲所之物、無其憚之條社例也、仍自當坊社頭ニ參者也、甲所へ者御卷數以下も不參者社例也、但今度事ハ東山殿様各別之御所御座之間、進上仕者也、已往者天下觸穢之時者、參詣人社中ニ不入之由見也、今時節儀者、中々不及是非次第也、但又近年無此沙汰云々、

一〇中 略 今日南御所様并松田丹州へ罷出、

二日、天氣快晴、今日少々上様へ御訪被申云々、南御所様へ御判物案懸御目也、次御陣御所様御詠、

藻鹽くむあまの袖しれ浦浪こやとるも心あり明の月

事外之御自贊之由云々、此御詠ハ已前被懸也、餘ニ殊勝候間、書付置者也、〇中略

一常徳院殿與申也、御道號ハ悅山と申也、道治ハ御名也、

春の野れはくくしをいまふみとるうけしてふるをりりつらりふ

此御詠御自筆ふて被懸るを、上様めされて御上の上よしなり、この御心も六角り事おほしめをまふ、御對治もなきよしを御祕下の御心又御述懐の心なり、いよくあはれなる御事也、

觸穢明

五月十日、天氣曇也、今日天下觸穢明也、今朝致社參也、昨日自晚景、鷄頭院爲祈禱有下山也、殊御樽一荷・素麵等被持也、

〔天乘院寺社雜事記〕 百十 三月廿七日、

一難波修理亮返事、御不例御本復之由申下之、昨日注進也、細川ハ廿五日大津マテ參申、

藥師寺備後守廿六日參申、慈恩院へ注進、西室へ注進、以下方々同前、御本復旨也、

自大閣御書同前、珍重云々、就中十市御陣ニ祇候注進、廿五日ニ御隱云々、此注進今

朝到來、俄ニ北角院山城へ罷下云々、筒井も京都へ罷上云々、且如何、無心元者也、

今日未刻聞之、申下刻自二條殿御書到來、廿五日夜半御隱必定々々、難波注進同前、

廿五日雷ナリノ時分云々、〇下略

晦日、雨下、

一去寛正五年十二月二日、俄淨土寺僧都義尋御元服、御名義視、號今出川殿、東山殿御猶子、可有御相續用云々、

同六年酉七月廿一日、若君誕生、母經師女、後ニ慶嚴院ト申、早世、

同年九月、南都御下向事在之、

義熙本復ス
トノ風聞

延徳元年三月二十六日

六〇

義熙同腹ハ
聖俊尼ノミ
繼嗣ニ就イ
テノ風説
足利義視子
義材
細川政元足
利政知子香
嚴院清晃ヲ
推ス
細川政元ト
同腹ニ義政
ノ子アリ

同年十一月廿三日、若君誕生、母御臺征夷大將軍、今度薨給、御年二十五歲、御姉南光山聖俊尼御所、一人計東山殿御息相殘了、御臺腹申南御所計也、此外ハ御姉、惣持寺殿御弟子、大館腹、合兩所姫君御計也、仍御家得事、色々口遊、

一説者、今出川殿御息、御臺之御妹腹、可有御上落云々、

一説者、伊豆之鎌倉殿御息可然旨細川申云々、號慶嚴院殿、京都ニ御座也、

一説者、細川之母儀ニ東山殿御息在之、則細川之弟也、同腹之若君在之云々、

〔天乘院寺社雜事記〕

百十 四月五日、

鈎眞寶館ニ
薨ズ
義熙ノ薨去
ニ依リ奈良
ノ遊覽音曲
ヲ停ム

一東山入道殿御息室町殿、去々年九月十二日、爲治罰六角、令出陣江州給、御陣所勾之眞寶之所也、于時權大納言右大將、去年秋、任内大臣給、大將如元、去月廿五日夜雷電之時分、此間之御違例大事ニ成給、同廿六日早旦薨去、御年廿五歲、略男子之御兄弟、於于今者爲御一所無之、東山殿御家得、可爲如何哉、珍事旨一天及其沙汰了、一當社水屋神樂、至今日在之、云諒闇、云江州御儀、旁以止遊覽音曲等沙汰了、酒計也、去二日ヨリ、福田院修理料久世舞・手ク、ツ可有之由申、雖然、江州事ニ自古市止之了、可然事也、

八日、

〔貼紙〕
雜説

一内大臣之闕・右大將之闕・征夷將軍之闕在之事必定々々、

一東山入道殿御息無之間、御相續仁事、

或今出川殿御息左馬頭殿云々、仍卯月六日御上落、御共齋藤丹波守以下大勢云々、

或伊豆鎌倉殿御息慶嚴院殿、細川可取立申云々、

或細川之母儀ニ蜜通、東山殿御息在之、則細川之同腹之舍弟也、

一御臺御方者、左馬頭殿可然旨仰、然者東山殿同前歟、

一畠山右衛門佐義就可罷上之由、相觸歟云々、左馬頭殿御方分也、同左衛門督政弘ハ、

定而細川與同心歟、

十二日、

一難波修理亮罷下條々

○中 京都ハ東山殿御成敗、細川可爲所存事、

○中 二階堂山城守十日遁世、高野云々、

延徳元年三月二十六日

六一

富子義材ヲ
推ス
義政モ同前
カ
畠山義就ハ
義材ヲ推シ
同政長ハ政
元ト同心ス
ベシ
京都ハ義政
ノ成敗
二階堂政行
落髮

追號

延徳元年三月二十六日

六二

〔大乘院日記目録〕

四 三月廿六日、室町殿薨去、於江州陣也、御年廿六歲、〔五〕追號
院、略

〔政覺大僧正記〕

十七 三月廿七日、乙酉、

一自家門注進在之、室町殿去廿五日夜自雷電時分、以外御大事ニ御座アリテ、終ニ廿六日已剋薨給由注進ナリ、以外之驚歎無是非者ナリ、珍事々々、
晦日、戊子、雨下、

一〇中 廣澤ハ成黒衣云々、〇下

〔政覺大僧正記〕

〇大乗院寺社雜事記百十三所收 四月十一日、己亥、

所々ニ薨去ノ前兆タル怪異多シ

一自清圓寺主方申云、三上兵庫守注進云々、今度室町殿江州ニテノ儀トモ并希異云、

一正月朔日ニ、御旗假屋ノマクノ布ヲ物カクヒヤフルト云々、

一正月十一日、二星合事、〇太白、歳星ト合フコト、正月十日ノ條ニ見ユ、一方落云々、

一正月十五日、代々御守佛ヲ懸テ、御拜ノ時、緒カキレテ落云々、

一正月ニ等持院御葬送ノ時、開門カ獨開云々、

一正月御夢ニ鷹カ御身ヲトリテ去云々、

日赤ク光ナキコト三十日

一白鳩ヲ烏御陣ニテクヒ致云々、

一御身ヨリ〔提灯カ〕灯沈程ナル光物飛云々、

〔塵塚物語〕

四 將軍家御他界時有兼兆事

略〇上 常徳院殿御時ハ、白日斜陽ヨナリテ、色ありく、光なく、おろろなる事、三十日とりや云傳ふ、りゝるふしきの天地ヨコふる事、ほとよん事なくおハし侍る、下さばの人そしりりふけ申と勿體なき事なり、多トへ行跡あしきれハとて、さし奉るまじきを、ましてとなる御りらひもなく、尋常ふして終らせ給ふ國主の御沙汰、りならず無用の事なりとミへり、

〔津守氏昭記〕

〇歴代殘闕日記七十二所收 三月廿五日、廿五才御所様義尙、於江州御陣御他界、此上者不

〔和田中條文書〕

〇羽前伊佐早謙氏所藏

就室町殿様御事、去ル九日書狀只今未刻、到來、心底可被察之候、恐々謹言、

四月十三日

常泰〔上杉房定〕〔花押〕

中條彈正左衛門尉殿

延徳元年三月二十六日

六三

越後中條定房義熙ノ薨去ヲ上杉房定ニ報ズ

諸將歸陣ス

延徳元年三月二十六日

〔將軍義尚公薨逝記〕

（河内宏行）
宗高

六四

女中近臣臨
終ノ枕頭ニ
侍ス

薨去ノ前日
マデ齒黒ヲ
用フ

幼時ヨリ和
歌ヲ好ム

○上略、幕府、諸社寺ヲシテ、義熙ノ病氣平癒ヲ祈ラシムルコトニカ、ル、本月十六日ノ條ニ收ム、廿六日の巳のおはりの程、終に雲かくれし給ひぬ、今なん御ときれさせおはしますとの程なれば、女中の御とハ申にをよハす、をのこかたにも、つねに御身ちかくめし、宮つかへなれたてまつる人ハ、せうくまいりて、みたてまつりぬ、御陣の御となれハ、つねのおましも、所せきにしの方のものゝきハに、御座をしかれて、北を御まくらにて、そらさまにそ臥給ひぬ、かくわつらひ給ふ御事も、ひころになり侍れとも、廿四日までも、御はくろめまいりなとし給ひしかハ、御口のうちくろくとして、御めほそやかに、御おもやせにしろくて、つねよりハ、中々うつくしくそおはしませ侍る、御あたりにハ、上様をはしめ奉り、女中みなとりつきまいらせ給ひて、なきかなし給ふ御ありさま、この葉もなし、佛涅槃に入給ふにも、耆婆か薬もかひなく、迦葉をはしめて、命にかはるとのなかりしにとならず、御歳ハはたちにあまらせ給ひて、ことし五とせにそ、御容顔いつくしく、きすなき玉の御すかたを、けふしもかくみなし奉ると、我も人もあさましくくれまとひつゝ、みなものに行あたりぬ、いとけなうわたらせおはします御時より、和歌の浦浪に御心をよせ、風のたちるにつけ、

連歌

犬追物

和漢ノ學ノ
講釋ヲ聽ク

近江出陣ノ
動機

病床ニ和歌
ノ抄物ヲ置
ク

花・紅葉・月・雪のおりくハ、とにふれ色にめて給ひつゝ、常々題をたまハせ、みきはのくすをも、かきあつめつゝたてまつらしめ給ひ、有時ハ左右をわかたせ給ひて、なにはつのはしあしを、御身つからあそはしつけ、ある時ハ神社にとをよせ給ひつゝ、歌ともめすおりもあり、又かすにもあらぬ身までも、御まへにめしつらね、連歌をあそハさるゝ日もおはします、また犬をふものをいさせられてハ、弓矢の道をならハしめ、もろこしやまとの文とも、その道しれるをめてハ、かうしやくをきこしめしつゝ、文武に御心をかけたまひ、つねハ酒宴のまじしにも、人のしなをしろしめしわかたせ給ひながら、あまねく出しみきなど給はせし也、かやうに民をなて、世をめぐみまします御心にや、又世をしろしめすかひなきとやおほしめされけん、諸國の守護・國司などのゆへなきいらんをしりそけ、本所・地頭のうれへをやめしめ給ハんと御事にて、近きさかひなれハ、まつ江州に御しんはつましく、嶋のほかまでも、たひらかにとおほしめしたゝせ給ひしなるへし、さてもななきひめもすに、臥くらさせ給ふ御やまふのゆかにも、たゝ和歌の御抄物のミを御かたはらにし給ひつゝ、此道のとをのミ思召忘れ給ハす、すこしもをこたらせ給へるおりくハ、ものなとしたゝめさせられ、仰事につ

延徳元年三月二十六日

六五

延徳元年三月二十六日

六六

け宮つかへ奉りしも夢のやうにそ覺る、さるに御心のいかなりける折にかわたらせ給ひける、御短尺にあそはし付させ給ひて、これを東山殿へとハかりのおほせ事にて、おはしましける御詠、

手をおりてすきこし代々をかそふれハむなしき床の夢にそ有ける

これら御辭世の御歌なども申へくや、又一首かやうにもまし／＼けるとかや、これハ六十餘國のとをやすくとおほしめしなけかせ給ひける上意のほと、有かたく、かつうハ末の世までのくもらぬ鏡ともみたまつり侍らん御詠なるへし、

出る日のよの國までのか、み山とおもひしともいたつらの身や

とそ、又なからへは人の心もみるへきを露の命そかなしかりけるなといふ後撰集のふるとなとをあそはしましへ給ひけるとかや、又

もしほくむあまの袖師の浦浪にやとすも心あり明の月

これハ海のほとりの月といへる題にて、馬上よりあそはされ侍しなるへし、上意にあひかなひてや、これも御かたはらにあそはしをかれぬるとそ、その程の心まとひに、たしかならずや、ふしわかぬ春のひかりも、かひなくくれまとひて、なにのあやめもしらす

なから、かのいつる日のひかりに、かうそかき付侍りし、

かきりありとしたハ、とまれ出る日の君かと葉の玉むすひして

さてむなしき御からを、みたまつりつ、心をもなくさむやと、廿七日より日とにまうてつ、おかミまいらせしに、廿八日にハ、御屏風ひきたて、御かほにもものうちかけ奉りしをのけたてまつり、しハしかほとさふらひてみ奉りしにも、さしてかハリ給ふ所もなくそわたらせ給ひける、廿九日には、はやものにおさめ奉りて、御こしにめさせ、御持佛堂にすへたてまつらせ給ひつ、聲たてぬ念佛僧など、御かたはらにさふらひ、番の人せう／＼しこうす、けふハをそくまいりて、御かほをさへおかみたまつらぬと、心うくおほえて、ひさしく御まへにさふらふうちに、

なからふるミを空蟬のからをたにけふハみぬめのうらめしのよや

○下略、細川政元等、義熙ノ枢ヲ護リテ、京都ニ還ルコトニカ、ル、本月三十日ノ條ニ收ム、

〔宗祇法師集〕

常徳院殿光かくれおはしましぬるよしを、草庵に折ふし人々あつま

りて、歌よむほとにつたへ聞て、花といふ題にて

すゑの世のあらし風をも治むへき人なと春の花に散らん

延徳元年三月二十六日

六七

宗祇明石ニ
テ義熙ヲ憶
ヒテ歌ヲ詠
ズ

景三ノ哀悼
傷
飛鳥井雅親
ノ追悼和歌

延徳元年三月二十六日

六八

おなしころ、西のくにへ下り侍に、明石の月くもりていたつらなる夜、この君の御歌に、かゝみ山とおもひしともなとあそはされけるを、おもひいてまいらせて、

鏡山光かくれしおもひにやあかしの月も猶くもるらん

〔補菴京華外集〕

上 謹依鹿苑堂頭（月翁周鏡）和尙尊韻、奉悼常徳院殿悦山大居士云、

常徳門前玉帶河、源高不及問誰何、九州四海無春色、鳥喚花驚聽挽歌、○補庵京華外集詩文ノ配列順位ニヨレバ

コノ偈ハ六月中ノ作ナルヲ知ル、

〔亞槐集〕

三 春部

常徳院かくれ給し後、彼あそはし捨られし題ともにて、ある人歌す

ゝめ侍しに、河柳、

春ふかき小川のきしの柳かけかへらぬ水のあはれよの中

〔三寶院文書〕

六十一
○山城

過去帳

廿六日 乳 藥上菩薩

常徳院 贈大相國一品悦山大居士

長享三三薨、行年廿五歳、

〔東寺過去帳〕

○山

常徳院殿

左大臣、右大將、贈太政大臣、

（裏書）

道號悦山、道智、廿五才、俗御諱義熙、長享三三三廿六、於江州甲賀郡鉤ノ御陣薨御、

〔相州鎌倉松岡過去帳〕

延徳元年 三月廿六日

義尙公常徳院 山治公

〔耳塵集〕

○山

御當家御代々次第

常徳院殿贈太相國一品悦山大居士

義熙（疎石） 御法名道治

（疎石） 夢窓國師御拜塔、

長享三己酉年三月廿六日薨、廿五歳、

（義政） 慈照院殿御子、

〔宮寺舊記〕

將軍家御代始社務職事

一常徳院殿、

御他界、御内損、

長享三己酉三廿六、社務駿河少路雍清、

〔公卿補任〕

參議正四位下源義一（義政）

十一、文明七年九月十七日、任征夷大將軍、左中將

如元、父准三宮前左大臣義一公、母一品富一（子）

贈内大臣正二位、藤原政光公女、

文明五年十二月十九日、

元服、（加冠）

今日敍正五位下、任左中將、聽禁色昇殿、爲征夷大將軍、昇殿之外悉於陣宣下、同六年

六月十日、敍從四位下、（義政）

越階、

同七年四月十九日、敍正四位下、（義政） 同八年正月六日、

敍從三位、（以上） 同九年正月六日、敍正三位、同十一年正月五日、從二位、同十二年

三月廿九日、任權大納言、同十五年三月廿一日、敍從一位、同十七年八月廿八日、兼右

近衛大將、同十八年正月五日、陣宣、兩院別當、馬寮御監、同廿七日、拜賀、長享元年

延徳元年三月二十六日

六九

疎石拜塔ノ
弟子タリ

官歴

延德元年三月二十六日

正月廿五日、直衣始、同二年九月十七日、任内大臣、○以上、四十三、

〔足利家官位記〕

常德院殿

義尙、

后改義熙、又爲御改名内々及御談合、然而依珍更不及沙汰、

寬正六年十一月廿三日、

御誕生、文明五年四月、御乘馬始、同十二月十九日、敍正五位下、九歲、御名字義尙、同日、任左

中將、聽禁色昇殿、補征夷大將軍、今日御元服、加冠御父公、理髮左大辨宰相廣光卿、每事爲勝定院殿御例、同月廿五日、

御參内始、准后御同道、同六年正月廿二日、御弓場始、同年六月十九日、敍從四位下、陣儀、同

年七月廿四日、御除服、宣下、御輕服、同七年正月廿八日、兼美作權守、十一歲、除目入眼、同年四月十

九日、敍正四位下、越階、宣下、同九月十七日、任參議、左中將如元、同十月十七日、御讀書始、同八

年正月六日、敍從三位、十二歲、本敍位、同九年正月六日、敍正三位、小敍位、同十一年正月五日、敍

從二位、十六歲、小敍位、同年十一月廿二日、御判并評定御沙汰等始、御受衣、夢窓國師拜塔、御法名道治、道號玉山、

後改玉山爲悅山、同十二年三月廿九日、任權大納言、縣召、同十五年三月廿三日、敍從一位、越階、十九歲、

同十六年十二月廿三日、爲源氏長者、依東山殿御與奪、同日補辨學院・淳和院等別當、共非陣儀、同十

七年八月廿八日、任右大將、陣儀、廿一歲、同十八年正月五日、右馬寮御監、宣下、陣儀、同年七月廿

九日、御拜賀、同年十一月十三日、除服宣下、御輕服、同十九年正月廿五日、御直衣始、長

享二年月日、御改名、義熙、同九月十七日、任内大臣、有節會、大將如元、二十四歲、于時居江東帷

初メ道號ヲ
玉山ト稱シ
ノチ悅山ト
改ム

七〇

世系

母日野富子

〔尊卑分脈〕

清和源氏
義康流 足利

義政

幕給、同月廿日、官次宣下、任大臣日無官次宣下、依長祿例也、同三年三月廿六日、薨、廿五歲、法名道治、道號悅山、號常

德院殿、同廿七日、贈太政大臣、

義熙本義尙、母從一位藤原富子、贈内大臣重政子、内大臣、從一位、右大將、左馬頭、左中將、征夷大將軍、氏長者、號常德院殿、寬正六十一廿三午刻誕生、長享三三廿六薨、廿五才、於江東陣、

同四月廿七贈太政大臣、

女子三時知恩院、等

〔大乘院寺社雜事記〕

百十

長享二年三月晦日、

一公方御一門近日現在御

普廣院

東山殿日野腹、

惣持院殿大館對長子腹、

南御所日野腹、

延德元年三月二十六日

七一

姉性舜尼
同聖俊尼

延德元年三月二十六日

七二

室町殿日野腹

女山名腹

〔足利系圖〕

義政

義尙

母從一位藤富子、妙心院贈內大臣政光女、寬正六年十一月二十三日誕生、文明五年十二月十九日正五位下、左中將、禁色、昇殿、征夷將軍、今日元服、加冠父公、理髮三木廣光(日野)、六年六月十九日從四位下、七年正月二十八日美作權守、四月十九日正四位下、九月十七日三木、八年正月六日從三位、九年正月六日正三位、十一年正月五日從二位、十二年三月二十九日權大納言、十五年三月二十一日從一位、十六年十二月二十三日氏長者、獎學・淳和兩院別當、十七年八月二十八日右大將、十八年正月五日御監、十九年九月二日爲佐々木退治出陳江州、改名義尙、元義熙○コノ一項、誤レリ、長享二年九月十七日內大臣、大將如元、三年三月二十六日、於江州陣中薨、二十五歲、號常德院、四月二十七日贈太政大臣、一說云、爲佐々木退治出

陣江州、於曲眞(寶)乘坊薨、法名道治、道號悅山、

女子(時)三味智(寺) ○諸家系圖纂
恩事ナシ、

〔系圖纂要〕

六十二 清和源氏十一
源朝臣姓 足利

義政

義熙(母從一富子、贈內大臣政光公女、妙善院慶山、本義尙)

寬正七年十二ノ廿三生、一本六年十一ノ廿三、文明五年十二ノ十九元服、正五下、左中將、禁色昇殿、征夷大將軍、時名義尙、六年六ノ十九從四下、七年正ノ廿八美作權守、四ノ十九正四下、九ノ十七三木、八年正ノ六從三、九年正ノ六正三、十一年正ノ五從二、十二年三ノ廿九權大納言、十五年三ノ廿一從一、十六年十二ノ廿三氏長者、兩院別當、十七年八ノ廿八右大將、十八年正ノ五右御監、十九年九ノ二江州出陣、改名、長享二年九ノ十七內大臣、同三年三ノ廿六薨于鈎里、廿五、常德院悅山道治、

女(尼、入江)智恩寺

〔吉田文書〕

○京都大學文學部本 足利系圖

延德元年三月二十六日

七三

法名道怡トノ説
周麟ノ義熙畫像贊

義政

〔義尙〕內大臣、常德院殿、贈大相國、一品、悅山大居士、長享三年己酉三月廿六日薨、廿五歲、法名道怡、又一熙、

〔翰林葫蘆集〕

四贊 內閣文庫六册本

常德院殿贈大相國一品悅山大居士畫像贊有序

古之君子于天下者、一代之間、必有二三英主而起焉、漢承百王之弊、高祖撥亂反正、至考武乘時豐富、宮室之修、自此日盛、末年海內虛耗、盜賊並起、昭帝初立、匈奴和親、百姓休息、而以童稚之年、辨霍光之忠、可謂明矣、然壽二十二、享國不永、惜哉、唐至玄宗稱太平、後陷祿兒亂、肅宗反旆復二京、以迎上皇、可謂賢矣、然在位才七年、惜哉、宋至神宗勵精求治、而惑於宰臣、卒成禍亂、哲宗繼立、宣仁垂簾、儒臣進講、以致元祐之治、然壽二十五而止、惜哉、吾日域天皇統御、不肯蹈土、而垂拱於九重之上、故授鉞將軍、安定六十六州、權準皇家、郡國稱臣、非僭也、吾等持仁山、起於關東、握天下於馬上、以立洪業、寶篋瑞山繼統、鹿苑天山、遵業修文、勝定顯山、普廣善山、相繼而立、威惠並施、以至慈照喜山、寬正六年乙酉冬十一月二十三日、元子生于泉州太守之宅、是號常德悅山、母曰從一位藤原富子、而喜山領鈞軸者、四十餘年矣、承平日久、號令時寬、則亂必生、應仁元年丁亥、洛中大亂、東西瓜裂、于時悅山公年三歲、育于營中、文明元

細川常有ノ宅ニ生ル

伊勢貞宗輔佐ス

幼時義政ノタメニ和歌ヲ詠ズ

藤原良經ノ像ヲ圖セシメ飛鳥井雅親ヲシテ贊セシム書法特ニ妙ナリ小槻雅久ニ論語ヲ吉田兼俱ニ日本書紀神代卷ヲ講ゼシム

年歲在己丑、公甫五歲、出受諸侯百官之禮賀、貞宗朝臣輔之、義等保傳、九歲元服、天皇授征夷大將軍、蓋喜山請而代之、擇日參內、父子拜前後、榮莫以加焉、公試手射御、自然合度、又試和歌、即賦一篇、爲喜山之壽、文武之器、見於茲矣、公在營中也、陣勢以固、黨逆挽弓者、皆歸其心矣、丁酉之冬、敵壘不攻皆降、洛中按堵如故、公十五歲、始行押字、代喜山領天下事、而將軍家代々、入吾正覺之門、於是頂戴衣盂、癸卯之春、開東閣、會集吾禪林能詩者、公武之間、善和歌者、併四十人、兩々合評、而公歌與橫川詩相對、一時文戰也、公一夕夢見後京極攝政、詠和歌曰、此一篇以爲自贊、夢中記其辭、覺而檢家集、果有焉、因命畫工、圖彼像、使亞相雅親書其辭於其上、攝政乃中古以歌鳴于本朝者也、公幻精于此藝、而有神助可知也、書法特妙、一時能書者、亦鮮能及、翹館晝閑、命雅久宿禰講論語、又召兼俱卿講神代記、因知日月之始乎吾國、故禮神雅謹、丙午之秋、大將拜嘉、命政行朝臣糾儀官禮甚習、都人縱觀之、長享元年丁未秋九月十二日、事于江州、討不庭也、丁亥喋血京師以來、王風委地、將威不振、公慨然有澄清海內之志、而自將伐之、躬披戰袍、樹旗旄、羅弓矢、三軍皆徒、覩者塞塗、父老以平加額曰、眞大將軍矣、遂以於叡山之下、十月、進兵渡湖、賊徒逃去、屯軍以索之、此一舉不出於造次、

近江鈞陣中
ニ周顥ヨリ
孝經ノ講義
ヲ聽ク
左氏傳ヲ聽
ク
文武兼修

生レナガラ
ニシテ諸藝
ヲ知ル
施ラ好ム

延德元年三月二十六日

七六

先是、召釋某(希理周顥)記室、令講孝經曰、大孝者揚名顯親、公聞此言而心誓、不可不再回將門之威柄、京之等持、有勝軍像、此乃仁山開國之初、塑以爲子孫將來歸依、而冑劍與光缺焉、出師之日、速令修之、其志可射矣、軍中有間、復召某記室、講左氏傳、文武兼脩、罕見其比、(長享二年)戊申之冬、公方不豫、至春病篤、己酉三月二十六日、薨于軍中、親書和歌二章而遺、壽二十五、嗚呼惜哉、天下聞者、哭之慟、(之脫之)天皇謚大相國、哀榮交臻、去年命工造地藏像、而令乳姆已下女伴、各出妝鏡、以鑄法器、又令繪彌勒、臨易篋而像成、至是咸謂、公預知大限、薨後數日、家人夢、公告曰、我有和歌、奉寄太夫人、(日野當子)若有和章、必置之我靈前、(大)大夫人疊和二章、俱上軸以掛公像側、又夢告人曰、爲我運轉大藏經、故當小練日、有大法會、(平)公中日毅然、以武事自任、而復嗜和歌、崇信佛者、于慈驗矣、抑公行實、以吾觀之、要非今人、求之古人可也、尊母內助、傾心講筵、似哲宗也、合諸侯、以不辱父命、似肅宗也、明以照茲、似昭帝也、一身以當三君、可謂英主矣、其若敬佛、昭·哲二君之所不敢、唯肅宗參禪有焉耳、彼則年過知命、公未及而立、知有此叟、不亦希有乎、天假之齡、而當軸者有日、則仁山·天山之業、立可復焉、天奚不佑吾日本乎、(景徐周顥大館)予俗姪尙氏、自公五歲而叟之、語予曰、吾君天縱生知諸藝、無資於學、而有天度、喜施服玩寶器、有

顧而寓目者、乃賜之、其言之詳矣、予今措贊詞、竊比於班彪作元帝傳贊、爲不誣焉、其鬢毛之黟然、眉宇之秀然、著衰冕之巍然、以爲可得而見歟、則漠乎其無言、以爲不可得而見歟、予嘗承乏等持官寺、故歲之杪首、或府中之有慶、皆從諸老之後而賀之、適得望見英姿、猶在目旁弗忘、決非庸工之所可髣像也矣、謹述贊曰、

惟公間出、乙木西雞、如鳳之至、非桐不栖、紅顏綠髮、青瑣紫泥、入相出將、風翻霜蹄、江州首事、萬馬驕嘶、關中塞外、坂東鎮西、欲大有爲、來蘇望霓、一朝星落、孤城雲迷、軍皆縞素、壯士慘悽、歸葬于洛、雨紉淒々、痛入萱背、涕流桃蹊、我心無及、天意亦奚、晨香夕火、常德招提、

〔翠竹眞如集〕

贊一

常德院殿悅山大居士尊容贊

鬱然金華洞圓心輔尊氏將軍一統天下者起於此也、霜凝劍戟、岩彼白旛城則祐護天山相公(義滿)再入洛陽者起於此也、風捲旌旗、睽彼碧溪青嶂、可謂金城湯池、共惟、常德院殿贈大相國一品悅山大居士、天人眉宇、廊廟羽儀、喚正八幡而爲祖宗神武雷霆、歸佛歸法、父準三宮以承前訓和氣春風、大慈大悲、顏彩輝々如九霄月、胸襟汪々似萬頃陂、才學廣涉史書、弓馬城郭平家源氏、醉中常談文字、花鳥風月和歌漢詩、天生會禪、視生死如遊園觀、

龍澤ノ義照
畫像贊

才學廣ク史
書ニ涉ル

延德元年三月二十六日

七七

寛仁大度

赤松政則龍
澤ニ義熙畫
像ノ贊ヲ求
ム

乳母壽德庵
畫像ヲ作り
景三ニ贊ヲ
請フ

幼時論語ヲ
學バントシ
景三ヲシテ
之ヲ書寫セ
シム

延徳元年三月二十六日

七八

寛仁大度、忘物我剖破藩籬、只有五馬渡江之日、不見萬騎歸京之時、將謂以兩八千而爲壽、奈何至二十五而有涯、凡稱義士忠臣者、聞其風者、有不慷慨追思者乎、義士忠臣、對遺像如更生者爲誰哉、張良所慕有赤松子、傳一卷書、作帝王師、

赤松兵部少輔政則公、頃者居播州金華白幡城下、于時野納來(天隱龍澤)、爲旬日之客、出常徳院殿畫像、見需讚辭、嗚呼、昔圓心・則祐兩祖翁、舉義旗輔等持(尊氏)・鹿苑二代大將軍、削平天下、司兵馬權者、豈非起於金華白幡者乎、今兵輔公披尊像、焚香稽顙、如視兩祖翁向二代將軍以運籌之時也、可謂國家再造嘉兆也、是故不辭以書之、

〔補菴京華外集〕

上 常徳院殿贊

綠髮將軍奉至尊、提三尺劍定乾坤、一株大樹涼如雨、千五百秋豐葦原、々々々水有源、自是國家太平日、孫生子々又生孫、常徳院殿悅山相公台像、乳媪壽德庵乞讚橫川、

〔縷氷集〕

地

自細川兵部大輔殿(勝久)小補所書論語素本奧書求之

右一册者、前南禪橫川和尚所筆也、蓋悅山相公幼年欲習讀故、書以見呈焉、宋社稷臣趙普以半部論語治天下矣、何況全部哉、非唯翰墨可珍而已、寔爲相家至寶者也、

天照大神ニ
六角高頼ノ
討滅ヲ祈ル

尊氏作ノ常
在光寺ノ地
藏像ヲ信仰
ス

〔北野社家引付〕

三 四月二日、天氣快晴、

(集巻) 仁如叟誌之、

一當年正月朔日、御所様被召御垢離、天照大神を御拜ありて、六角り頸を御覽とすハ、則御命を召て給候へと御祈精あり、其夜御夢に朝日の出るを御拜あれハ、此朝日地ニおつると御覽しつるり、かゝは御歡樂なるハ、御祈精とゞきぬると、御所様、上様(日野當子)へ御病中御物語の由、沙汰あり、毎事時節到來、不及力次第歎、

〔蔭涼軒日録〕

○尊經 閣本

長享二年九月十日、不參、天快晴、○中 詣常在光寺、地藏薩

埵本尊并地藏・開山國師・等持院殿・寶篋院殿燒香、看經時、住持亦自洛來在斯、而出

迎、鹿苑院主亦參詣、品坐茶話移尅、住持話云、本尊左邊之地藏者、此山中別有堂安之、

十善寺之御作云々、右邊地藏者、等持院殿初被造之、曾在九條、到今地藏料在九條納之、

等持院殿等身之佛也、一亂以來在大津、有夢想、又被移此寺、無爲時者、佛殿在後門、

與普庵被相隣、靈佛也、江州御所様、御信仰無比類云々、依此地藏、於江之御陣、彫造

地藏、建立佛堂、以去月廿五日有供養、○下略、義熙、等持寺ニ命ジテ、同寺ノ勝軍地藏像ヲ修飾セシムルコト、長享元年九月二十九日ノ條ニ見ユ、

〔政覺大僧正記〕

○大乘院寺社雜事記百十三所收

四月十一日、己亥、

延徳元年三月二十六日

七九

延徳元年三月二十六日

八〇

一我若不達素意者、奉命於司命司祿兩天、さ様ニ、御自筆ニテ地藏ノ御クシニ被入云々、去年被造立勝軍地藏事也、

〔樵談治要〕

後成恩寺關白兼良公

自筆ノ願文
ヲ勝軍地藏
像内ニ納メ
テ近江征伐
ノ成功ヲ祈
ル
樵談治要奥
書

○本文
常徳院殿自筆御奥書
右此一册一條殿御作者也、可祕々々、

文明十三年十二月六日

自御方御所様被下也、

文明十四年七月五日

義覺 御判

政道ヲ一條
兼良ニ諮ル
兼良樵談治
要ヲ著シテ
遺ル

以下他本所載
自大樹政道詮要可書進之由、示給之間、暫雖令斟酌、及度々有御催促、仍此一巻書出之、
文明十二年七月廿八日、進覽之、奏者伊勢二郎左衛門尉也、其後以御使示給云、被進准
后御方之處、有御一覽、被褒美申、能々可被守此法之由、被仰之間、一段令祝著給者也、
同者外題可書進云々、則書之付御使令返進訖、頗可謂眉目者也、

三條兼良 御判
關老人

〔大乘院寺社雜事記〕

七十

文明十二年八月晦日、

一政道様、自將軍禪閣ニ被尋申之間、一巻被書進之、八个條云々、犬前說經、不立用事也、

〔文明一統記〕

後成恩寺關白 兼良公

此一册者、後成恩寺殿御作者也、自常徳院殿依御所望被進之、則以御筆跡本寫之畢、

大永七年十月四日

藤房道判

〔親長卿記〕

文明十二年三月十四日、晴、今日宰相中將殿、御鞞事有御傳受、御師範

飛鳥井大納言・榮雅、同中納言 雅康、召具之、○下

〔實隆公記〕

文明十三年二月五日、庚戌、雨降、大樹、八雲抄舊冬可書進上之由被仰

下、昨日大館治部少輔送折紙催促之間、涯分勵書寫之功、可進上之由、今日申遣之、始

而立筆了、○下

十五年九月四日、甲午、天晴、參室町殿、土御門院御集・公順僧都集 拾藻 抄、等兩帖、今日

令進上室町殿了、抑所持之年皇代記・女院號等小双帟、大樹被御覽之、被召留了、○下

十六年八月廿八日、壬午、晴陰不定、參室町殿、今日秋冬部撰分之、及昏御出座、盃酌

及數巡、三獻之後、予盃ヲ始行奉頂戴大樹、可謂面目、御扇面於御前書和歌、わすれめや
こよひの露

の兼言は虎ふすのへの□めしなりと
もと云御詠也、是依仰所書之也、則又他御扇面被染御筆、令拜領了、時宜快然、珍重々々、○下

延徳元年三月二十六日

八一

一條兼良文
明一統記ヲ
遺ル

飛鳥井雅親
ニ蹴鞠ノ傳
授ヲ受ク

三條西實隆
八雲抄ノ書
寫ヲ命ゼラ
ル

土御門院御
集
公順僧都集

義熙ヨリ盃
ヲ受ク

家集二帖ノ
書寫ヲ命ゼ
ラル

玉吟集

袖中抄

兵書ノ傳授
ヲ受ク

伊勢物語ヲ
書寫ス

延徳元年三月二十六日

八二

十七年二月十日、壬戌、晴、○中 抑自室町殿、家集二帖一條攝政集也(倉橋)、可書進上之由被仰下、御使伊勢又七也、○下 略

廿三日、乙亥、晴、○中 今日先度家集(藤原伊尹)、二帖終寫功、進室町殿了、○下 略

八月廿一日、己亥、晴、○中 入夜自室町殿、玉吟集下卷戀部可書進之由被仰之、

長享二年四月十三日、丁未、晴、○中 自江州幕下、袖中抄十一、可書進上之由、二階堂折

番相副之、自姉小路傳達到來、○下 略

三年二月十四日、癸卯、霽、○中 抑室町殿此間有御別行之聞、其子細未知之處、召常寂

院、兵書之内、有御傳受事云々、件兵書毗沙門堂室相傳書數卷在之、伊勢守 貞宗先年所望之間、

故公承僧正被遣件書之處、近年進上置大樹云々、其書之内事也云々、○下 略

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二百十五 禁裏目錄
歌書目錄

伊勢物語 義尚卿筆

一册 箱入

〔扶桑名畫傳〕 十一 常徳院内大臣義熙公

姓は源、足利氏、諱ハ義熙、もと義尚と稱す、或ハ元義熙、後義尚とす、室町殿と稱す、從一位、内大

臣、征夷大將軍に至る、慈照院准三后義政公の長男、或ハ、足利家九代の將軍なり、こ

柿本人麻呂
ノ影像ヲ畫
キ自贊ヲナ
ス

の公書法に達し給ひ、またよく圖繪を畫か、せらる、自畫贊の人麻呂の影像など、今猶世に存せり、文明十一年、十六歳にして御受衣ありて、法名道治と稱し、道號を玉山と號す、後また悅山と改めらる、長享三年三月廿六日、或ハ廿二日、薨す、年廿五、同廿七日、太

政大臣を贈らる、常徳院殿と號せり、○中 按に、この公の畫事いまた徴なしといへとも、一とせ御自畫贊といふ柿本の影像を覽しに、書畫ともに疑ふふしなく、其親畫とおほえしかハ、今おもひ出てこゝにのせつ、

〔夏日陪多田院廟前詠五十首和歌〕

征夷大將軍從一位行權大納言源朝臣義尚

春十首

たちわたる長柄の橋の朝かすみ春の氣色を何にたとへむ ○以下春九首・夏五首・秋十首・冬五首・戀五首・雜十五首アルモ之ヲ略ス、全文ハ文明十六年五月十日ノ條ニ收ム、

右三十一字をつゝり、五十首につらねて、(源滿仲墓所) かの廟院にたてまつるむねおほきに似たりといへとも、文道にをきて其名たかく、武藝に至て其譽おほひならむとをおもふ、

此願に過ぎるへし、おほよそ水の尾のすめるなかれを請て、桃園の跡かうはしく、

延徳元年三月二十六日

八三

延徳元年三月二十六日

八四

第六孫王の餘裔をつき、いま天の下のかたき守りとして、柳營のかけ盛なる、無雙重器の元祖となれり、されは多田の鳴動をもて、四海の安危をかゝむ、よりてわたくしの尊崇はなはたしきのみならず、つるにおほやけの嘲哢いちしるきかゆへに、あらたに二品の位階を送りて、さらに千載の美談とせり、抑餞別の玉辭を拾遺の集にとゝむ、靈神の丹心も雅頌の道にあらむものか、是によりていま長柄のはしの朝かすみ、難波のうらの晩夏より、神のちかい萬代まであふかむとおもひ、吾道二心なく守りまさんとをねかふにいたるまで、事によせてとはをのへ、ものにふれて心さしをあらはす、をのつから是神を感せしむるの道にかなは、國家をたすくる力をくはへたまふへしとなり、時に文のあきらかなる年の第十六の曆夏五月のはしめの十日にいさゝか是をしるしをはりぬ、

水無瀬宮法
樂和歌

〔水無瀬殿寶前三十首和歌〕

○前田育
徳會所藏

春日陪水成瀬殿寶前詠

三十首和哥

征夷大將軍從一位行權大納言源朝臣義尚

春

もるはまゝあさもれゝらゝかる草のゝゆゑこすけ雪も多れくに
たのめゝ霞のあみををき海やうた身よらぬ身もまつむよ
これも又みゆきれ跡ハハれ也大内山の花のしゝけ
玉ほこれりよひゝえ行よしの山さくらをせけるいもれりけ道
春哉こそふりめすてゝもねぬるよれともりぬけし山のれ月

夏

五月雨ハくもの衣よ空とちてほも日もまらす天れりくや
荒ハてゝうた身一の宿やあらぬ月やむりしれ軒のゝち花
夏のよハりねみしりき難もりゝすゝれしのやれまろゝめの空
光な窓をみすてゝ行螢をのりよゝるハもつりしれよや
山りけや木とれ下路夏ゝけて蟲れねしゝた露のたくれ
穉

七夕ハ名にこそたて逢待りひてとしにまれなる秋のちたりを

延徳元年三月二十六日

八五

延徳元年三月二十六日

八六

うらみてもなげうき比れふりめ哉はくをりはらの秋のゆふ暮
秋の祢や月れさむしろまき忍ひしれふの露になるゝ比か
月のもる松れ下りけふれ斗屋とりまたのん秋の旅人
入日さすゝりまの木とハ染をてゝくも間ううめるむら時雨哉
冬

まてまハし明日ハ雪けれ空のめしくれまらほるゝ祢のうた雲
道をりら秋よしかれし袖のうへまなげりけうふる冬れうらふ
月よ雪波まちとりの聲深てありしもをほも冬終さひしき
夕されハ屋とりてゆりん白とりれ鷺さき山れ松若雪おま
なまといて暮行年をゝしれるるうたみつららの春をゝつらん

戀

いふき山にふてふ草よ何とゝまじれおもひのゝ祢と成らん
思出やもろともふし袖の月いくへのくもハへしてもつとま
をのりりらあまゝ待まんの偽ふおもひふされぬ夕暮もりふ

夢よゝゝ花の下ふし伏馴てともふきま祢れ春のやゝりき
此世とてちきらハ又やりもり南いゝ行末のあふともりふ
雑

春れ色をきり乃内まやふりむらんりすこのうられ秋のたくま
はとハゝやあさちり庭ふりハてゝこけまつれふき松風れこ忍
まわりとてうむる衣のうらみてまのふけりまぬうたよともり
きえかへりねもふおもひれ末やゝゝ野山のおくれゝふりふらまし
みれせ川むりしの跡を尋きてむまハぬ水そ袖ふなかるゝ

〔集〕

別集甲第十番

古筆上 水無瀬殿寶前三十首和歌

義尚公筆

一卷

ハ前田綱紀筆ナリ

○義尚、水無瀬法樂和歌ヲ詠ズルコト、
文明十七年二月二十二日ノ條ニ見ユ、

〔常徳院殿御詠草〕

○前田育
徳會所藏

着到百首倭哥

文明九年
九月九日

義尚

立春「百首」

春きぬとゝのや霞乃うも衣袖しれ浦の明るのゝそら

○コノ後九十
九首略ス

着到百首和歌

文明十年
九月九日

義尚

延徳元年三月二十六日

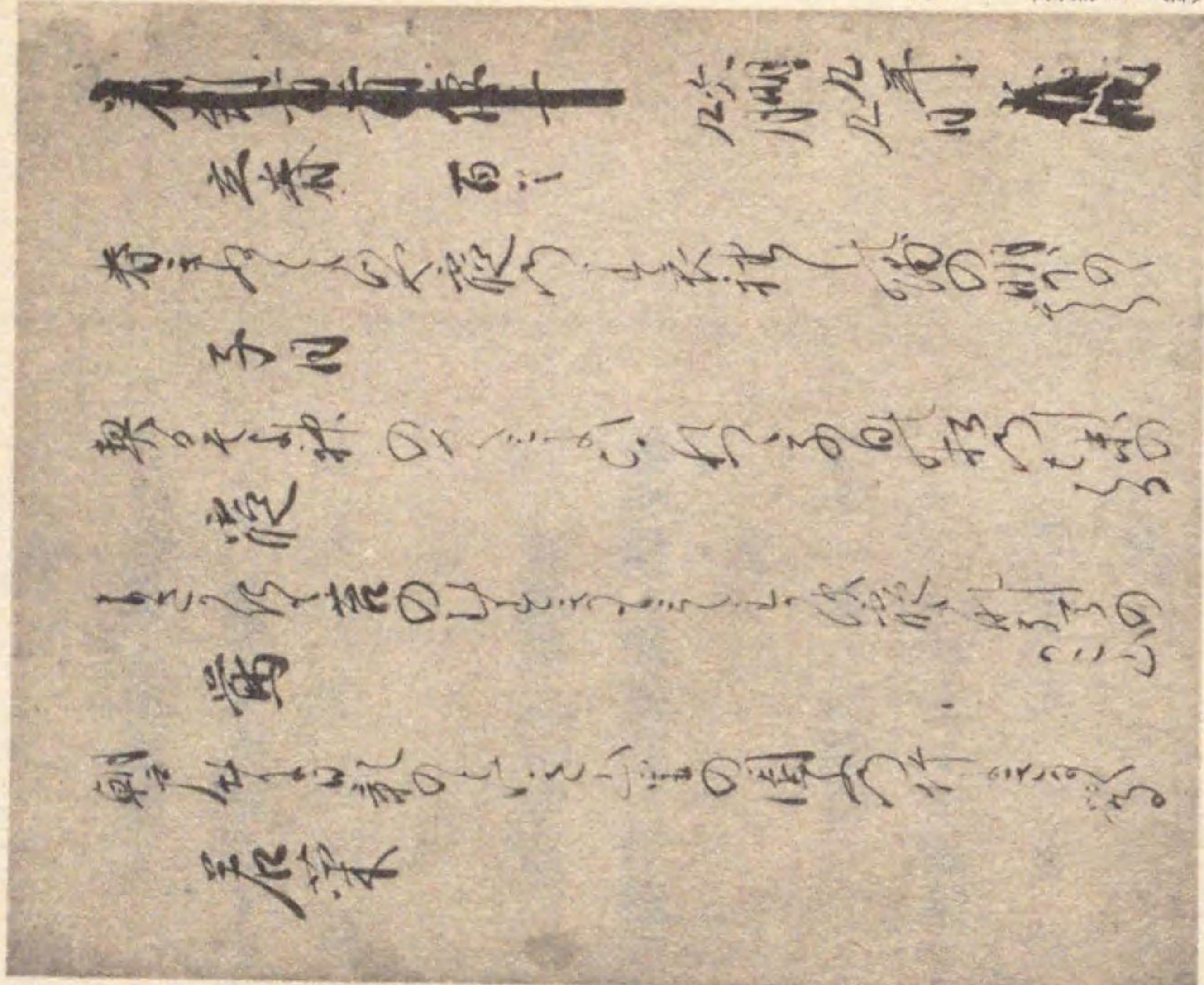
八七

著到百首和
歌
文明九年度

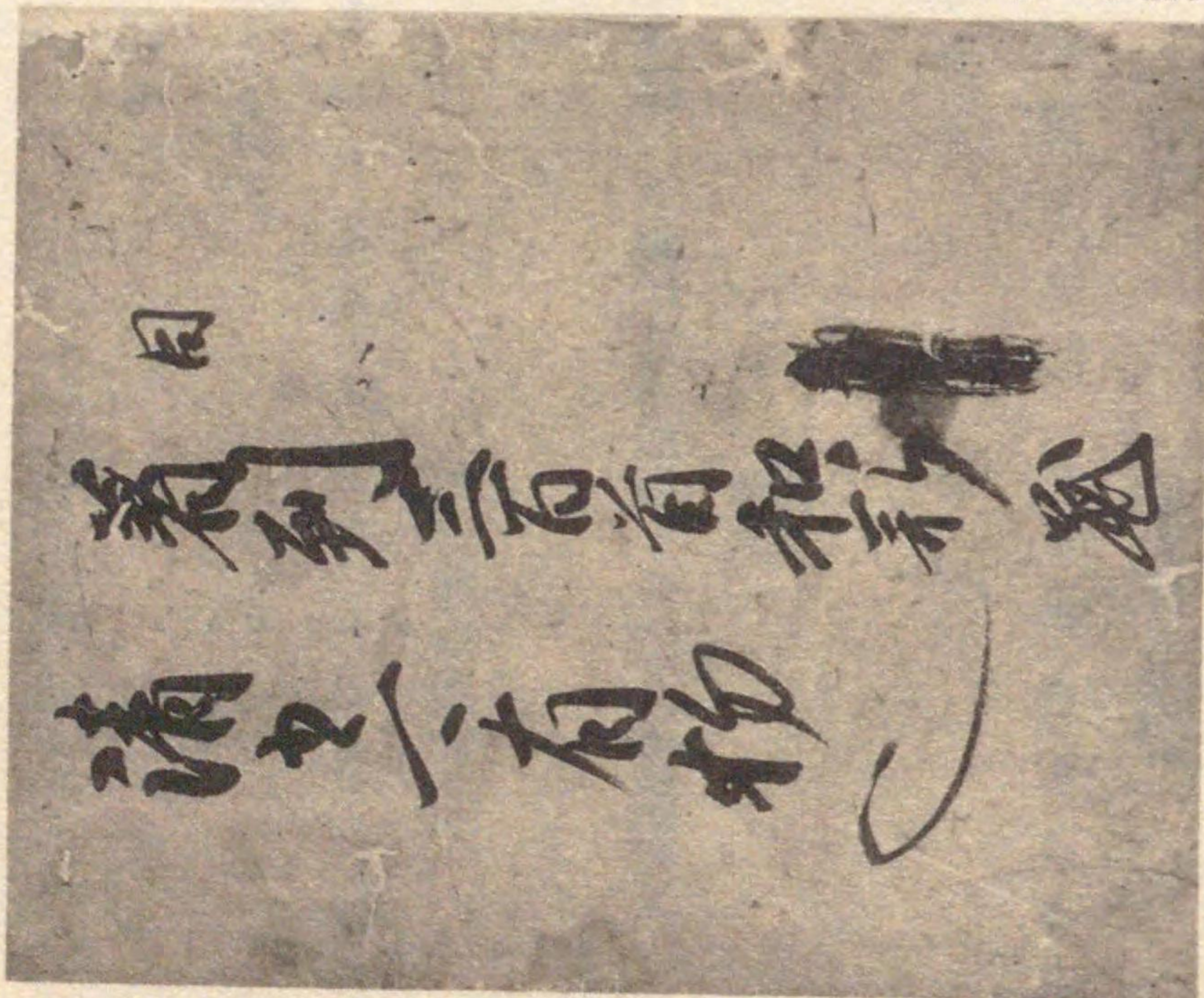
同十年度

常徳院殿御詠草 東京都 前田育徳会所藏

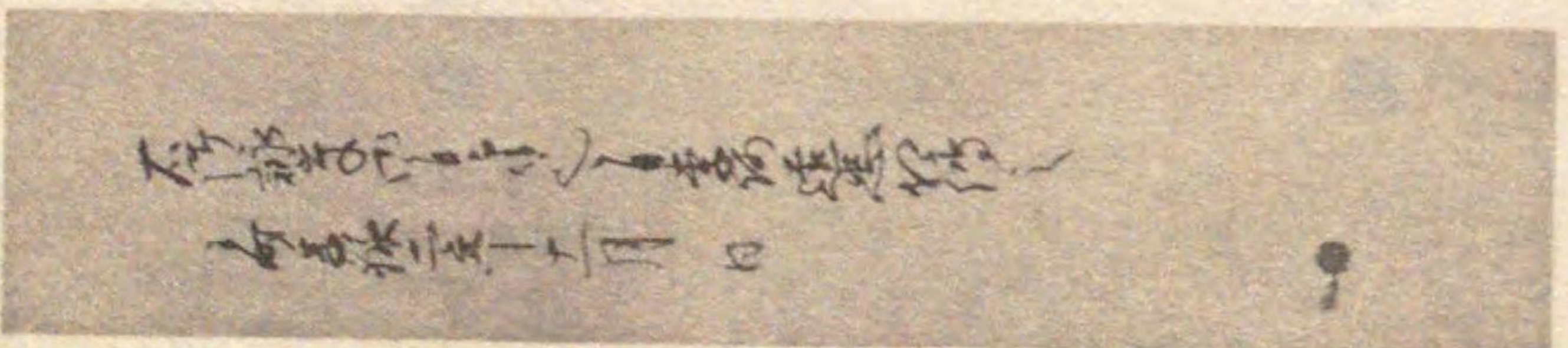
(巻首 尾利義尚自筆)



(尾利義尚自筆奥書)



(十市遠忠奥書)



原本袋綴本 半葉厚寸 横縦 〇〇・二五九 米

同十二年度

義熙自筆ノ奥書

十市遠忠ノ奥書 遠忠李阿ヲ介シテ傳領ス

延徳元年三月二十六日

立春〔百首〕^(追筆)

氷とく汀乃風ものとりよて春小ち初る池のさゝ浪^{〇コノ後九十首略ス}

着到百首和歌^{文明十二年九月九日} 義尙

立春〔百首〕^(追筆)

東路ハ衣の關そ名ふしおぬ霞をこえて春や立らん^{〇コノ後九十首略ス}

着到三百首和歌、

(花押)

清書可有物也、

〔貼紙〕將軍常徳院義尙公眞跡

〔十市遠忠自筆奥書〕右御詠草、御自筆也、自李阿遠忠相傳之、

于時享祿二年十一月日

〔題簽〕常徳院殿御詠草三百首 御自筆 〇コノ題簽、或八十市遠忠ノ自筆ニカ、ルカ、

〔詩歌合〕詩歌合 文明十五年正月十三日

八番 雪中鶯

左

權大納言高清^(海住山)

春雪吹晴景更宜、上林頃刻似華時、不知黃鳥忘寒否、百轉曲新瓊樹枝、
各申宜之由、

右

權大納言義尙

うちこふくをのり羽風も寒りらし梢乃雪ふきゐる鶯
いひまゝて優美よきこえ侍り、

二十一番 江畔柳

左

横川(景三)

楊柳毵々翠掃空、江邊無日不春風、市橋烟水人如織、舟在千絲萬縷中、
無殊事之由申之、

右

權大納言義尙

かきうつる入江の水れうき草も浮りとみれハ靡く青柳
見るやうの躰よてよろしく侍り、

五十六番 山家梯

左

左近大將冬良(二條)

延徳元年三月二十六日

延徳元年三月二十六日

九〇

路入蹊隈歩々迷、樵歌聲遠夕陽西、山前山后踏梯上、誰伴白雲安舊栖、
無難之由申之、

右

權大納言義尙

山深ミマけ入ひとれ便さへな成あと絶る谷のりけはし
句乃りゝきなといひまりて宜侍と、

〔室町殿十番歌合〕

○影考
館所藏

〔内表紙〕
〔十番歌合 判常徳院殿義尙公〕

歌合 於室町殿泉殿執行之、

題

夏月 夏星
夏風 夏雲
夏雨 夏山
夏野 夏河
夏海 夏橋

夏門 夏庭

夏草 夏木

夏鳥 夏獸

夏衣 夏枕

夏鐘 夏船

作者 探題、〔番カ〕香定事題次第也、

左 右

宋世 爲廣卿

一位 永繼卿

宗山 尙氏

高濤卿 頼行

式部卿宮 茂春

尙正 政資朝臣

親長卿 〔杉原孝盛〕宗伊

延徳元年三月二十六日

九一

延徳元年三月二十六日

九二

宗綱卿 貞頼

廣光卿 政行

實隆卿 基綱卿

判者 各隱名勝負、當座判詞書之、

室町殿

○各歌
略ス

室町殿

御判アリ

〔十二番歌合〕

○影考
館所藏

此一卷、常徳院殿御出題、判詞御自筆也、良椿令拜領之、可謂萬代家珍、爲後鑒所加愚筆也、

老槐散木(花押)
(三條西實隆)

點取和歌ニ
點ス

〔柏玉集〕

湖郭公文明十六八御點取、
大納言殿義尙點、

郭公ふく音^{〔七脱カ〕}とふき波のうへよこゝろをよする志賀乃浦人

月不撰處文明十六八七御點取、
大納言殿義尙點、

秋といへも野山のつゆれうへまでもひりりを分て月やをむらん

鏡よもるゝりくなき面影を月やうつして空にすむらん

戀爲後世妨文明十六八七御點取、
大納言殿義尙點、

結ひをく契もりの世中^{〔す〕}猶いつまと身を^{〔す〕}のむら翁
身の^{〔す〕}ハても又や戀路にはとハほし此世にかきる契ならね^{〔す〕}

〔實隆公記〕

○文明十六年十一月廿二
日至十二月四日裏文書

其後不能面謁候、恐鬱候、隨而室町殿より被申候五十首御詠御草案そと被申出候者可
畏入候、引寫候て、臆可返進申候、無餘日被仰出之間、迷惑千萬候つる、拙者霍亂・中
風氣等、老惱非一候間、此十餘日不出仕申候、養生仕候て、必可致祖候候、能々可預御
披露候、御使など御參の御次、御立寄候者、可爲本望候、尙々御詠草此者給候者、
□時候、恐々謹言、

七月廿五日

宗伊(花押)
(孝盛)

〔切封ッハ書〕

杉原伊賀入道

林五郎左衛門尉殿

宗伊

進之候

延徳元年三月二十六日

九三

義熙實隆ニ
五十首和歌
ノ詠草ヲ徴
ス

延徳元年三月二十六日

九四

〔實隆公記〕

○文明十七年八月廿八日裏文書

先刻芳札のおりふし、(飛鳥井雅親)柏木の旅亭に罷向候て、今拜見、先返事ならて、拜見もろことなくうちりす(みカ)春の夕ハなさけしならぬおりふしよて候へ(はカ)、月夜よしとも又ハウと
 きも人ハなと仰(をカ)蒙候敷など、むさうちさハりれて、あもしく拜見候つる、いりも
 も所得を本とせられ候便宜辨道なる御音信、利欲深重に拜見(候カ)、御にくこう候へ、先
 ヲ明日御會彌當年(初カ)且ハ夢裏の神託よつきて御張行よて候へ(はカ)、いりもも構御參可然
 存候、殊御連哥ハいしく(す)まぬ御事ハ候覽と思食立候も、聖廟御(さ)さめて愚老
 り妙句を大樹の御耳よもまめら(は)諸人のきもをもおとろりされ候ハんと(とカ)の善巧方便(とカ)
 存候、公家ハ(參カ)寂初の御人數、藤中(一品)・御參・右衛(門督カ)・愚老の(る哉カ)よて候けるを、打聞參敷
 衆以下不(參カ)無念よやなど、こはやりなる賢察よて、被追加候け(る哉カ)、政行(二階堂)只今來候て申候
 て例うり(大館)よて候つる、武家(細川)・政國(大館)・尙氏(大館)・政行(杉原孝盛)・宗伊(明智)・頼宣(近日)・頼宣(近日)・新(近日)・坪和(近日)・入道(元爲)・
 貞頼(伊勢)・まつ(松任利慶)以下ときよえ候、凡廿八九人(及)候ハんするとりや申候、妙句おの
 しく申候ましきこ遺恨に候へ、刻限まりと被仰出候分なく候へとも、御ま(を)ハさ
 くれ候て、五時分など可宜候敷など推量分(を)入魂候ける、御朦氣のやう(を)候、
 〓

夢想連歌會
ヲ興行ス

妙句義熙ノ
耳ニ留ル
打聞參動衆

〓心くるしく〓御養性候て、なふとも候へ、明日御參候ハてハ不可然候〓、

夢想七日曉天とりや申候つる、さくらハちらてときなる花よてあると〓句にて候、數
 反とひて候へとも、ハや忘て候、無正躰候、これ程〓すれて候に、御袖の下のや〓
 としふるたふさの一ふしころ、〓すられりたき心のもよやしよて候へ、あな〓あさ
 はしく候や〓、明日を期入候へく候、とと、

〔實隆公記〕

○文明十八年十月廿日裏文書

宮(勝仁親王)御(義)御(尙)よりこの御う(む)し、む(む)し御所より御(う)さとて、(い)りて候、よ(た)
 やう(な)然し(い)ら(ら)れ候ハ(よ)、よろこ(ひ)お(ほ)しめし候へく候よし申とて候、とと、

〔實隆公記〕

○文明十九年五月一日至三日并裏表紙裏文書

〓うしふりら御題此書狀ようつし進覽候、

野草穠近 寄月逢(戀カ) 山人〓

此分ハ候、可得御意候、

依無指題目、久不申入候、背本意存候、何(條カ)御事共御座候哉、就中此三首、此御所御出
 題を申請、尙氏張行仕候、過分ふりら、貴殿御(詠カ)申出度候、あそハし被下(候ハカ)〓〓誠以可

延徳元年三月二十六日

九五

義熙當座和
歌題ヲ上リ
御詠ヲ請フ

義熙ノ出題
大館尙氏和
歌會ヲ張行
ス

延德元年三月二十六日

九六

爲祝著候、來廿六〔日カ〕可被下候、〔參可申入之由可申カ〕りくく必々以〔可カ〕給候、恐惶謹言、

六月十八日

尙氏〔大館〕(花押)

〔切封ウハ書〕

西殿〔カ〕ゝいる

彈正少〔彌カ〕

人々御中

尙〔氏〕

〔實隆公記〕

〔檢封端裏ウハ書〕

○長享元年閏十一月一日至六日裏文書

教秀〔勸修寺〕

北向御言付之由申候、〔候カ〕御うれしき由、能々〔可カ〕申旨候、尙々此芳〔東真カ〕實〔ト、難カ〕申〔盡〕

〔候カ〕

誠昨日御祝之儀目出候、無御參候、無念候キ、先々此一種不存寄之芳情、恐悅無極候、

殊自御陣相副金玉被進候之條、御眉目之至、御自愛奉察之處、如此預恩賜候、一段之御

懇志、祝著千萬賞翫無比類候、〔可カ〕謝候、恐々謹言、

〔井蛙抄〕

六

此六卷、〔奥書〕文明十八年五月十七日常徳院以御内書御懇望之條備之、俄於燈下書寫之畢、然同八月正本被

義熙和歌ヲ
添へ物ヲ實
隆ニ贈ル

常光院堯惠
ヲシテ井蛙

抄ヲ書寫セ
シム

新古今和歌
集ヲ座右ニ
備フ

藤原基俊撰
ノ歌書大綱
初心ニ奥書
ヲ加へ祕藏
ス

紀貫之自筆
ノ土佐日記

返下、重而在御内御自筆之書、同伊勢守貞宗狀有之者也、

延德元年四月二日

法印判〔堯惠〕

〔狩野亨吉氏蒐集文書〕

十一

〔新古今和歌集〕常徳院殿御代此集被清撰、而被召置御前御本也云々、依所持之人所望、爲後證記之矣、

延德二年十一月 日

禮部尙書小槻〔晴富〕(花押)

〔追筆〕「官務五代前晴富ニ而御座候、」

〔大綱初心〕

○龍谷大學
圖書館所藏

以此本令書寫校合畢、

前上總介範政判〔今川〕

〔義尙自筆カ〕「右秘抄、雖無中卷、彼作依爲希代物、所秘藏也、

〔足利義尙〕(花押)

〔土佐日記〕

〔奥書〕
本云、

土佐日記以貫之自筆本、〔義熙〕故將軍御物、希代之靈寶也、今依或人數寄深切所望書之、古代假名

延德元年三月二十六日

九七

ヲ祕藏ス

延徳元年三月二十六日

九八

猶科蚪、末愚臨寫、有魯魚哉、後見輩察之而已、

明應壬子仲秋候

亞槐藤原 判

〔古歌集〕

○宮内廳書
陵部所藏

源賢法眼集

ヲ書寫ス

〔奥書〕
本云、○中
略

右源賢法眼者、曩祖滿仲朝臣愚息、樹下集作者也、取家者凡卑、於道者雖頗不堪、申出禁裏御本、令書寫之畢、然而不審少々在之間、可勘也、

御判

此集以常徳院殿被加書奥書御判等之本、

〔猪苗代〕
兼載法
橋筆

書寫之、

○中

〔三條西實隆〕
老槐書判

永正第十曆九夏天

〔和歌深秘抄〕

一打聞と申事は、撰歌の時の事にて候や、常徳院御時、於江州五十首宛詠進仕候子細存知仕度候、打聞と申は、於大樹撰歌のときの事にて候、この時は五十首あて、先詠進仕候、我等も進上候、惣して撰歌の時は、たひく名のかはる事候、宋世の歌に、浪の打きて人しれすとつ、けられ候も斷にて候、其ころ二階堂・

〔政行〕
飛鳥井雅康

義熙和歌ノ
打聞ノ編纂
ヲ終ラズシ
テ死去ス

河内民部〔政行〕など、申人とりさた候哉、つるに全部はて候はて、大樹むなしく成給候事、

無念至極候、○義熙、公卿及ビ近臣ヲ會シテ、和歌ノ打聞ヲ編
セシムルコト、文明十五年二月一日ノ條ニ見ユ、

一鹿苑院殿・常徳院殿御詠、已前注被下て候へとも、なを此一册にのこしをきたく令存候、鹿苑院入道太政大臣家にて、題をさくりて歌よみ侍し時、述懐の心を、權大僧都堯尋、

われまては三代につかへて玉津島かひ有神の光をそみる

この金玉おもしろくうちをきかたくこそ候へ、誠に三代になり候事、わか身もおなし事にて候、ためしすくなくこそ、

我も三代人も三代まで馴きつゝともにそみかく玉津島姫

御覽候ことく、御自筆にて殊更御判在之、等持院殿・寶篋院殿・鹿苑院殿、頓阿・經賢・堯尋、公私此三代にて候、此時御自筆御書御覽し候て、常徳院殿如此堯感律師被下候、面目至極候哉、御尋に付て、此一册にかさねて令書寫畢、常徳院殿御判在之、○下

〔實隆公記〕

享祿三年十月廿九日、乙酉、晴、入夜甘黄來、〔甘露寺伊長〕常徳院殿百番歌合作者不

審、愚存示之、勸一盞、

四年閏五月廿四日、丁丑、陰、常徳院殿萬葉體歌合正本、榮雅判詞一見、○下

〔飛鳥井雅親〕

略

常徳院殿百
番歌合

延徳元年三月二十六日

九九

延徳元年三月二十六日

一〇〇

萬葉體歌合
實隆書寫ノ
道信朝臣集
ノ銘并ニ奥
書ヲ書ス

常徳院詠

歌什

天文二年五月廿四日、丙寅、晴、三田彈正進人、今明下向云々、(藤原)道信朝臣集常徳院殿銘、

奥書御筆也、予依彼仰書進上之本也、奥書所望之間書遣之、扇一本同遣之、(下)略

〔京都御所東山御文庫記録〕甲二百十五
歌書目錄 春

常徳院詠 一冊

〔筆陳〕下ノ一 ○越後保阪潤治氏所藏

庭梅

義尙

むめり枝ハ風ならぬともにかひ多り雨打そくまや乃夕くれ

郭公

義尙

月ハさて有明もふしれゆ乃夜ハくものいづくも鳴かとくまは

〔足利義尙短冊〕○前田利
爲氏所藏

開花

義尙

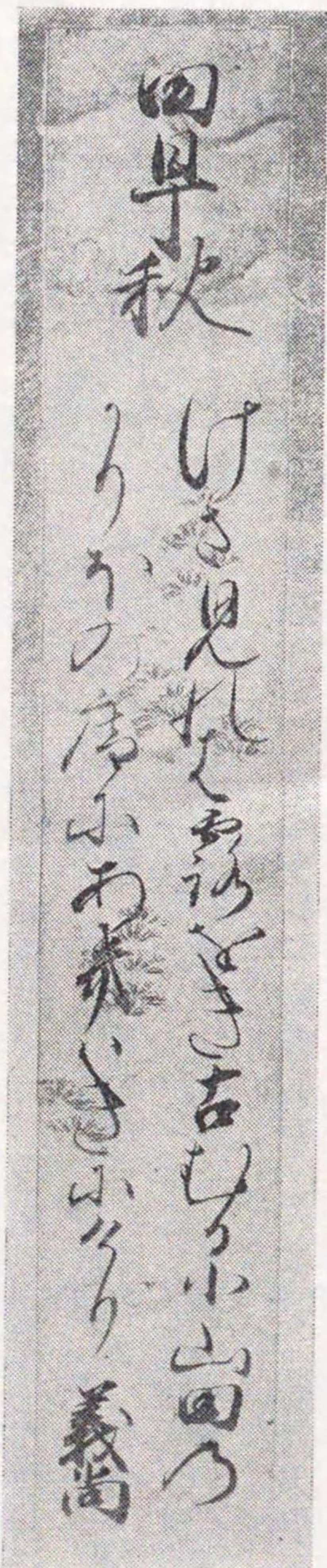
春ハなほ色花くさむさくさ花ふうつろふれえ乃白川の關

〔足利義尙短冊〕○加藤泰
秋氏所藏

田早秋

義尙

けさ見れと露をきまむる小山田乃りかの庵まあきハきまより



〔足利義尙一首懷紙〕○伊達邦
宗氏舊藏

詠春色浮水 和歌

權大納言義尙

うみきれきいと井乃水う袖りけてゆぬよりくるのひりりやそ見は

〔足利義尙自筆和歌短冊〕○伊勢竹内
文平氏所藏

春月

義尙

梅りほり月影おくる春りせよものおもふ床も鶯の聲

寄簾述懷

義尙

玉すこき心まかくは道はあれやをけるこりり乃名はものこさし

〔足利義尙懷紙〕○前田利
爲氏所藏

延徳元年三月二十六日

一〇一

延徳元年三月二十六日

詠三首和歌

義尙

一〇二

在曙月

やふはくらくらちりての後の紅葉、あり明れ月そえよし野、花

○コノ間一首切り
取ラレテ見エズ

月前戀

ま木乃戸省さすりねぬよれ袖のうへうたのめりをぬし秋の月りけ

〔足利義尙自筆和歌懷紙〕

○越後保阪
潤治氏所藏

(義尙
花押)

待而見牟其名耳詩負春能木爾花之可開行末濃空

〔蔭涼軒日録〕

○尊經
閣本

長享元年十月九日、天快晴、○中夜來春湖藏主惠然語愚云、相

公去四日起坂本見〔超〕湖上、自坂本以一聯倭歌、見獻東山相公、其歌云、坂本ノ濱路ヲ出

テ浪安ク養寺ニアリト答ヨ、蓋今日御著陣于麻雅里之安養寺、故詞及安養云、東相御返

歌、ヤカテハヤ國收リテ民安養寺ヲ立ソ歸ラン、兩首皆奇□、有宴、雜話及深更、有人

語云、安養寺者教寺也、五六□有之云々、○下略

近江ノ陣中
ヨリ義政ニ
和歌ヲ贈ル
義政返歌ヲ
與フ

千首續歌會

〔下總集〕

春歌上 常徳院贈太相國家、いま大納言にてわくらせおはしりしける時、千

首御續歌に ね覺鶯

ねやちりきほりき乃竹よおとろくやうくひすさそふ春れよ乃夢

文明十二年、常徳院殿にて三月三日より日次よ、人々に百首歌よほせられ侍し時、

はりうらつりし

うはくまき色こそええねさそひくほ句ひハおなし梅れ下風

文明の比、常徳院殿にていろを句れりまをきて、四季の歌人々によほせられ侍

しまち

ちりハてしこすえ乃花の面りけハなれまら雲にれこる色哉

常徳院殿御時、御前にて衆儀判の御歌合よ、(樹陰納涼)おなし心を

木々乃葉ハまゝつれなくてたくれの露先おつる風そすしき

常徳院殿へ御點申入侍し三十首歌

いせもやも四方乃草木れうちまかれ露よぬれしる秋の初風

常徳院殿御時、人々よ一夜よ二十首つゝ歌よほせられ侍りて、(轉法輪三條實量)三條入道前左大臣家

延徳元年三月二十六日

一〇三

百首歌

いろはヲ句
ノ頭ニ置キ
テ四季ノ歌
ヲ人々ニ詠
ゼシム

衆儀判ノ歌
合

伊勢貞仍ノ
歌ニ點ヲ付
ス

轉法輪三條
實量飛鳥井

雅康ヲシテ
人々ノ二十
首和歌ニ點
セシム

延徳元年三月二十六日

一〇四

飛鳥井中納言入道家兩所へ點めされし(雅康) 旅店虫

露の袖かゝしし床乃草むしろ都れ夢を松むしそ鳴

文明の比九月ハウリ(日野富子)、常德院殿野あそひの御つ井てよ、岩倉金龍寺よ、妙善院殿

ウリそめよまゝらせ給ひし時、まぢよらせ給て、御ウまらけり侍しよ、御庭の

菊伐ておもひけし

きえや猶りけをならへて萬代乃秋をもつむ庭の白菊

〔蔭涼軒日録〕

○尊經閣本

延徳三年八月十九日、不參、天快晴、○中略 昨晚相國住持語云、

常德相公義熙公、今月十四日幻出于伊勢因幡守宅、被詠倭歌三首、一云、天下なひりぬ

國もなりり志ふ露ときへぬる身こそけられけれ、二云、千代りけて春秋とハしおもふなよ

あふをさぬる露乃うき身哉、三云、思て我こそ苔れ下までもうたあふみの國とき

くやも、○下略

〔塵塚物語〕

一 常德院殿依御秀歌炎天曇事

前飛鳥井老翁一日語られていはく、常德院内大臣義尙公ハ、天性をゆふにうけさせ給ひて、武藝の御いとまにハ、和歌に心をふけりましめて、御才覺もおとなしくまし

公卿ト常ニ
和歌ヲ談ズ

ける、高官昵近の公家つねにまいらるゝ時ハ、かりそめの御雑談もなく、歌のほうへんのミ談し給ひけるとなん、其比の和歌の達しや某大納言、はしめハ歌のさまなど、心やすく御指南申されけるか、御年廿に過ぎせ給ひてハ、彼卿かへつて風情をうかハれけるとなん、いとしき國主たれとも、たゞ御よハひ壯年にいたせ給ハさりつるハ、口おしき御事など申あへりけるとなん、曾而江州にひさしく御留陣おハしましたけるに、一日御遊のために、湖水のほとりへ出御なり、則おほくの舟ともをかさり、御饗膳めつらかにとゝのへて、諸道の達人數輩供奉せしめらる、公方あまねく湖水のみきハを御らんまし／＼けるに、童子二人小ふねにのりてたハふれけるを、あれハ何ものそとハせたまへハ、梅かいらのものにて御座候と申けるを、大樹きこしめして、御心にふと思ひよりたまふ句あり、

湖邊自異山林興、童子尋梅棹小船、

此二句を御こゝろにうかはせたまひて、此對句もかなとしはし案しましませとも、つるによろしき句もうかはすして還御ありしに、其夜御ゆめのうちに、男體の人來て、彼句にたして七言四句となれハ、御ゆめのうちによろこはせ給ひて、程なく覺けるとなん、

延徳元年三月二十六日

一〇五

延徳元年三月二十六日

一〇六

其句近習の人々ニ仰られて書とめさせ給と云々、その後皆人其二句を失念によりて、無其詮と云々、あたらし事なり、是のミならず、去比又逆敵近隣をかすめけるに、いそき御進發ありけり、時しも炎天のみきりにて、五萬はかりの軍兵をめしつれ給ひけるか、士卒此あつさにたへかねて、練汁のこくなる汗をかき、馬もこらへかねて、多くハひさまつきけれハ、人皆仰天してしとろになりけり、そのところ鏡山のふもとにてありければ、大樹の御うたに、

けふはかりくもれあふみのかゝみ山たひのやつれの影のミゆるに

とあそはされ、しはらく木陰にやすらひ給ふに、すこし程ありて、天くもり涼風おもむろに吹來れハ、諸くんせいも、中秋夕暮のおもひをなして、たちまちよみかへるかことしと云々、上古末代まで、高名の御ほまれなり、まことに一句のちからにて、數萬の軍兵くるしミをやめらるゝ事、天感不測の君なりといへり、

〔新撰菟玖波集〕

五 秋連歌下

常徳院贈太政大臣家よて百韻乃連歌侍し

鴈れ行南乃空もなつりしく

藤原政行朝臣

鳥羽田乃月おつるあゝ風

和歌ヲ詠ジ
テ炎天ニ苦
シム軍兵ノ
難ヲ救フ

百韻連歌會
ヲ行フ

あふみれうみ乃近々見渡し

源 秀 滿

りゝ山手よとる計月をみて

とふ人もりな露乃夕暮

從一位富子

ひとりえは月乃光のあゝら夜

むりしの人をいりゝをれむ

忍 誓 法 師

古郷れ夜寒乃月獨ねて

物おもふ身の露れ下伏

權大僧都心敬

古里ハよもより月を枕よて

〔新撰菟玖波集〕

八 戀連歌上

文明十四年三月、家よて百韻の連歌し侍し

うときちよりハむをふともなし

常徳院贈太政大臣

りゝ糸れあいし人をも頼ミて

〔後法興院政家記〕

文明十六年二月十七日、乙晴陰、小櫻長興宿禰來、相談世上事、中略

觀世大夫座者彦次郎、日比大樹被寵愛、舊冬給名字號廣澤云々、御一族分云々、此事不可然之由舉世及沙汰云々、近日就此儀有物云々、前代未聞之事也、

延徳元年三月二十六日

一〇七

觀世座猿樂
彦次郎ヲ寵
シテ廣澤尙
俊ト稱セシ

義熙ノ連歌

延徳元年三月二十六日

一〇八

〔常德院集〕

(文明十八年三月)

白藤につけて、藤原尚隆につかはしける

(結城尚豊)

君か心すゑの松山こさはこそこの藤浪のかけてうらみめ
返し

藤浪のかけてたのまはよもこさしふかき契りのすゑの松山

藤原尚隆、一夜こぬ事侍しに、(文明十八年)五月六日あやめにつけてつかはしける

見せはやなあやめの枕ひとりねてけさまでかくる袖のうきねを
返し

袖の上にかくるあやめのなかきねを君かよはひのまくらにそひく

つくりたる松に、露の置たるを、筆にそへてつかはすとて

いくかへり松にをく露つもりてかふてのうもとハならんとすらん

返し

藤原尚隆

いく代まで松のとはかきあつめつきせぬ筆の海をたゝへん

(文明十八年)

十一月中つかた、藤原尚隆とさしむかひに哥よみ侍しとき 江雪

みなとかせ夜さむになりぬあすや又なこ江のたつの雪にそかれむ

足利義尚自筆書狀

東京都 舊北白川官家御所藏

原寸 横縦 〇〇・三八八
五三一

う
に
下
さ
つ
す

以
按
存

つ
し
し

小

此
し

大
方
御
此
事

西
条
子

あ
ら
り

鶴
馬
小
下
に

し
ら
り

此
件
書
お
し

お
し
ら
り
し
ら
り

倫
吉
氏
の

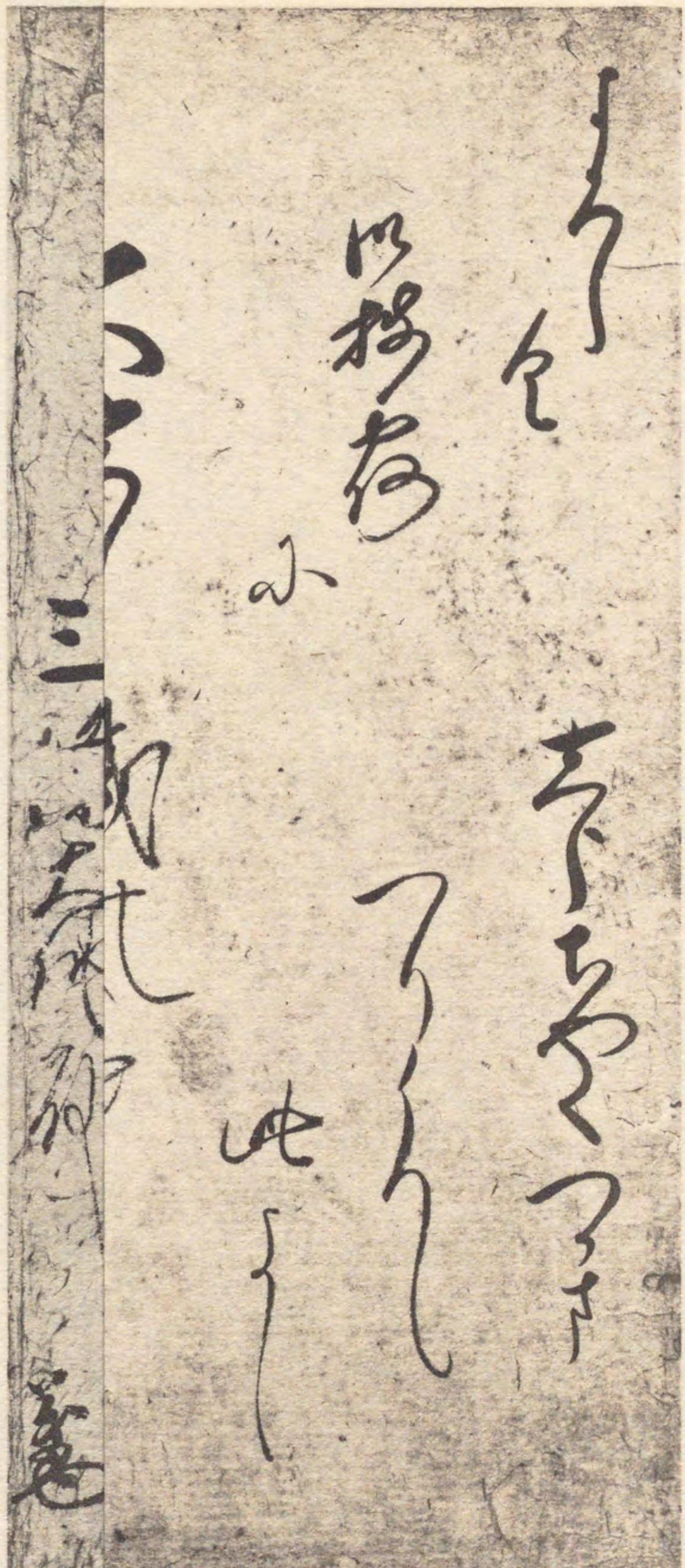
勅
許
し
り

三
江
地
方
所
藏
書

足利義尚自筆書狀

東京都 舊北白川宮家御所藏

原寸 横縦 〇〇・三三八一



(長享元年十二月)

その末つかたに、藤はら尙隆と、たゞさしむかひによみける時 湖邊歳暮

うき秋はおもはさりけりさゝ浪やはまへに年の暮物とハ

所勞之間、殊左送之、

(長享二年)

五月朔日、藤原尙隆につかハす

けさよりのなかめも隙ハあるものをうき人ゆへの袖をさせはや

返し

いかゞらん五月雨のつゆにあらて香珠ハかりなき袖を過る月の色

〔足利義尙書狀〕

○北白川 宮家舊藏

大宮し職れ事、兩條より一、叡慮よりりせりいらせ候ハぬとれ仰、尤も存候、さきとも、

うちをりれ、綸旨れ事、勅許候ハ、まうちやくつりつり候へく候、此よしよろしく

御披露よあつり候へく候、と

三條大納言殿

義尙 ○義尙、星野政茂ヲ熱田社大宮司職トナスコト、文明十六年八月二十六日ノ條ニ收ム、

○以下妻妾・子女ノコトニカ、ル、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 内鷹公孫 日野

延徳元年三月二十六日

室
日野勝光女
祥雲院

妾及ビ子女
義熙義政ノ
侍女徳大寺
氏ヲ寵ス
三條公綱女

山名氏
御ヤチ
女子ヲ生ム
モ夭亡ス

山名氏マタ
懷妊ス

瑞泉院
女子入江殿

延徳元年三月二十六日

勝光

〔女子 贈相國義熙公室、
號祥雲院、母、
略〕

〔大乘院寺社雜事記〕

七十 文明十三年二月十一日、

一勸修寺中納言光臨、

略 京都事色々物語、

略 中

武家御父子中惡事、

公有

徳大寺姫君事故也、

准后御祕藏也、

然於

御方連々被召申事珍事也云々、又三條帥卿女ハ御方御祕藏也、御

中惡成て、正月初比、髮ヲ切成尼了、惣而狂人也、珍事なる御進退故、如此事共出來

云々、○下
略

〔實隆公記〕

文明十八年六月十一日、乙酉、晴、

略 中

後聞、室町殿御八智御産云々、

但姫君則夭亡云々、仍室町殿有穢氣云々、

〔後法興院政家記〕

長享元年八月廿五日、

辰、晴、

傳聞、去十八日武家寵人

チ、懷妊、七月、帶祝日、御臺御方上臈

菊亭亞相
妹云々

、剪髮云々、是化生物所行云々、太希代事

也、

〔實隆公記〕

永正六年六月廿一日、壬午、晴、

晚頭

略 中

抑瑞泉院

女、四十七

昨日他界、

○山名氏卒スルコト、永正六

年六月二十日ノ條ニ見ユ、腫物所勞云々、入江殿穢了、連々參會之人

也、尤不便々々、○下
略

〔兼右卿記〕

一 永祿元年九月二日、丙子、晴、

向萬里亭、

入道内府并亞相對談、去

晦日三時智恩院方丈

常徳院殿
御息女

七十二歳御他界云々、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 高藤公孫
萬里小路

冬房

〔女子 命子、權大納言典侍、出家、贈相國義熙公妾、母權中兼郷卿女、瑞林院、法
名眞妙、道號蓮啓、○命子卒スルコト、長享元年二月十七日ノ條ニ見ユ、

〔資益王記〕

文明十五年七月廿三日、遙拜、自室町殿御尋、

折紙
案

七より内子、今月十一日死去候、親其刻面をも不見候、殊人之養子成候間、不可苦候哉、

委細注可有御申候也、

七月廿三日

大和太郎
政宗判

(資益王)
伯

〔尋尊大僧正記〕

七 文明九年四月廿六日、

一 九條前内府若君、

十二 爲新將軍御猶子上洛、

爲東南院入室也云々、

當關白殿申御沙汰、

南坊濟尊僧都致奉行歟、○下
略

延徳元年三月二十六日

一一一

猶子
九條政忠子

幼兒ノ死亡
ニ就キ親ノ
服忌ヲ問フ

萬里小路命
子

入江殿入寂

延徳元年三月二十六日

〔参考〕

〔花押彙纂〕

部^{ア之}

足利義熙

一一二

疾 疾

○菊大路文書^四(山城)
文明十一年十一月二十二日御判御教書

○安達喜三郎氏所藏文書^{越中}
文明十八年大光明寺奉加帳

疾

○本能寺文書^一(山城)
長享二年十月二十三日御判御教書

○義政ノ子^義尙、生レ、湯始・剃髮・三夜・七夜等ノ祝儀ヲ行フコト、寛正六年十一月二十三日ノ條ニ、義尙、伊勢貞親ノ邸ニ移徙スルコト、十二月二十日ノ條ニ、諸社寺、義尙誕生ノ祈禱卷數ヲ幕府ニ進ムルコト、同月二十三日ノ條ニ、義尙、髮置及ビ着袴ノ儀ヲ行フニヨリ、天皇・法皇、劔ヲ賜ヒテ之ヲ賀シ給フコト、應仁元年十一月二十八日ノ條ニ、義尙、神馬ヲ北野社ニ獻ズルコト、文明二年十二月二十七日

延徳元年三月二十六日

一一三

延徳元年三月二十六日

一一四

日ノ條ニ、參内スルコト、同四年正月一日ノ條ニ、乘馬始ノコト、同五年四月十日ノ條ニ、生母日野氏子富ト新第二至ルコト、七月十九日・八月十六日ノ條ニ、方忌ヲ避クルコト、八月十一日ノ條ニ、涅齒ノコト、十一月三十日ノ條ニ、征夷大將軍足利義政ヲ罷メ、其子義尙ヲ以テ之ニ代ヘ、義尙、元服シテ左近衛中將ニ任ジ、正五位下ニ敍シ、禁色昇殿ヲ聽サル、コト、十二月十九日ノ條ニ、幕府、神宮祭主藤波秀忠ヲシテ、義尙ノ明年ノ厄ヲ禳ハシムルコト、同月二十一日ノ條ニ、義尙、初メテ參内シ、恩ヲ謝スコト、同月二十五日ノ條ニ、參内スルコト、同六年正月一日ノ條ニ、參賀ノ公卿ヲ引見スルコト、同月四日ノ條ニ、弓始ヲ行フコト、同月二十三日ノ條ニ、參内シテ、劔馬等ヲ獻ズルコト、二月七日ノ條ニ、參内スルコト、三月十一日ノ條ニ、日野富子、義尙ヲ小川ノ新第二招クコト、同月二十日ノ條ニ、富子、二條政嗣ノ女ヲ義尙ニ配セントシ、豫メ猶子ト爲スコト、五月四日ノ條ニ、義尙、從四位下ニ敍セラル、コト、六月十九日ノ條ニ、誓願寺ノ鑄鐘ヲ觀ルコト、八月五日ノ條ニ、鹿苑寺ニ紅葉ヲ觀ルコト、十月二日ノ條ニ、參内スルコト、同七年正月一日ノ條ニ、酒饌ヲ獻ジ、マタ、義政ヲ小川第二省スルコト、同月十三日ノ條

ニ、美作權守ヲ兼ヌルコト、同月二十八日ノ條ニ、參内シテ酒饌ヲ獻ズルコト、二月九日ノ條ニ、義尙ノ第二幸シ、遺教經ヲ聽カセラル、コト、同月十五日ノ條ニ、義尙、實隆ヲシテ、初心要記ニ訓點ヲ施サシムルコト、三月十五日ノ條ニ、伊勢貞宗ノ第二臨ミ、犬追物ヲ觀、マタ、貞宗ノ第二赴キ、親ヲ射手トナルコト、七月七日ノ條ニ、紅葉ヲ北山ニ觀ルコト、十月七日ノ條ニ、犬追物ヲ觀ルコト、同月九日ノ條ニ、讀書始ノコト、同月十七日ノ條ニ、幕府、神宮祭主藤波秀忠ヲシテ、義尙ノ明年ノ厄ヲ禳ハシムルコト、十一月十三日ノ條ニ、義尙、參内ノコト、文明八年正月二日ノ條ニ、義政ヲ室町第二饗シ、猿樂ヲ張行スルコト、同月十三日ノ條ニ、參内スルコト、二月七日ノ條ニ、矢開ノ儀ヲ行フコト、同月二十八日ノ條ニ、酒饌ヲ皇子勝仁ニ獻ズルコト、三月二十六日ノ條ニ、壬生雅久ヲシテ、古今集ヲ書寫セシムルコト、四月一日ノ條ニ、參内スルコト、同月五日ノ條ニ、實隆ヲシテ、小野宮右大臣繪卷ノ銘ヲ書セシムルコト、五月十六日ノ條ニ、父義政ト參内シ、宴ニ侍スルコト、十月九日ノ條ニ、紅葉ヲ北山ニ觀ルコト、同月十五日ノ條ニ、猿樂ヲ室町第二張行スルコト、同月廿一日ノ條ニ、室町第一ノ火クルニヨリ、難ヲ小河第二避ケ

延徳元年三月二十六日

一一五

給フニヨリ、之ニ從フコト、十一月十三日ノ條ニ、小河第ヨリ伊勢貞宗ノ第二移ルコト、同月二十二日ノ條ニ、正三位ニ敍セラル、コト、文明九年正月六日ノ條ニ、參賀スルコト、同月十日ノ條ニ、赤松政則ノ部兵、武田國信ノ部兵ト鬪フニ依リ、政則ヲ論止スルコト、同月十八日ノ條ニ、伊勢貞宗ノ第二猿樂ヲ張行スルコト、二月十三日ノ條ニ、參内シテ宴ニ侍スルコト、三月二十六日ノ條ニ、賀茂競馬ヲ觀ルコト、五月五日ノ條ニ、三寶院ヨリ愛染明王像及ビ卷數ヲ贈ラル、コト、六月一日ノ條ニ、小河ノ第二至リ、尋デ、還ルコト、同月十四日ノ條ニ、犬追物ヲ興行スルコト、同月二十八日ノ條ニ、小河ノ第二至リ、諸公卿ト共ニ、義政ニ候スルコト、七月一日ノ條ニ、生花ヲ賜ハルコト、同月三日ノ條ニ、續歌ヲ詠ズルコト、同月七日ノ條ニ、義政夫妻、義尙ヲ訪フコト、同月十一日ノ條ニ、廣橋兼顯、義尙ニ燈籠ヲ贈ルコト、同月十四日ノ條ニ、義尙、前内大臣九條政忠ノ子某ヲ猶子トナシ、東大寺東南院ニ入室セシムルコト、八月三日ノ條ニ、犬追物ヲ興行スルコト、同月十九日ノ條ニ、參内スルコト、同月二十八日ノ條ニ、著到和歌ヲ始ムルコト、九月九日ノ條ニ、小河第二至ルコト、十月二十二日ノ條ニ、疾ムコト、同月二十七日ノ條

ニ、小河ノ新第二宴スルコト、同月三十日ノ條ニ、方忌ヲ小河第二避クルコト、十一月七日ノ條ニ、廣橋兼顯ヲ招キ、典籍ノ豫習ヲ爲スコト、十二月二日ノ條ニ、參内スルコト、同月二十三日ノ條ニ、諸家、義尙ニ物ヲ進ムルコト、文明十年正月五日ノ條ニ、義尙、京極寺八幡宮ニ神馬ヲ寄進スルコト、同月八日ノ條ニ、地藏堂ニ參詣スルコト、同月九日ノ條ニ、參内スルコト、同月十一日ノ條ニ、花王院澄惠・梅尾闕伽井坊等ヨリ、卷數ヲ贈ラル、コト、同日ノ條ニ、義尙、物ヲ獻ズルコト、同月十三日ノ條ニ、義政、義尙ノ第二猿樂ヲ觀ルコト、同日ノ條ニ、義尙、弓始ヲ行フコト、同月十七日ノ條ニ、參内スルコト、同月十九日ノ條ニ、犬追物始ノコト、同月廿五日ノ條ニ、北斗法ヲ修スルコト、同月二十九日ノ條ニ、廣橋兼顯ヲ招キテ、讀書スルコト、二月二日ノ條ニ、參内スルコト、同月九日ノ條ニ、義政、義尙ノ第二遺教經ヲ聽クコト、同月十五日ノ條ニ、義尙、金光寺ニ於テ十念ヲ受クルコト、同月十九日ノ條ニ、二階堂政行ヲシテ、源氏系圖ヲ書寫セシムルコト、同月二十四日ノ條ニ、始メテ細川聰明丸ノ第二臨ムコト、同月二十八日ノ條ニ、三月盡當座和歌會ヲ行フコト、三月三十日ノ條ニ、猿樂ヲ興行スルコト、四月五日ノ條ニ、誓願

寺勸進猿樂ヲ觀ルコト、同月二十二日ノ條ニ、景三川横ノ等持寺入院ニ臨ムコト、同月二十三日ノ條ニ、庭田雅行ニ馬ヲ贈ルコト、五月十四日ノ條ニ、義政夫妻、義尙ノ第二、平家物語ヲ聽クコト、同月十九日ノ條ニ、義尙、小河第二至ルコト、同月二十六日ノ條ニ、伊勢大神宮・石清水八幡宮等ニ、神馬ヲ寄セ、義政ノ平癒ヲ祈ルコト、同月二十七日ノ條ニ、青蓮院尊應ヲシテ、尊法佛眼法ヲ幕府ニ修セシムルコト、同月二十八日ノ條ニ、伊勢貞宗ノ第二臨ムコト、六月一日ノ條ニ、蔭涼軒ヨリ、尊氏ノ肖像ヲ徵シテ、之ヲ觀ルコト、同月二十六日ノ條ニ、廣橋兼顯ニ、廣橋系圖貸與ヲ求ムルコト、竝ビニ一條兼良ニ諸家系圖ヲ借りテ之ヲ寫スコト、同月二十七日ノ條ニ、幕府參賀ノ廷臣等ニ謁スルコト、七月七日ノ條ニ、笠懸ヲ畠山教元ノ第二觀、又武田國信興行ノ犬追物ニ臨ムコト、同日ノ條ニ、義政夫妻、義尙ノ第二臨ムコト、竝ビニ義尙、皇子仁勝ニ物ヲ獻ズルコト、同月八日ノ條ニ、廣橋兼顯・伊勢貞宗等、義尙ニ燈籠ヲ進ズルコト、同月十五日ノ條ニ、義尙、當座和歌會ヲ行フコト、八月七日ノ條ニ、所司代浦上則宗等ヲ饗スルコト、同月二十二日ノ條ニ、布施英基ノ饗ヲ幕府ニ受クルコト、同月二十三日ノ條ニ、伊勢貞宗ノ、伊勢大神宮ニ

參詣スルニ依リ、小河第二移ルコト、九月一日ノ條ニ、著到和歌ヲ詠ズルコト、竝ニ廷臣・武將等ノ小河第二候シ、重陽ノ佳節ヲ賀スルニ謁スルコト、同月九日ノ條ニ、義政ヲ饗スルコト、同月十七日ノ條ニ、山城高雄山ニ紅葉ヲ觀ルコト、十月九日ノ條ニ、猿樂ヲ伊勢貞宗第二張行スルコト、十一月二十二日ノ條ニ、參内シテ、歲暮ヲ賀スルコト、十二月二十三日ノ條ニ、近臣一色政熙・上野政直・安東宗康等ノ懈怠ヲ譴責スルコト、文明十一年正月二日ノ條ニ、從二位ニ敍セラル、コト、同月五日ノ條ニ、義政夫妻ヲ伊勢貞宗第二饗シ、猿樂ヲ張行スルコト、同月十三日ノ條ニ、壬生雅久ヲシテ、初心要記ヲ書寫セシムルコト、同月十八日ノ條ニ、石清水八幡宮ニ奉幣スルコト、同月十九日ノ條ニ、東福寺初午懺法ニ臨ムコト、二月七日ノ條ニ、參内スルコト、同月十二日ノ條ニ、方違ニ依リ、日野政資第二之クコト、同月二十一日ノ條ニ、猿樂ヲ興行スルコト、四月十日ノ條ニ、天皇ニ繪畫ヲ借覽セシムルコトヲ請フコト、同月十二日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、七月三日ノ條ニ、同朋夏阿彌ノ、罪ニ依リ義政ヨリ自盡セシメラレントスルヲ庇護シテ、若狹ニ下ラシムルコト、八月十二日ノ條ニ、叡覽ノタメ、繪ヲ徵セラル、コト、同月十五日ノ條ニ、

延徳元年三月二十六日

一一〇

疾ムニヨリ、馬ヲ石清水八幡宮及ビ今宮社ニ寄せ、平癒ヲ祈ルコト、閏九月二十三日ノ條ニ、北野社萬部經會ニ臨ムコト、十月五日ノ條ニ、御製ヲ賜ハルコト、同月二十九日ノ條ニ、判始・評定始及ビ沙汰始ノ儀ヲ行フコト、十一月二十二日ノ條ニ、疎石^窓ノ塔ヲ拜シテ、禪衣ヲ受クルコト、同日ノ條ニ、本郷國泰ヲシテ、ソノ押領セル同政泰所領若狹本郷ノ年貢半分ヲ還付セシムルコト、十二月二十七日ノ條ニ、山城十念寺ニ奉加スルコト、同年是歲ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、文明十二年正月四日ノ條ニ、參内シテ歲首ヲ賀スルコト、同月十日ノ條ニ、興福寺一乘院・東北院・松林院等ヨリ物ヲ遺ラル、コト、同日ノ條ニ、義政夫妻、義尙ノ第二臨ミテ猿樂ヲ觀ルコト、同月十三日ノ條ニ、義尙、女官等ニ物ヲ遺ルコト、二月十九日ノ條ニ、義政、甘露寺親長ヲシテ、義尙ノ二十首續歌ニ點セシムルコト、三月九日ノ條ニ、鞠始ヲ行フコト竝ニ太刀ヲ賜ハルコト、同月十四日ノ條ニ、天皇、勸修寺教秀ヲシテ、義尙ニ近火ヲ訪ハシメラル、コト、四月一日ノ條ニ、義尙、日野勝光ノ女ヲ迎ヘテ室ト爲スコト、同月十四日ノ條ニ、義尙ノ昇任ヲ謝シテ、義政ノ酒饌ヲ獻ズルニ依リ、之ニ侍スルコト、同月二十八日ノ條ニ、髻ヲ剪リテ、遁世セントシ、伊勢

貞宗ニ諫止セラル、コト、五月二日ノ條ニ、東常縁ヨリ、歌道ヲ授ケラル、コト、同月是月ノ條ニ、近衛政家ニ、其詠草ヲ借覽センコトヲ請フコト、七月十四日ノ條ニ、政道ヲ一條兼良ニ諮ヒ、其著樵談治要ヲ遺ラル、コト、竝ニ兼良ニ文明一統記ヲ著サシムルコト、同月二十八日ノ條ニ、近衛政家ニ、車ヲ返還スルコト、同日ノ條ニ、聖護院道興ヲ其第二招キ、祈禱セシムルコト、九月五日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、和歌色葉集ヲ書寫セシムルコト、竝ニ中御門宣胤・甘露寺親長等ヲシテ、諸書ヲ書寫セシムルコト、同月二十一日ノ條ニ、義政ノ山城長谷觀音ニ參籠スルヲ訪フコト、同月二十六日ノ條ニ、北野萬部經會ニ臨ムコト、十月五日ノ條ニ、嵯峨天龍寺・大堰河等ニ遊覽スルコト、同月九日ノ條ニ、物ヲ禁中及ビ皇子ニ獻ズルコト、竝ニ伊勢貞宗ノ第二臨ムコト、文明十三年正月五日ノ條ニ、髻ヲ剪ルコト、同月九日ノ條ニ、公卿・廷臣ノ幕府ニ參賀スルニ、面謁セザルコト、同月十日ノ條ニ、義政夫妻ト赤松政則第二臨ムコト、同月二十日ノ條ニ、日野富子ノ宴ニ臨ムコト、同日ノ條ニ、中御門宣胤ヲシテ、山家集ヲ書寫セシムルコト、竝ニ近衛政家・甘露寺親長等ヲシテ、雙紙ヲ書寫セシムルコト、二月十三日ノ條ニ、點眉ヲ廢シ、折烏帽子ヲ著スル

延徳元年三月二十六日

一一一

延徳元年三月二十六日

一一二

コト、四月是月ノ條ニ、三寶院義覺ヲシテ、修法セシムルコト、五月二十八日ノ條ニ、甘露寺親長ニ、和歌懷紙等ヲ借覽スルコト、六月十一日ノ條ニ、日野富子ト共ニ、近江葛川無動寺ニ參籠スルコト、同月十五日ノ條ニ、伊勢貞宗ノ愛馬ヲ徵スコト、七月四日ノ條ニ、將士ノ放鷹ヲ禁ズルコト、同月六日ノ條ニ、宴ヲ行フコト、同月十二日ノ條ニ、笙始ヲ爲サントシ、御物ノ拜借ヲ請フコト、同月十四日ノ條ニ、孟蘭盆ニ際シ、燈籠ヲ獻ズルコト、同月十五日ノ條ニ、伊勢貞宗ニ鞍骨ヲ與フルコト、九月十七日ノ條ニ、京都平等寺^{因幡}ニ參籠スルコト、同月二十一日ノ條ニ、金剛四郎次郎ヲ多武峯能ニ參加セシムルコト、同月二十八日ノ條ニ、亥子御祝ノ餘饌ヲ賜ハルコト、竝ニ餘饌ヲ大内政弘・土岐成頼ニ頒ツコト、十月十日ノ條ニ、御繪ノ拜觀ヲ請フコト、同月十六日ノ條ニ、繪畫ヲ細川政之ニ徵スコト、十一月二日ノ條ニ、射手方日記ヲ小笠原政清ニ徵スコト、同月八日ノ條ニ、扇ヲ獻ズルコト、竝ニ物ヲ獻ズコト、文明十四年正月四日ノ條ニ、義政ヲ長谷ニ省スルコト、同月十五日ノ條ニ、松拍子及ビ猿樂ヲ伊勢貞宗ノ第二張ルコト、同月二十五日ノ條ニ、後光嚴天皇宸筆法帖ヲ獻ズルコト、二月四日ノ條ニ、前權中納言飛鳥井雅康ノ近江松本

ニ奔リテ薙髮スルニヨリ、大館重信ヲ遣リ、諭シテ歸還セシムルコト、同日ノ條ニ、日野富子ト共ニ參内シテ、御宴ニ侍スルコト、同月二十八日ノ條ニ、富子ノ觀音懺法ヲ京都蓮華王院ニ修セシムルニヨリ、往キテ之ヲ聽クコト、三月十八日ノ條ニ、繪畫ヲ觀覽ニ供スルコト、四月十二日ノ條ニ、歌題ヲ甘露寺親長ニ贈リ、和歌ヲ詠進セシムルコト、同月十六日ノ條ニ、甘露寺親長ヲシテ、一子傳ヲ書寫セシムルコト、同月二十三日ノ條ニ、伊勢貞宗ノ第ヨリ、小川第二移徙スルニヨリ、太刀ヲ賜ヒテ賀セラル、コト、五月一日ノ條ニ、義尙、北野社法樂和歌會ヲ興行スルコト、同月二十五日ノ條ニ、細川政之ノ浦上則宗ヲ攻メントスルニヨリ、政之ヲ慰諭スルコト、七月九日ノ條ニ、義政ヨリ政務ヲ聽カシメラル、コト、同月十三日ノ條ニ、生花ヲ賜ハリ、三首題ヲ公卿及ビ近臣ニ頒チテ之ヲ詠ゼシムルコト、竝ニ公卿及ビ近臣ヲシテ、二十首和歌ヲ詠ゼシムルコト等、閏七月三日ノ條ニ、猿樂ヲ興行スルコト、同月十五日ノ條ニ、日野富子ト共ニ、伊勢貞宗ノ第二臨ミ、犬追物ヲ觀ルコト、八月二十六日ノ條ニ、中院通秀ヨリ、鞠ヲ贈ラル、コト、同月二十九日ノ條ニ、歌題ヲ近衛政家ニ遣リテ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、十月十一日ノ條ニ、探題和歌會

延徳元年三月二十六日

一一三

延徳元年三月二十六日

二二四

ヲ行フコト、十一月十八日ノ條ニ、侍女萬里小路冬房ノ女命子ヲ寵スルニヨリ、室日野氏、勝光女其第ヲ出ヅルコト、同月是月ノ條ニ、近衛家歴代ノ畫像ヲ、同政家ニ徵スニヨリ、政家、藤原頼通ノ畫像ヲ進ムルコト、十二月二十七日ノ條ニ、義尙、年越ノ御祝ニ酒饌ヲ獻ジ、物ヲ賜ハルコト、同月三十日ノ條ニ、鷹ヲ細川政元ニ徵スコト、同年是歲ノ條ニ、父義政ト諧和セザルコト、文明十五年正月一日ノ條ニ、近衛政家等ニ歌題ヲ頒チ、之ヲ詠ゼシムルコト、竝ニコノ後、屢政家等ニ歌題ヲ贈リ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、同月二日ノ條ニ、甘露寺親長等ヲシテ、御製ヲ選擇淨寫セシメラレンコトヲ奏請スルコト、正月四日ノ條ニ、扇・魚鳥等ヲ獻ズルコト、同日ノ條ニ、物ヲ二條持通等ニ贈ルコト、同月六日ノ條ニ、日野富子ヲ省スルコト、同月二十日ノ條ニ、甘露寺親長ニ、二十代和歌集ヲ借覽スルコト、同日ノ條ニ、義尙ニ雙紙ヲ徵シテ、叡覽アラセラル、コト、同月二十一日ノ條ニ、權僧正大乘院政覺、京都ニ抵リ、義尙ニ謁スルコト、同月二十九日ノ條ニ、義尙、公卿及ビ近臣ヲ會シテ、和歌ノ打聞ヲ編スルコト、二月一日ノ條ニ、髻ヲ切ルコト、同月十七日ノ條ニ、石清水八幡宮ニ神馬ヲ寄進スルコト、三月二十日ノ條ニ、從一位ニ敍セラル

、コト、同月二十二日ノ條ニ、蚊帳ヲ大和一乘院ニ徵スコト、五月十三日ノ條ニ、勝仁親王二十首和歌ヲ詠ゼラレンコトヲ請フコト、六月一日ノ條ニ、日野富子ト不和ニ依リ、小川第ヨリ伊勢貞宗第二移ルコト、同月十九日ノ條ニ、義政ヲ東山殿ト呼ビ、義尙ヲ室町殿ト稱スルコト、同月二十七日ノ條ニ、義尙、姉小路基綱ノ請ニ依リ、同第歌合ニ判詞ヲ加フルコト、同月是月ノ條ニ、細川成春、酒饌ヲ義尙ニ進ムルコト、七月四日ノ條ニ、義政ニ伊勢貞宗第二訪ハル、コト、同月十一日ノ條ニ、山城賀茂ニ馬ヲ驅ルコト、同月二十二日ノ條ニ、幼兒ノ死去ニ就キテ、親ノ服忌ノ有無ヲ神祇伯資益王ニ諮フコト、竝ニ輕服中諸社卷數ヲ受クルノ可否ヲ、資益王ニ諮フコト、同月二十三日ノ條ニ、北野ノ馬場ニ競馬ヲ行フコト、八月十五日ノ條ニ、義尙ニ繪ヲ徵シテ、叡覽アラセラル、コト、同月二十日ノ條ニ、義政ヲ淨土寺山莊ニ省スルコト、九月一日ノ條ニ、著到百首和歌ヲ張行スルコト、同月三日ノ條ニ、亥子御祝ノ餘饌ヲ賜ハルコト、十月三日ノ條ニ、菊花ヲ獻ズルニ依リ、御製ヲ賜ハリ、之ニ返歌ヲ上ルコト、同月五日ノ條ニ、新百人一首ヲ撰シ、之ヲ三條西實隆ニ示スコト、同月二十四日ノ條ニ、北野社法樂和歌ヲ詠ズルコト、竝ニ和歌ヲ

延徳元年三月二十六日

二二五

延徳元年三月二十六日

一一六

北野法印禪椿ニ贈ルコト、十一月二日ノ條ニ、堀河院百首ノ題ニ依リ、和歌ヲ詠ズルコト、同月十九日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、新拾遺和歌集作者部類竝ニ續後拾遺和歌集等ヲ書寫セシムルコト、同日ノ條ニ、觀世座猿樂彦次郎ヲ寵シ、廣澤尙俊ト稱セシムルコト、十二月一日ノ條ニ、歌題ヲ上リテ、萬葉體和歌ノ御製ヲ請ヒ、又公卿將士ニモ詠ゼシムルコト、同月三日ノ條ニ、源氏長者ト爲リ、淳和・獎學兩院別當ニ補セラル、コト、同月二十三日ノ條ニ、物ヲ獻ジ、歳末ヲ賀スルコト、同月二十九日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、竝ニコノ後、物ヲ獻ズルコト、文明十六年正月四日ノ條ニ、廣澤尙俊ノ新居歌會ニ和歌ヲ遺ルコト、同月廿五日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、和歌ヲ詠進セシムルコト、竝ニコノ後、實隆・中院通秀等ヲシテ和歌ヲ詠進セシムルコト、同月二十六日ノ條ニ、甘露寺親長ニ託シテ、美濃守護代齋藤妙純ヨリ、惠慶法師集ヲ徵スコト、同月二十七日ノ條ニ、夢中ニ發句ヲ得ルニ依リ、廷臣諸將ヲ會シテ連歌會ヲ行フコト、三月十日ノ條ニ、石清水八幡宮ニ三十首和歌ヲ納ムルコト、同日ノ條ニ、十首和歌ヲ勸進シ、御製ヲ賜ハルコト、同月十一日ノ條ニ、夢想ニ依リ、狩野正信ヲシテ、藤原良經ノ像ヲ畫カシメ、和歌會ヲ行フコ

ト、同月二十八日ノ條ニ、中院通秀ニ兼好筆古今和歌集ヲ贈ルコト、四月十六日ノ條ニ、芍藥ニ和歌ヲ添ヘテ、勝仁親王ニ獻ズルコト、竝ニ、梅子ニ和歌ヲ添ヘテ、飛鳥井雅康ニ遺ルコト、同月是月ノ條ニ、和歌五十首ヲ攝津多田廟ニ納メテ、文武兩道ノ上達ヲ祈ルコト、五月十日ノ條ニ、二條持通ノ第二赴キ、其庭園ヲ觀ルコト、同月二十二日ノ條ニ、百首和歌ヲ大神宮ニ納ムルコト、六月是月ノ條ニ、日野富子ト和シ、伊勢貞宗第ヨリ小川第二還ルコト、竝ニ、富子ト和歌ヲ贈答スルコト、同月是月ノ條ニ、飛鳥井雅康勸進七夕和歌ヲ詠ズルコト、七月七日ノ條ニ、孟蘭盆會ニヨリ、燈籠ヲ獻ズルコト、同月十五日ノ條ニ、青蓮院准后尊應及ビ廷臣等ト、堀川院百首題五十首和歌ヲ詠ズルコト、同月十六日ノ條ニ、憂悶シテ和歌ヲ上リ、御製ノ返歌ヲ賜ハルコト、同月是月ノ條ニ、星野政茂ヲ尾張熱田社大宮司職ト爲シ、執奏シテ禁裏御料所ノ代官トナスコト、八月二十六日ノ條ニ、左京大夫一色義春ノ卒スルニヨリ、猿樂ヲ停メ、和歌ヲ詠ジテ之ヲ弔フコト、九月四日ノ條ニ、本郷政泰所領若狹本郷ノ段錢并ニ臨時課役等ヲ免除スルコト、同月十七日ノ條ニ、紅葉ニ御製ヲ添ヘテ賜ハルニヨリ、返歌ヲ上ルコト、同月是月ノ條ニ、親ヲ畠山義就ヲ討

延徳元年三月二十六日

一一七

延徳元年三月二十六日

一一八

タントスルコト、同月是月ノ條ニ、褒貶歌合ヲ催シ、三條西實隆・姉小路基綱ヲシテ、判詞ヲ加ヘシムルコト、十月二日ノ條ニ、日野富子ヲ小川第二省シ、連歌會ヲ行フコト、竝ニ小川第二和歌會ヲ行フコト、同月二十五日ノ條ニ、和歌ヲ近江宏濟寺住持景杲^{春陽}ニ遺リテ、郷里出雲ヨリ招還スルコト、同月是月ノ條ニ、狩野正信ヲシテ、藤原道家ノ畫像ヲ寫サシムルコト、十一月十四日ノ條ニ、小川第二移ルコト、同月十九日ノ條ニ、義尚ノ誕辰ニ依リ、諸寺、誕生疏ヲ進ムルコト、同月二十三日ノ條ニ、義政ヲ東山第二省スルコト、十二月一日ノ條ニ、近衛政家ニ物ヲ贈ルコト、同月二十九日ノ條ニ、物ヲ獻ジテ、歳末ヲ賀スルコト、同月三十日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、竝ニコノ後、物ヲ禁裏及ビ勝仁親王ニ獻ズルコト、文明十七年正月四日ノ條ニ、義政ニ物ヲ贈ルコト、同日ノ條ニ、日野富子ヲ省スルコト、同月十七日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、正治百首ヲ書寫校合セシムルコト、竝ニ廣澤尙俊第和歌會ノ和歌ヲ詠ズルコト、同月二十五日ノ條ニ、禁裏番衆ニ酒饌ヲ贈ルコト、二月五日ノ條ニ、題ヲ三條西實隆ニ頒チテ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、竝ニコノ後、實隆及ビ中院通秀ヲシテ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、同月十一日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、

禁裏御抄物ノ借用ヲ執奏セシムルコト、同月二十二日ノ條ニ、二階堂政行勸進ノ水無瀬法樂和歌ヲ詠ズルコト、竝ニコノ後、水無瀬法樂和歌ヲ詠ズルコト、同日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、謙徳公集及ビ成通卿集ヲ書寫セシムルコト、竝ニコノ後、實隆及ビ甘露寺親長ヲシテ、歌集ヲ書寫セシムルコト、同月二十三日ノ條ニ、東寺ニ同寺縁起ヲ徵スコト、三月十日ノ條ニ、日野富子第ノ猿樂ニ臨ムコト、同月十三日ノ條ニ、花ヲ東山ニ觀ルコト、同月二十一日ノ條ニ、勸進猿樂ヲ山城壬生ニ觀ルコト、閏三月二日ノ條ニ、和歌會ヲ催スコト、同月十四日ノ條ニ、小袖ヲ賜ハルコト、同月十五日ノ條ニ、薩摩守護島津武久疾ミ、醫ヲ幕府ニ請フニヨリ、竹田昭慶ヲ遣スコト、同月十九日ノ條ニ、參内スルコト、同月二十二日ノ條ニ、六首題ヲ廷臣ニ頒チテ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、竝ニ四月二日、廷臣ニ題ヲ頒チテ、和歌ヲ詠ゼシムルコト、同月二十六日ノ條ニ、閏三月盡ノ和歌ヲ詠ズルコト、同月二十九日ノ條ニ、諸寺ニ瓜・松茸ヲ賜ルコト、四月三日ノ條ニ、義政ニ五十首和歌ヲ勸進スルコト、同月十三日ノ條ニ、性致^{眞境}ヲ鹿苑寺後住ニ推舉スルコト、同月二十一日ノ條ニ、義政ヲ東山第二省スルコト、五月一日ノ條ニ、蔭涼軒集證^{龜泉}ヲシテ、小河第二

延徳元年三月二十六日

一一九

祈禱セシムルコト、竝ニ、復集證ヲシテ、祈禱セシムルコト、五月十六日ノ條ニ、石清水八幡宮法樂和歌三十首ヲ詠ジ、三條西實隆ヲシテ之ヲ添削セシムルコト、同月二十一日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、和漢朗詠集不審ノ義ヲ注進セシムルコト、同月二十四日ノ條ニ、歷代ノ宸影ヲ拜觀スルコト、同月二十六日ノ條ニ、海棠ニ和歌ヲ添ヘテ獻ズルニヨリ、御製ヲ賜ハルコト、七月十日ノ條ニ、細川政元、部下ノ罪ノ譴ヲ蒙ルヲ懼レテ出奔セントスルニ依リ、伊勢貞宗ヲシテ諫止セシムルコト、同日ノ條ニ、飯尾元連以下三十三人ノ罪ヲ免ズルコト、八月十五日ノ條ニ、鹿苑院瑞智惟・蔭涼軒集證龜ヲシテ、東福寺退耕庵永誠ヲ諭シ、攝津奈佐原莊ノ違亂ヲ止メ、之ヲ大祥院ニ復セシムルコト、同日ノ條ニ、右近衛大將ヲ兼ヌルコト、同月二十八日ノ條ニ、等持寺ノ尊氏畫像ヲ徵スコト、九月七日ノ條ニ、松田數秀ヲ政所執事代ニ補スルモ、數秀ノ固辭スルニヨリ、清秀數ヲ之ニ補スルコト、同月八日ノ條ニ、蔭涼軒集證龜ヲシテ、東福寺如意軒法種ノ不斷光院ノ寺領ヲ押妨スルヲ停メシムルコト、同月十二日ノ條ニ、常德院領丹波吉美莊莊主職ニ紹宣ヲ新任スルコト、同月十九日ノ條ニ、白山惣長吏澄賢ニ、天下安全ノ祈禱ヲ修セシムルコト、同月二十八

日ノ條ニ、大館尙氏ノ請ニ依リ、歌合判詞ヲ作ルコト、同日ノ條ニ、和歌三十首ヲ番ヘテ、北野社ニ納ムルコト、十月二日ノ條ニ、亥子御祝ノ餘饌ヲ賜ハルコト、竝ニ之ヲ土岐成頼・大内政弘等ニ頒ツコト、同月九日ノ條ニ、侍臣ヲシテ、和歌ヲ詠進セシムルコト、竝ニ三條西實隆ト和歌ヲ贈答スルコト、同月二十七日ノ條ニ、備中祥雲寺ノ、同寺領ニ就キ、伊勢盛頼ト争ヒテ幕府ニ訴フルニ依リ、蔭涼軒集證龜ニ命ジ、同寺雜掌ヲシテ、目安ヲ進メ、開陳セシムルコト、十一月十一日ノ條ニ、相國寺普廣院ノ訴ニ依リ、同院西門前屋地ヨリ、細川政元被官及ビ太田孫左衛門尉等ヲ退去セシムルコト、同月十三日ノ條ニ、毘沙門堂忠承ニ、加賀能美莊・安藝吉茂上下莊等ノ地ヲ安堵セシムルコト、竝ニ義尙ノ誕辰ニ依リテ、諸寺、誕生疏ヲ進ムルコト、同月二十三日ノ條ニ、舊ニ依リ、清貞枝ヲ東寺奉行ト爲スコト、十二月二日ノ條ニ、東福寺ヲシテ、善興ヲ同寺領加賀熊坂莊莊主職ト爲サシメントスルコト、同月八日ノ條ニ、近衛尙通ノ歲末ノ禮ヲ受クルコト、同月廿五日ノ條ニ、侍臣等、布施英基父子・飯尾新右衛門兄弟等ノ義政ノ召ニ依リ幕府ニ出仕スルヲ慣リ、之ヲ殿中ニ殺害スルコト、同月二十六日ノ條ニ、物ヲ獻ジ歲末ヲ賀スルコト、竝ニ

延徳元年三月二十六日

一三二

近衛政家等ニ物ヲ贈ルコト、及ビ東寺ヨリ歳末卷數ヲ贈ラル、コト、同月三十日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、竝ニ近衛尙通ニ物ヲ贈ルコト、文明十八年正月一日ノ條ニ、義政夫妻ニ物ヲ進ムルコト、同月四日ノ條ニ、右馬寮御監ニ補セラル、コト、竝ニ諸將士・社寺等ヨリ物ヲ進メラル、コト、同月五日ノ條ニ、東山第二義政ヲ省スルコト、同月七日ノ條ニ、五山僧侶ノ參賀ヲ受クルコト、同月十日ノ條ニ、小川第二猿樂ヲ張行スルコト、同月十三日ノ條ニ、諸寺、義尙ニ物ヲ進ムルコト、同月十五日ノ條ニ、日野富子ヲ省スルコト、同月二十日ノ條ニ、飯尾清房ヲ相國寺別奉行ト爲スコト、同月二十八日ノ條ニ、近江石山寺ニ參詣セントスルコト、二月十日ノ條ニ、參内遅ル、ニ依リ、先ヅ物ヲ獻ズルコト、同月十四日ノ條ニ、水無瀬宮法樂和歌ノ題ヲ三條西實隆ニ與ヘテ、詠進セシムルコト、竝ニ三條西實隆ヲシテ、撰歌合及ビ打聞五十首ヲ書寫セシムルコト、同月二十二日ノ條ニ、景三横ニ法衣ヲ與フルコト、同月廿四日ノ條ニ、細川政元ノ千句連歌ニ其發句ヲ詠ズルコト、同月二十五日ノ條ニ、義政ヲ省スルコト、三月一日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、連歌發句ヲ撰進セシムルコト、竝ニ中院通秀ヲシテ、發句ヲ撰進セシメ、又題ヲ送りテ、和歌

ヲ詠進セシムルコト、同月七日ノ條ニ、正親町三條公治ノ推舉ニ依リテ、畠山義就ノ罪ヲ宥シ、同政長ト和セシムルコト、同月十三日ノ條ニ、請ヒテ御發句ヲ賜ハルコト、竝ニ和歌ノ題ヲ獻ズルニ依リ、御製ヲ賜ハルコト、同月十九日ノ條ニ、紫宸殿ノ橘樹ヲ植ウルコト、竝ニソノ植ウル橘樹ニ實ノ結ビタルヲ、賜ハルコト、同月二十六日ノ條ニ、梅枝ニ和歌ヲ添ヘテ、勝仁親王ニ獻ジ、ソノ返歌ヲ賜ハルコト、同月是月ノ條ニ、萬松軒等貴勸進ノ二十首和歌ヲ詠ズルコト、竝ニ結城尙隆勸進ノ和歌ヲ詠ジ、マタ尙隆ト和歌ヲ贈答スルコト、四月六日ノ條ニ、石清水八幡宮ニ、和歌三十首ヲ納ムルコト、同月九日ノ條ニ、義政ヲ東山第二省スルコト、同月十九日ノ條ニ、鹿苑院ニ直垂ヲ贈ルコト、竝ニ諸寺ニ物ヲ贈ルコト、同月二十三日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、自作ノ俳諧歌二十首ニ點ヲ加ヘシムルコト、五月十七日ノ條ニ、景三横ヲシテ、扇子ノ畫ニ贊ヲ書セシムルコト、六月二日ノ條ニ、景觀惟ヲ山城大光明寺住持ト爲スコト、同月六日ノ條ニ、女誕生シ、即日夭スルコト、同月十日ノ條ニ、三條西實隆ニ其詠草ヲ借覽スルコト、竝ニ實隆ニ詠草ヲ進メシムルコト、同月二十八日ノ條ニ、孟蘭盆會ニ依リ、燈籠ヲ獻ズルコト、七月十五日ノ條ニ、

延徳元年三月二十六日

一三三

延徳元年三月二十六日

一三四

周貞ヲ相國寺ニ掛搭セシメントスルコト、同日ノ條ニ、近衛政家ニ囑シテ、興福寺一乘院ヨリ、春日社ノ神物ヲ徵スコト、同月二十一日ノ條ニ、室日野氏、勝光女、出家スルコト、同月二十七日ノ條ニ、義尙、拜賀ノコト、同月二十九日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、和漢朗詠集ニ點ヲ付セシムルコト、九月二十日ノ條ニ、周顥希項ヲシテ、孝經及ビ心經ヲ講ゼシムルコト、同年是秋ノ條ニ、三條西實隆ニ亥子ヲ贈遺スルコト、十月三日ノ條ニ、三條西實隆及ビ中院通秀ヲシテ、萬葉集作者部類ヲ作進セシムルコト、同月七日ノ條ニ、飛鳥井雅親ノ、紅葉ノ枝ニ和歌ヲ添ヘテ進ムルニヨリ、之ニ返歌ヲ贈ルコト、同月十五日ノ條ニ、蔭涼軒集證龜泉ニ玉篇ヲ徵スコト、十一月十八日ノ條ニ、三十首和歌ヲ日吉社ニ奉納スルコト、同月二十三日ノ條ニ、誕辰ニ依リテ、諸寺ヨリ誕生疏ヲ進メラル、コト、同日ノ條ニ、請ニ依リ、故鴨祐躬ノ孫一丸ヲシテ祖父ノ遺跡ヲ相續セシメラレンコトヲ奏請スルコト、十二月二十六日ノ條ニ、廷臣竝ニ五山ノ僧等ヨリ歳末ノ賀ヲ受クルコト、同月廿七日ノ條ニ、歳末ヲ賀スルコト、竝ニ三條西實隆・近衛政家ニ物ヲ贈ルコト、同月三十日ノ條ニ、海住山高清ヨリ、和歌ヲ贈リ、扶持ヲ請ハル、コト、同月是月ノ條ニ、近衛尙通

竝ニ二條持通ニ物ヲ贈ルコト、長享元年正月一日ノ條ニ、方違ヲ行フコト、同月三日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、竝ニコノ後、禁裏及ビ勝仁親王ニ物ヲ獻ズルコト、同月四日ノ條ニ、京極政經及ビ僧侶等ノ參賀ヲ受クルコト、同月十日ノ條ニ、義政ニ歳首ヲ賀スルコト、同月十一日ノ條ニ、集證ヨリ物ヲ贈ラル、コト、同月十五日ノ條ニ、弓始ヲ行フコト、同月十七日ノ條ニ、直衣始ヲ行フコト、同月二十五日ノ條ニ、中院通秀ニ園太曆ヲ借ルコト、二月八日ノ條ニ、側室前典侍萬里小路命子、薙髮シ、尋デ卒スルコト、同月十七日ノ條ニ、繪ヲ進覽スルコト、同月十九日ノ條ニ、石清水八幡宮法樂和歌ヲ詠ズルコト、同月二十日ノ條ニ、住吉社法樂和歌ヲ張行セントシテ題ヲ頒チ、御製ヲ賜ハルコト、三月一日ノ條ニ、玉葉和歌集ノ題銘ヲ三條西實隆ニ徵シ、マタ中原師富ヲシテ、代々集作者并ニ撰歌御百首人數ヲ注進セシムルコト、竝ニ廿九日ニ、色葉字類抄ノ題銘ヲ實隆ニ徵スコト等、同月八日ノ條ニ、藤ノ枝ニ御製ヲ添ヘテ賜ハルニヨリ、返歌ヲ上ルコト、同月二十二日ノ條ニ、蔭涼軒集證龜泉ニ命ジテ、校異集ノ外題ヲ撰セシムルコト、同日ノ條ニ、疾ムニ依リ、勅書ヲ賜ヒテ、其病狀ヲ問ハル、コト、四月八日ノ條ニ、物ヲ相國寺普廣院ニ

延徳元年三月二十六日

一三五

延徳元年三月二十六日

一三六

贈ルコト、竝ニ物ヲ諸寺ニ贈ルコト、五月十三日ノ條ニ、庚申ヲ守リテ、和歌ヲ詠ズルコト、同月二十一日ノ條ニ、諸寺及ビ中院家ニ繪卷ヲ徵スニヨリ、大和長谷寺、同寺縁起ヲ進ムルコト、六月一日ノ條ニ、日野富子ト共ニ、近江葛川明王堂ニ參籠スルコト、同月十四日ノ條ニ、京都總持院ニ資ヲ與ヘテ、寺地ヲ購ヒ、佛殿ヲ造營セシムルコト、同月二十六日ノ條ニ、孟蘭盆ニ依リ、燈籠ヲ獻ズルコト、七月十五日ノ條ニ、六角高頼等諸社寺及ビ近臣等ノ近江國內ノ所領ヲ押領スルニヨリ、近臣等ノ請ヲ容レテ、近江ニ出陣セントスルコト、同月二十三日ノ條ニ、二階堂政行ノ、亡父忌辰ニアタリ一品經和歌ヲ勸進スルニヨリ、詠歌ヲ與フルコト、同月二十九日ノ條ニ、側室山名氏、著帶スルコト、八月十八日ノ條ニ、京都禪昌院ヲ祈願寺ト爲スコト、九月一日ノ條ニ、萬松軒等貴勸進ノ和歌ヲ詠ズルコト、同日ノ條ニ、六角高頼ヲ伐タントシテ、近江坂本ニ出陣スルコト、同月十二日ノ條ニ、細川政元ヲ、近江坂本ニ謁見スルコト、同月十八日ノ條ニ、近江坂本陣ニ續歌ヲ詠ズルコト、同月十九日ノ條ニ、諸將ヲシテ、進ンデ六角高頼ヲ撃タシメ、之ヲ甲賀ニ敗退セシムルコト、同月二十日ノ條ニ、東三郎ニ諱字ヲ與ヘテ、尙胤ト稱セシムルコト

ト、同月二十八日ノ條ニ、等持寺ニ命ジテ、同寺ノ勝軍地藏像ヲ修飾セシムルコト、同月二十九日ノ條ニ、陣ヲ近江鉤安養寺ニ進メ、諸將ヲシテ、六角高頼ヲ甲賀ニ攻メシムルコト、十月四日ノ條ニ、攝津多田院ヲシテ、天下靜謐ヲ祈ラシムルコト、同月五日ノ條ニ、北野宮寺御師松梅院禪豫ヲシテ、諸國散在ノ同寺領ヲ安堵セシムルコト、同月十五日ノ條ニ、陣ヲ近江下鉤眞寶ノ館ニ移スコト、同月二十七日ノ條ニ、延曆寺領近江音羽莊等ノ地ヲ、護正院千壽丸ニ返付スルコト、同月二十九日ノ條ニ、大和筒井順尊ヲ近江鉤ノ陣ニ謁見スルコト、同月三十日ノ條ニ、御料所回復ノコトヲ命ゼラル、コト、十一月七日ノ條ニ、近江鉤ノ陣ヨリ、物ヲ獻ズルコト、竝ニコノ後、酒饌ヲ獻ズルコト、同日ノ條ニ、禁裏番衆ニ酒肴ヲ贈ルコト、同月十二日ノ條ニ、誕辰ニ依リ、諸寺、誕生疏ヲ進ムルコト、竝ニ毎月誕生疏ノコト、同月二十三日ノ條ニ、雁ニ和歌ヲ付シテ、三條西實隆ニ贈ルコト、竝ニ飛鳥井雅康ヨリ和歌ヲ進メラレ、返歌ヲ贈ルコト、同月二十九日ノ條ニ、細川政元、陣ヲ坂本ニ移サンコトヲ勸ムレドモ、聽カザルコト、同月是月ノ條ニ、蔭涼軒集證龜泉ニ文選ヲ徵スコト、竝ニ集證ニ朱肉ヲ徵スコト、閏十一月十日ノ條ニ、伊勢貞陸ニ、

延徳元年三月二十六日

一三七

延徳元年三月二十六日

一三八

舊ニ仍リテ、被官人ノ罪科ニ依リテ沒收セラレタル所領ヲ領知セシメンコトヲ約スルコト、同月十五日ノ條ニ、女生ル、コト、同月十六日ノ條ニ、中院通秀ヲシテ、加賀額田莊加納・八田莊等ヲ安堵セシムルコト、同月二十六日ノ條ニ、飛鳥井宋世雅、近江鉤安養寺ニ、三十首續歌ヲ張行スルニヨリ、詠歌ヲ與フルコト、同月二十八日ノ條ニ、幕府奉行飯尾清房・結城政廣等、幕府ノ命ヲ矯メ、私ニ社寺本所領ヲ押妨スルニヨリ、細川政元、之ヲ義尙ニ訴へ、其處罰ヲ請フコト、同月是月ノ條ニ、三條西實隆、近江鉤ノ陣ニ下ルニ依リ、御製ヲ賜ハリ、尋デ返歌ヲ上ルコト、十二月二日ノ條ニ、細川政元ノ、將士ヲ率キテ近江鉤ノ陣ニ來ルヲ謁見スルコト、同月七日ノ條ニ、酒饌ヲ賜ハルコト、同月十七日ノ條ニ、本能寺・攝津水無瀬宮ヲシテ、天下安全ヲ祈ラシムルコト、同月二十日ノ條ニ、神祇權大副藤波輔忠ヲシテ、大神宮領諸國所々并ニ御師職ヲ安堵セシムルコト、同日ノ條ニ、尾張妙興寺ヲシテ、同寺領内同國散在田畠ヲ安堵セシメ、臨時課役等ヲ免除スルコト、同月二十三日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、和泉式部日記ヲ書寫セシムルコト、同日ノ條ニ、日野富子ト、近江ノ所領ノコトニ因リテ和セズ、富子、山城岩倉山莊金龍寺ニ隱ル、コト、

同月二十五日ノ條ニ、五山ノ相伴衆等ノ、近江鉤ノ陣ニ抵リ、歳末ヲ賀スコト、竝ニ東寺、歳末祈禱卷數ヲ進ムルコト、同日ノ條ニ、物ヲ賜ハルコト、同月二十七日ノ條ニ、西竹證清ヲシテ、石清水八幡宮領美濃明智上下莊ヲ直務セシムルコト、同日ノ條ニ、年越御祝ニ、酒饌ヲ獻ズルコト、竝ニ近衛政家ニ物ヲ贈ルコト、同月三十日ノ條ニ、赤松政則ノ將浦上則宗、近江鉤ノ陣ニ抵リ、歳末ヲ賀スルコト、同日ノ條ニ、結城尙隆ト、近江鉤ノ陣ニ和歌ヲ詠ズルコト、ナホ和歌ヲ詠ズルコト、同月是月ノ條ニ、大館尙氏ヲシテ、義政ニ歳首ヲ賀セシムルコト、長享二年正月一日ノ條ニ、近衛尙通ニ物ヲ贈ルコト、竝ニ近衛政家ヨリ物ヲ贈ラル、コト、同日ノ條ニ、徳日ノコト、同月二日ノ條ニ、畠山政長ヲシテ、同義就ヲ伐タシムルコト、同日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、同月四日ノ條ニ、物ヲ獻ジテ歳首ヲ賀スルコト、同月十日ノ條ニ、近江鉤ノ陣ニ和歌會始ヲ行フコト、同月十五日ノ條ニ、二條持通・興福寺別當政覺竝ニ五山ノ相伴衆等ヨリ、參賀ヲ受クルコト、同月十七日ノ條ニ、近江鉤ノ陣ニ、松拍子ヲ張行スルコト、同月二十九日ノ條ニ、北野宮寺御師松梅院禪豫ヨリ、誦經卷數ヲ受クルコト、竝ニコノ後、禪豫ヨリ卷數酒肴ヲ贈ラル、コト、

延徳元年三月二十六日

一三九

延徳元年三月二十六日

一四〇

同月卅日ノ條ニ、大内政弘、參陣スルコト能ハザルニ依リ、部將問田弘胤ヲシテ、近江鉤ノ陣ニ赴カシムルニヨリ、之ヲ謁見スルコト、二月二日ノ條ニ、近江鉤ノ陣ニ猿樂ヲ張行スルコト、同月六日ノ條ニ、大内政弘ノ子龜童丸ノ首服ヲ加フルニアタリ、之ニ義興ノ二字ヲ授ケ、執奏シテ義興ヲ周防權介ニ任ズルコト、同月十三日ノ條ニ、近江鉤ノ陣ニ疾ムニ依リ、諸寺院ヲシテ平癒ヲ禱ラシムルコト、三月六日ノ條ニ、嘉樂門院ノ御不例ニ就キ、幕府ヲシテ、用度ヲ獻ゼシメラル、ニ、義政・義尙、互ニ推讓シテ決セズ、使ヲ日野富子ニ遣サル、コト、同月八日ノ條ニ、近江鉤ノ陣ヨリ、夢想連歌懷紙ヲ北野社ニ納ムルコト、竝ニ四月九日ニ、連歌懷紙ヲ北野社ニ納ムルコト、同月九日ノ條ニ、權大納言ヲ辭スレドモ、聽サレザルコト、同月十五日ノ條ニ、山城常在光寺ニ、太刀及ビ馬ヲ奉加スルコト、同月二十一日ノ條ニ、實隆ヲシテ、禁裏御本袖中抄ヲ借用セシメ、之ヲ書寫セシムルコト、同日ノ條ニ、宗祇ヲ北野社連歌會所奉行ト爲スコト、同月二十八日ノ條ニ、宗祇ヲシテ近江鉤ノ陣ニ、伊勢物語ヲ講ゼシムルコト、竝ニ十一月十五日ニ、飛鳥井榮雅ヲシテ、古今和歌集ヲ講ゼシムルコト、四月十六日ノ條ニ、蔭涼軒集證龜泉ヲシテ、近侍ノ喝

食ヲ擇バシメントシ、ソノ使者ヲ鉤ニ召スコト、五月十三日ノ條ニ、三條西實隆ニ、嘉樂門院哀悼ノ和歌ヲ贈ルコト、同月二十六日ノ條ニ、疾ムニ依リ、丹波重長・竹田昭慶等ヲ鉤ノ陣ニ召スコト、同日ノ條ニ、蔭涼軒集證龜泉ニ中庸ヲ徵スコト、竝ニ集證ニ玉篇・史記・漢書等ヲ徵スコト、六月十三日ノ條ニ、三十首續歌ヲ張行スルコト、同月十八日ノ條ニ、歌合ヲ行フコト、同月三十日ノ條ニ、一條兼良ノ詠草ヲ、同冬良ニ借覽スルコト、同月是月ノ條ニ、大内政弘ヲシテ上洛セシメントシ、細川政元ニ遮ラル、コト、同月是月ニ、名ヲ義熙ト改ムルコト、同月是月ノ條ニ、佛師大藏卿覺舜ヲシテ、祈禱本尊造進以下ノ事ヲ沙汰セシムルコト、七月一日ノ條ニ、諸寺院ニ御不豫平癒ヲ祈ラシムルコト、同月十九日ノ條ニ、廷臣等ト、八朔贈遺ノコト、八月一日ノ條ニ、初雁ヲ獻ジ、御製ヲ賜ハラシムルコトヲ請フコト、同月十八日ノ條ニ、浦上則宗ニ命ジ、備前ノ刀工長船勝光等ヲ鉤ノ陣ニ召サシムルコト、同月二十日ノ條ニ、天台座主青蓮院尊應ヲシテ、鉤ノ陣ノ持佛堂ノ勝軍地藏像ヲ供養セシムルコト、同月二十五日ノ條ニ、山城常在光寺ニ美作・遠江・加賀・越中等ノ地ヲ寄進スルコト、同月二十七日ノ條ニ、鉤ノ陣ニ於テ、飛鳥井雅親ニ蹴鞠祕説ヲ受

延徳元年三月二十六日

一四一

クルコト、九月四日ノ條ニ、内大臣ト爲ルコト、同月十七日ノ條ニ、御料所ノコトニ就キテ、勸修寺教秀ヲ鉤ノ陣ニ召スコト、同月二十八日ノ條ニ、本能寺ヲシテ、同寺敷地ヲ安堵セシムルコト、十月二十三日ノ條ニ、勸修寺末寺安祥寺僧正隆快ヲシテ、天下靜謐ヲ祈ラシムルコト、同月二十七日ノ條ニ、筒井順尊ヲシテ、越智家榮ヲ討タシムルコト、同月是月ノ條ニ、諸寺ニ物ヲ贈ルコト、十一月三日ノ條ニ、誕辰ニ、諸寺、誕辰疏ヲ進ムルコト、同月二十三日ノ條ニ、山城大光明寺住持景觀惟ノ同寺再住ヲ許スコト、十二月三日ノ條ニ、義熙ノ女、三時智恩寺ニ入室スルト、同月五日ノ條ニ、義熙、美濃守護土岐成頼ヲ、近江鉤ノ陣ニ謁見スルコト、同日ノ條ニ、日野富子、義熙ト和シ、富子岩倉山莊金龍寺ヨリ小河第二歸ルコト、同月十三日ノ條ニ、義熙、松梅院禪豫ニ、北野社造營料所美濃日野郷・越前得光保等ヲ返付スルコト、同月十七日ノ條ニ、安藝平賀弘頼ヲシテ、同國高屋保・同入野南北郷等地頭職ヲ安堵セシムルコト、同日ノ條ニ、五山僧侶ノ歳末ノ賀ヲ鉤ノ陣ニ受クルコト、同月二十五日ノ條ニ、年越ノ御祝ニ、酒饌ヲ獻ズルコト、同月三十日ノ條ニ、中御門宣胤・甘露寺親長等ヲシテ、帝系圖ヲ書寫セシムルコト、同年是歳ノ

條ニ、誕辰ニ、諸寺、誕生疏ヲ進ムルコト、及ビ三條西實隆ニ物ヲ贈ルコト、竝ニコノ後、近衛尙通及ビ實隆ニ物ヲ贈ルコト、延徳元年正月二日ノ條ニ、酒饌ヲ賜ハルコト、同月五日ノ條ニ、物ヲ獻ズルコト、同月七日ノ條ニ、廣澤尙俊、義熙ノ怒ニ觸ル、コト、同月八日ノ條ニ、義熙、細川政元及ビ僧侶等ノ參賀ヲ受クルコト、同月十日ノ條ニ、三條西實隆ヲシテ、和漢朗詠集ノ作者名字ヲ注セシムルコト、同月二十八日ノ條ニ、北野社法樂和歌ヲ詠ズルコト、二月二十五日ノ條ニ、梅ノ枝ニ和歌ヲ添ヘテ、結城尙豊ニ贈ルコト、同月是月ノ條ニ、狩野正信ヲシテ、彌勒像ヲ畫カシムルコト、同月是月ノ條ニ、病篤キニヨリ、幕府、諸寺ヲシテ其平癒ヲ祈ラシムルコト、三月十六日ノ條ニ、勅書ヲ賜ヒテ、其ノ病ヲ問ハセラル、コト、同月十八日ノ條ニ、義熙、希杲東昇ヲ東福寺住持トナスコト、同月二十二日ノ條ニ、義政、相國寺常德院ヲ以テ、義熙ノ塔頭ト爲シ、尋デ、ソノ牌ヲ入ル、コト、同月二十八日ノ條ニ、日野富子・細川政元等、義熙ノ柩ヲ護リテ、京都ニ還リ、等持院ニ安置スルコト、同月三十日ノ條ニ、近習結城尙豊・兄政胤、鉤ノ陣ヲ出奔スルコト、同日ノ條ニ、義熙ノ薨去ニ依リ、日野富子ヲ弔慰アラセラル、コト、四月三日ノ條

延徳元年三月二十六日

一四四

ニ、幕府、義熙ヲ等持院ニ茶毘ニ付スルコト、竝ニ義政、周全功ヲシテ、義熙ノ分骨ヲ、高野山ニ納メシメントスルコト、同月九日ノ條ニ、足利義視・義材父子、美濃ヨリ上洛シ、義材、鹿苑院ノ義熙靈前ニ焼香スルコト、同月十五日ノ條ニ、大内政弘、義熙追善ノ爲メ、赦ヲ行ヒ、士民ノ遊獵ヲ禁ズルコト、同月二十六日ノ條ニ、義熙ニ太政大臣ヲ贈ルコト、同月二十七日ノ條ニ、盡七日忌辰ニ、幕府、法會ヲ鹿苑院ニ修シ、日野富子・足利義材等、之ニ莅ムコト、同日ノ條ニ、義熙ノ薨去ニ依リ、南禪寺住持桂悟了庵・天龍寺住持景照高先等、退院センコトヲ義政ニ請ヒテ聽サル、尋デ、相國寺住持周在寶處、退院センコトヲ請ヘドモ、聽サレザルコト、五月九日ノ條ニ、足利義視、常德院ノ義熙靈前ニ焼香スルコト、同月十五日ノ條ニ、細川政國、禪昌院ニ、義熙追善佛事ヲ修スルコト、六月十六日ノ條ニ、義政・義熙父子等、山城昇蓮寺麻利支天堂ノ修造勸進ニ奉加スルコト、同年是歲ノ條ニ、幕府、義熙小祥忌法會ヲ常德院ニ修スルコト、延徳二年三月二十六日ノ條ニ、日野富子、料所山城梅津莊西院南莊ヲ長福寺ニ寄進シ、義政・義熙ノ冥福ヲ資クルコト、六月九日ノ條ニ、幕府、義熙大祥忌法會ヲ、常德院ニ行ヒ、義材・日野富子、共ニ之ニ

詣スルコト、延徳三年三月二十六日ノ條ニ、義材、義熙ノ遺志ヲ繼ギ、六角高頼ヲ近江ニ征セントシ、令ヲ諸將ニ頒ツコト、四月二十一日ノ條ニ、幕府、義熙忌辰ニ、法會ヲ常德院ニ修スルコト、明應元年三月二十六日ノ條ニ、幕府、義政・義熙ノ分骨ヲ、高野山安養院ニ納ムルコト、明應四年三月十九日ノ條ニ、義熙七回忌辰ニ、禪僧等、法會ヲ等持寺ニ修スルコト、同月二十六日ノ條ニ、伊勢貞陸、地ヲ山城長福寺ニ寄進シ、義政・義熙ノ冥福ヲ資クルコト、同五年十一月二十七日ノ條ニ、義熙十三回忌辰ニ、義熙ノ姉大慈院尼、佛事ヲ修スルコト、文龜元年三月二十六日ノ條ニ、義熙忌辰ニ、幕府、法會ヲ修スルコト、永正元年三月二十六日ノ條ニ、義熙十七回忌辰ニ、幕府、法會ヲ修スルコト、同二年三月二十六日ノ條ニ、足利義植、義熙三十三回忌法會ヲ、相國寺常德院ニ修スルコト、大永元年三月二十六日ノ條ニ見ユ、

二十八日、丙戌義政、相國寺常德院ヲ以テ、義熙ノ塔頭ト爲シ、尋
デ、ソノ牌ヲ入ル、

〔蔭涼軒日録〕

○尊經
關本

三月廿八日、天快晴、○中

謁東府、朝食之時刻也、朝食了、

延徳元年三月二十八日

一四五

義政集證ニ
塔頭ヲ撰バ
シム

延德元年三月二十八日

一四六

以冷泉殿白言、昨日參江之御陣、即辰直謁此御所、○中 御塔頭事、同院號事、○中 伺之、
則御返答曰、○中 御塔頭事、大智院事者、我所定也、其餘之院、可然在所擇之可白、院號
事者、在所相定、則改之乎、可爲如元乎、與鹿苑可相議、萬一可改號者、可命橫川、○中
略 自伊勢守以蜷川中務曰、自東相公被仰出、以常德院可被爲御塔頭、院號事、可爲如元
乎、○中 以此旨、可被傳橫川云々、愚云、常德院事如上意、愚意亦然也、稱號事者、改
不改之間、可爲上意、○中 以此旨、可命橫川、乃招橫川傳台命、院主別有之、定院主、其外門中諸老、以評議可白御
返事云々、 遣柏公於妙嚴、傳此旨、則東瑛乃來、台慮先以忝也、（景三） 諸老致評議、
以此旨、可被傳塔主、遣柏公於妙嚴、傳此旨、則東瑛乃來、台慮先以忝也、（景三） 諸老致評議、
明日御返答可白之云々、遣樹子於鹿苑院云、御塔頭被定常德事、道場被定鹿苑院事、其
外件々、傳鹿苑院、愚依虫氣、泰雲鹿苑遣使白之、小補招之、傳命也、非怠慢之由皆陳之、
○下
廿九日、不參、天快晴、早旦尋雪溪、（周全） 答功叔之返章、并昨日東府所伺之六ヶ條之書立、副
之度之、往小補、昨日爲相公御使可參理也、虫氣起之條不能參、奉屈象駕伸其謝、○中
常德院主東瑛和尚・小補・永德來云、就御塔主之儀、諸老致評議、可應上意、院號事者、
如元不改之樣訴訟有之、小補當身以此一事白之云々、愚云、千秋萬歲、珍重々々、○下

常德院主洪
敬等院號ヲ
改メザル様
集證ニ委囑
ス

義熙ノ院號
常德院殿ト
稱ス

日野富子追
善料所ノ寄
進ヲ義政ニ
促ス

義政關所又
ハ料所ノ内
ヲ以テ常德
院ニ寄進セ
シメントス

延德元年三月二十八日

一四七

晦日、天陰、早旦喫晨食、謁東府、○中 常德院諸老來云、可爲御塔頭由被仰出、上意忝
應台命之由白之、又橫川和尚有自訴云、不改院號、如元爲常德院殿者、可爲本望、（空谷明應） 常光
國師以來稱之、於今可改之事非素意、一衆亦白云々、○中 直往鹿苑、於御所間、小補・
常德塔主東瑛ニ相謂云、常德不可改號、可爲如元之有台命云々、皆歡喜之、○下
五月五日、不參、天快晴、○中 晚來自養花以雪溪云、常德院殿御追善料所事、可督于相
公之旨、自上樣被仰出、其分早々可有白沙汰云々、○中 愚返答云、御追善料所事、雖爲
斟酌、自上樣被仰出者、可達上聞、先也冷泉殿、就餘事進一行、其次御追善料所之事、
早被仰出哉、如何、彼返答云、已前等持院、可有御寄進之由、御沙汰有之、其亦近日者
一向無其沙汰、常德院御寄進事者、前後無其御沙汰云々、○下
七日、天快晴、○中 齋罷、謁東府、○中 又常德院殿御追善料所事被仰定、爲上樣可被仰
付云々、如何、相公曰、總而御寄進事、每々無之、雖然、常德院事者、一所可有御寄進、
然者自上樣伊勢守方、江可被仰、結城越後守知行丹後國有之、被仰付一色兵部少輔、角田
彈正知行美作國在之、被仰付細川治部少輔、除此兩所、自餘之關所又者御料所之内、可
然在所有者、可有御寄進、以此旨、可白上樣云々、○中 往養花面功叔云、常德院御寄進

日野氏ハ常
徳院ノ檀那

常徳院窮乏
ニ依リ義熙
ノ日供以下
悉ク退轉ス
更ニ追善料
所ノ寄進ヲ
義材ニ請フ

事、相公所被仰、可被達上様之由白之、功叔對面云、明日、明後日詣西御所、其分直可被白云々、愚云、然者、雖爲何時、可令同途云々、○下 略
十二日、不參、天快晴、齋前湯沐、遣昌子於養花云、先也御追善料所之事、東相公御返答之通、早上様江有御白也未、功叔返答云、未白、今晚邊參西御所可白、然者愚一行可賜、以其可披露云々、○中 略 晚來謁西御所、待功叔、時暴雨傾盆、雨晴、功叔來、仍就常徳院殿御追善料所御寄進之、東相公御返答之通白之、高倉御局被出、委曲白之、乃被白上様、々々御返答云、常徳院事者、日野殿檀那之在所也、若以私儀御寄進事、我所欲トカ東相公可被思食之由被仰、愚云、其在所江御寄進之事非相定、雖然、常徳院事、萬不辨之由、被聞召及、以故一所可有御寄進之御心中也、其時者、自上様御白之通、更無餘義御事也、以此旨、重可有御披露、被仰出子細有之者、明日可謁、入夜之條先歸寺云々、及歸點燈、○下 略
三年五月十九日、天降雨、○中 略 午時剃頭、謁相府、謂葉公云、常徳院諸老、列參于蔭涼云、常徳闕乏、悅山相公日供香燈以下、悉皆退轉、御追善料所一所御寄進事、訴訟之、同途愚先可謁公之私第之由白之、愚云、先葉公ニ可尋白之由返答之、先是彼御追善料所

集證有馬則
秀ノ依賴ニ
依リ義熙ノ
位牌ヲ書シ
テ贈ル

事、自上様東山相公江有御白、愚傳其命、相公御返答云、御料所内作州角田彈正跡、細河治部少輔爲御代官、又結城越後守跡丹後有之、一色兵部少輔爲御代官、除此二ヶ所、御料所内乎、又闕所内乎、一所伊勢守仁可被仰付云々、自上様、伊勢守方江雖被仰付、于今不事行之由、具說破之、葉公云、就御動座事萬紛冗、不可及披露、○義材、六角高頼 京都ヲ發スルコト、延徳三年 八月二十八日ノ條ニ見ユ、有御動座、於江州可然闕所可多、其刻訴訟有之者可然云々、愚云、祇今訴訟之儀、亦如尊意云々、又葉公云、悅山相公御事、別而無御如在、雖然先慈照相公・大智相公爲同前、此三所事、不可無御追善料所云々、○下 略
〔北野社家引付〕 三 四月二日、天氣快晴、
一常徳院殿與申也、御道號ハ悅山と申也、道治ハ御名也、

○蔭涼軒主集證、龜、有馬則秀等ノ依賴ニ依リ、義熙ノ位牌ヲ書シテ贈ルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔蔭涼軒日録〕 ○尊經 閣本 四月朔日、己、不參、天晴、○中 略 自有馬出羽守殿、以高岡云、○中 略 又悅山之御道號可書給云々、○中 略 晚來自有馬殿以鷹岡云、○中 略 又御位牌所望之由有之、乃把御位牌與鷹岡、常徳院殿一品内相府悅山大居士尊儀、

今乳人ノ囑
ニ依リ義熙
ノ位牌ヲ書
ス

延德元年三月二十八日

一五〇

五月廿日、不參、天快晴、齋前自海阿方贈唐帟二枚云、今御乳人所望常德院殿御位牌、書之以可進、乃御位牌二枚書遣之、○下

六月三日、不參、天降雨、○中 鹿苑院侍眞友派首座、持常德院殿御位牌來、命愚書之、

雖老眼甚澁昏、命難拒、乃書以贈之、○下

廿五日、不參、天快晴、○中 常德院殿御位牌大小二枚書之、自南御所有命、色紙也、○下

略

七月十一日、不參、天快晴、○中 自鹿苑院侍衣來、報來十三日施食、且常德院殿御位牌

可書之命有之、乃二枚書、以祝書記贈鹿苑院、○下

十五日、不參、天快晴、○中 常德院殿木牌書之、遣堀出雲守方、○下

略

〔參考〕

〔相國寺塔頭末派略記并歷代〕

常德院 附合心華院

明德年中空谷和尚開基、尊氏九世義尚將軍御牌所、號常德院殿贈大相國一品悅山大居士、法名道治、文明十一年、○夢窓疎石 三會拜塔、長享三年己酉三月廿六日薨、台齡二十五、

〔扶桑五山記〕

四 山城州萬年山相國承天禪寺 諸塔

常德院 ○常光國師、空谷、諱明應、應永十四丁亥正月十六日、八十、寂、

三十日、○子 日野富子・細川政元等、義熙ノ柩ヲ護リテ、京都ニ還リ、等持院ニ安置ス、

〔蔭涼軒日録〕

○尊經閣本

三月廿七日、不參、天快晴、早旦起、喫草飯了、赴江之陣營、

○中 午前往海阿陣所、乃參御陣所、則大館左衛門佐殿云、昨日私與伊勢備中守奉之、御

下向之事白之、往備中守陣所可被尋云々、乃往備中陣所面之、備中守云、諸篇無案内也、

爰元之時宜、爲如何可然乎、愚云、○龜泉集證 早々還御之事可然也、備中守云、來晦日還御之日取

也、於其中者、還御之儀、萬不可調、於御陣皆々可致談合、先可被參御陣所、我亦乃可參

云々、愚往御陣所、待備中守殿、々々參、引愚於相公殯所令見之、○中 又御落髮事、沐

浴事、於此方可然乎、又還御于小河御所之後可然乎、其議區々也、愚云、還御于小河之

時者、御存生同事也、然者於小河御落髮可然乎、武田殿云、○國信 尤也、於御在陣之中、御落

髮之儀、不可然云々、愚意見與武田所白同意也、於爰還御之後、御落髮相定矣、○下

廿九日、不參、天快晴、○中 久上○集久司赴江之御陣、等持院所出之狀、遣之伊勢備中守殿、

延德元年三月三十日

一五一

伊勢貞陸集
證下義熙遺
骸歸還ノ事
ヲ談合ス

延徳元年三月三十日

一五二

枢等持院ニ著ス

伴侍二百餘人

其狀云、御迎力者事申付之、供奉事者、於寺家一向無存子細也、○中 此三ヶ條也、○下 晦日、天陰、○中 自二階堂方、（政行） 以使御輿三條迄御成、早々北等持可參之由有之、愚在鹿苑之故、自雲頂以使告之、乃歸院、赴北等持、斜風旁雨、深泥中行步難之、○中 入佛殿方丈一覽、及申刻御輿自惣門入山門、透西廊、佛殿正面之西之唐戸二間目ヨリ入佛殿、佛壇右邊置臺、々上置御輿、則御伴之諸侍一度皆坐、乃以金屏圍之、其前百華供具、其前御靈具・茶湯・三具足置之、院主莫瑞和尚（等階）離位、燒香、供茶、供靈供供湯、又立西邊、愚其次立、院主歸位、則愚命行者、令置香合於爐前、謂大館左衛門佐殿曰、可有御燒香、乃脫鞋起立而行卓前燒香、其后御伴之諸侍凡二百人許、皆不言上下老弱皆燒香、退出、無不押淚、（種） 如見涅槃像、木阿謂愚云、此御劍可置御輿之中否、愚云、可被持歸云々、木阿乃提之歸、又大館佐殿・小笠原備前入道兩人云、諸侍可致御番乎、愚云、無益乎、先可被歸宅乎、皆同之退出、又木阿云、御輿中有五物之由、示栴公、（鑿市集栴） 々々具寺家之出官爲證明、檢輿中、千手觀音像一軀・香合一・香爐一・白磁茶椀一・短檠一、五物有之、度之方丈、住持請取之折帟、栴公持之歸、蔭涼軒充所也、○下 四月朔日、己、不參、天晴、○中 自有馬出羽守殿、以高岡云、昨日御小袖致警固入洛、

行粧ヲ南殿ヨリ御覽ゼラル 供衆出陣ノ時ノ如シ

○下 略

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文庫記録甲三十所收

三月卅日、

○中

ふむろまちとの御のかりあるよしきこゆる、とうち寺へもくよ御いてあり、御い御みちのかとつき申されて、小川とのへ御返なり、御あまれさとのしなし、なんてんより御らんとらるゝ、

〔後法興院政家記〕

三月卅日、

子、陰、

自己剋雨下風吹、是日御臺并大樹等、自江州陣被上洛、大樹直移申北山之等持院云々、供奉群勢、如御出陣之時云々、○中 悲哉、

去々年之秋者、存而望東湖並轡、今年之春者、亡而過北山駐駕、凡哀情無極矣、

〔宣胤卿記〕

三月卅日、

戊、

終日雨降、

今日室町殿自江州奉入等持院、御共衆帶兵具、先御母堂御輿、次室町殿御輿、（子） 例式板輿、奉入桶云々、次女房輿十四丁也、群勢悉引退、致御共、見

〔實隆公記長享三年春夏紙背文書〕

○四月四日至八日 同三日裏

閑寂無事候、（無心元思給候、能々可有御養性候、何事御程候哉、御目所勞每事蒙然候、さても） 江州御事□給之□猶□□事にて候、（去夜も先年の事も案つ、けて終夜落涙仕候き、御心事一段奉察候、如夢幻候、明日御道貴庭の御後苑なとよて、可然棧敷ありぬへく候、御調法も候て、御みせ候へく候、如何、期御報候、○中 略）

延徳元年三月三十日

一五三

延徳元年三月三十日
(長享三年三月)
廿九日

(廣橋) 守光
實隆

一五四

土岐成頼上
洛シ東福寺
ニ宿ス

〔實隆公記〕 三月卅日、戊子、天陰、雨時々濺、及晚甚、今日大樹上洛之由、風聞之間、異體不可說之式、雖有其憚、御出行之趣今度計也、爲奉見、出近衛邊見物、雨脚甚之間、暫立入山科宰相許、有一盞、日野一品以下於路次參會、數輩令同道、申刻計令京著給、直渡御等持院云々、御輿垂簾、力者(白帷)、昇之、諸勢御共衆等如例、諸人愁歎之氣色、尤堪悲歎者也、御臺同還御小河御所云々、(略)此間之儀、每事難述毫端、只愁淚之外、無他而已、

四月二日、庚寅、天晴、(略)今日遣使者於齋藤越後守了、(基廣)土岐昨日上洛、宿東福寺芬陀利花院云々、

〔親長卿記〕 三月卅日、雨下、今日大樹自江州歸御也、其躰凡非亡者之儀、如□日歸陣云々、(何時例哉、不審)去々年御供公家輩少々先陣、暫近習一二三番衆、次御小袖評定衆供奉、次御臺、(去月廿日御所勞更發之時、令向江州給、今日歸給也)次大樹、塗輿、(御輿昇申云、不昇死人之法也、不可叶之由、申所存之由風聞、等持院力者六人奉昇之)步行近習供奉、次女中御輿、(政資)次日野右大辨宰相、次第不覺悟、軍兵□也、於大樹者、直令入等持院給云々、無常之躰今更催、

富子聲モ惜
マズ慟哭ス

見物ノ廷臣

〔久守記〕

(宮内廳書
陵部所藏)

三月卅日、雨降、(戊子)

一自江州室町殿歸陣躰也、公家衆先陳、次五番衆、八時東洞院上、近衛・室町上、一條西、北山之等持院、先御臺、次室町殿御輿、次女房衆、御乳人以下八九丁、一條ヨリ室町殿輿計等持院也、一條ニテ御臺御コシノ内ニテ、コヘモヲシマスムツカリケリ、シルモシラヌモノミタヲナカシケリ、御供ノ様色々不審多之、路次一番ニ御小袖御唐横、次御ハタハコ、細川・畠山今日上洛也、見物公家方はへ御出候也、(柳原實綱)三條殿・滋野井殿・北野藪殿・上冷泉殿御方・中山殿・入江坊・町殿、食籠・酒御座候也、

〔北野社家引付〕

(東京教育大學文學
部日本史研究室所藏)

三月廿九日、天氣殊勝、御陣御所様、明日御死骸御上之由在之、仍於北山等持院可有御苑、(葬)就其路次掃除事、可申付由、自出官方折帟在之、次御所様御辭世云、二首、三月廿五日、

いつる日のりの國までも鏡山やおもひしともいふつられ身や
なりらへハ人れ心もまるへき露れ命そりなしりりる

(廿四日の由在之、前一首ハ四五日前ニ被遊由、自日野殿談也、)

不被達御本意趣、誠愁涙難押者歟、

延徳元年三月三十日

一五五

一〇中 就天下觸穢、内陣御戸開無之、
 晦日、雨降也、今日申刻御陣御所様御上、御輿者平性之御墜輿也、御輿者淨衣着也、
 御伴衆者、如平性、路次者室町を上ニ、一條を西へ、經堂之北を直ニ等持院へ御成在之、
 上下見物衆無拭感涙、前代未聞之次第也、儀式更難及短筆者也、殊上様於路次御名殘惜
 候躰、言語道斷也、次上様者、室町□直北□□跡、被參面々、日野殿・同廣橋殿・細
 河右馬頭殿・伊勢備中守、其跡武田殿、其外大名□□都入云々、武田殿ハ直等持院參
 上云々、

〔鹿苑日録〕

一 等持寺日件

三月廿六日、大將軍内大臣義熙朝臣薨于江州鈎里軍營、同晦

日歸觀入洛、天陰雨濕、士卒路人皆泣、尊母藤大夫人乘輿相從、

〔大乘院寺社雜事記〕

八十 三月晦日、雨下、

一辰刻自江州還御、其次第難波注進、御陣ハ悉被開了、一番細川、二番御小袖唐櫃以下、
 三番御臺御方、四番江州御所御輿、如常、四番畠山・土岐・武田、可奉入小川御所也、
 東山殿渡御可被御覽云々、以外事也、
 〇中 色々雜說雖有之、不一定之間、不及記者也、

〔大乘院寺社雜事記〕

九十 四月五日、

畠山尙順武
田國信等從
フ
義政行粧ヲ
見ル

國信歸國ス

一〇中 同晦日、自江州直ニ奉入等持院、至一條室町、御臺御方御同道、親子之御分此處
 也、御臺ハ小川御所ニ歸給、
 〇下 略

八日、

一〇中 自去月晦日、土岐東福寺ニ陣取之云々、

十二日、

一難波修理亮罷下條々、
〇中 略

土岐先以在京、武田去月卅日則歸國、
〇下 略

〔大乘院日記目録〕

四 三月晦日、江州ヨリ直ニ奉移等持院畢、
〇下 略

〔政覺大僧正記〕

十七 三月晦日、戊子、雨下、

一今日室町殿御陣替ノ通ニテ、京都ニ還御也、御板輿云々、近習其外諸大名小具足ナリ
 ト云々、御臺様同御同道也、粟田口ヨリ還御、直ニ等持寺エ御成也、貴賤上下愁涙無
 比類云々、爲寺社本所御再興御動座ノ處、遂不被達御本意シテ、如此御座之條、眞實
 々々諸人愁歎無限者ナリ、且神慮如何、

〔政覺大僧正記〕

〇大乘院寺社雜
事記百十三所收 四月二日、庚寅、

延徳元年三月三十日

一五八

一江州御所去晦日京都ニ還御、土伎御共云々、

〔津守氏昭記〕 長享三年三月晦日、京江奉昇由也、

〔將軍義尙公薨逝記〕

略

○上 つこもりにハ入洛なし奉らせ給ふ、御いてハたつこの

くハかりともよほされしに、とらの時ハかりのとにや、御まやより火出て、御殿にうつりやけ侍りぬるそふしきなる、されとも御こし、女中などとなることなくて出させ給ひけるそ、うれひの中の悦ひとは、かゝる事にや、諸軍勢のさハき侍るとかきりなし、草津とかやいふ所より夜あけ、御けいことも御道すから祇候し侍りし、有し秋の暮つかたハ、宮こを出させ給ひしに、かはりたるとのかなしさのミおほく、こゝにてハかくこそましくつれ、かしこにてハかうそなとおもひ出つゝ、春さへけふハかきりといふ日、かくかひなくて、かへりいらせ給ふ御道すから、めもきかて、その野山ともおほえぬに、雨風おひたゝしけれハ、いとゝ行ききも見えず、御こしにまいるものとも、みなゝけれハ、いひまかなふとて、あはつの海きハに、しはしかほとおろしをき奉りしにも、ひんなくおほえつゝ涙をおとしぬ、それよりせたの長はしにかゝり給ひて、大津・關山をこえて、京にそいらせ給ふ、一條をにしへなし奉るに、室町とかや大ちのほとに、御さきにまし

義政ノ哀悼
歌

くけるかみ様の御輿、女中しゆミなたてならへ給ひて、御ミちのほと御別れをとりそへつゝ、ミなおしミまいらせ給ひても、御こゑのハかりもなく、なきかなしませ給ふを、うけたまはるにも、あやしの山かつのめまても、袖をかほにあてぬハなかりけり、それよりミな小川の御所にそおハしましぬる、さてむなしき御こしハかりそ、夕陽なゝめなるほとに、北山のふもと等持院に入たてまつりぬ、住持ミやうすい和尚むかへ奉給ひて、本尊の右のかたにしやうしまいらせ給ひて焼香あり、そのゝち御供し奉り侍る奉公衆各焼香申つゝ、ちりくゝにまかり出ぬ、けふかくおハしますよしを聞しめすらん、ひんかし山殿の御心のうちをしハかり奉りても、ミな涙をおとしそへぬ、二三日ありて、すこし御心にも覺えさせ給ふほとにや、かやうにあそハしつけられぬるとそ、埋木のくちはつへきハ残りゐてわかえの花のちるそかなしきとやらん、世に人の申つたふるまゝしるし侍り、かくて卯月にもなりぬ、けふハ更衣の日なりけり、あすのほとさまなとかふへきよしおもひ立て侍れハ、物にかきつけし、深草のゝへの櫻をかたみにていろに衣をわれやかへまし

○下略、義熙茶毘ノコトニカ
ル、四月九日ノ條ニ收ム、

延徳元年三月三十日

一五九

山名政豊上
洛ス

延徳元年三月三十日

一六〇

〔但馬山名家譜〕六 一延徳元年己酉三月二十六日、將軍家江州鉤里の陣中おゐるて
他界あり、故政豊等軍兵を率ひて京都へ歸へる、○下

義熙ノ近習結城尙豊、鉤ノ陣ヲ出奔ス、是日、尙豊ノ兄政胤モ亦
陣所ニ放火シテ、出奔ス、

〔蔭涼軒日録〕

○尊經

三月廿九日、不參、天快晴、

○中

自江之御陳梅（陳梅集梅）・棠兩人歸洛、

相話云、今日五鼓刻、結城近江新介没落、彼陳所放火、非自放火云々、○下

晦日、天陰、

○中

今夜丑刻、結城越後守御陣所掛火出奔云々、

八月十二日、不參、天陰不雨、

○中

次日光寺瑞藏主對面、打話移尅、問結城越後守事、

則在山上淨住坊云々、曰、越後守秉權柄之事、加數年者、禪法・王法皆可滅却、天喪之

云々、弟新介在高野、先日新介本堂丑時參之事有之、惡黨相卒欲取太刀刀圍之、彼賊四

五人被疵、一物亦不被奪取、無爲而歸云々、○下

二年十二月五日、天晴、

○中

午後往日光寺、（瑞力）隋首座對面、持以畫扇一柄、問結城越後守、

則往坂本云々、又今峯彦次郎殿問之、下國云々、○下

明應二年八月朔、癸亥、天快晴、○中 結城越後號宗柏、今爲大德寺之典座、其弟七郎號中

政胤近江山
上淨住坊ニ
在リ
政胤權柄ヲ
秉ルコト猶
數年ナラバ
禪法王法皆
滅却スベシ
尙豊ハ高野
山ニ逃ル
丑時詣ヲ行
フ
政胤大德寺
典座トナル
宗柏ト號ス
尙豊ハ中宋
ト號ス

宋、在其弟宅云々、○下

〔後法興院政家記〕

三月卅日、

戊子

陰、自己剋雨下、風吹、○中 結城新介昨日遁

世、同越後爲奉公衆可誅伐之由、有其沙汰間、去曉令没落、罷下濃州歟云々、○下

（頭書）

後聞、越後在坂本云々、

〔宣胤卿記〕

三月卅日、

戊午

終日雨降、○中

此間執權柄結城越後守政胤・同弟尙豊

逐電云々、○下

〔實隆公記〕

三月卅日、

戊子

天陰、雨時々濺、及晚甚、○中

抑今曉鉤御陣失火、不

可說之事也、○下

〔大乘院寺社雜事記〕

八十

二月十七日、

一江州事、御出陣以來六角方御敵人爲一人國中ニ無之旨、結城申入之、然間成恐申入是

非者無之間、公方ニハ一向不知召之、何人申入哉、御敵在國之子細入御耳間、以外御

迷惑之儀、被失御面目之由思召歟、結城越後守凡不快云々、爲寺社本所・諸近習珍事

々々、

〔大乘院寺社雜事記〕

九十

四月五日、

延徳元年三月三十日

一六一

奉公衆政胤
兄弟ヲ伐タ
ントス

延徳元年三月三十日

一六二

一〇中 今日御陣被燒拂之、結城兄弟卒爾ニ申付歟、未御座之時分火付之間、上下仰天、珍事以外之次第也云々、

十二日、

一難波修理亮罷下條々、○中

結城七郎同遁世、高野、同越後守所々隱居、賢家上原ヲ相憑歟云々、○下

〔大乘院寺社雜事記〕百二 七月十九日、

一結城介於高野山事出來云々、

〔政覺大僧正記〕十七 三月晦日、戊子、雨下、

一結城新介ハ去廿七日夜遂電云々、○中 結城ノ越後・二階堂ハ、今日御共ヲ可仕トテ、

道ヨリ物云アル間隱失云々、

〔大乘院日記目錄〕四 三月晦日、○中 御陣所被燒拂之、大名以下各退散了、

〔北野社家引付〕○東京教育大學文學部日本史研究室所藏 三月晦日、雨降也、○中

一今度三番衆□兵部少輔入道腹切之條、希代□所行也、結城新介・同越後守殿遁世云々、共以憂世不定躰、不及是非者也、南無阿彌陀佛、彌神威零落、歎而有餘者歟、但末世

政胤上原賢家ヲ憑ム

擁護靈神、更以不可□□御威光憑敷々々、

是月、山城安祥寺隆快、舊ノ如ク、太元帥法阿闍梨職ヲ、醍醐寺理性院宗助ヨリ、返付セラレンコトヲ請フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲百十一 第五十合ノ中第三十九號 太元

安祥寺權僧正隆快謹言上

欲早太元帥法阿闍梨職如元被返下、彌令抽天長地久精祈之間事

右彼大法者、仁明天皇御宇承和第六曆、入唐祖師常曉和尚相傳之祕法也、誠是鎮護國家之祕術、天下安寧之御願也、仍白河院御代、此法祕事令相傳之否有勅問、廣澤寬助・醍醐勝覺、共以不相承之由被申之處、小野範俊僧正、獨傳受之由令言上畢、其後又後白河院御代、依有甚深之御願、重而諸流御糺明之時、當寺本願實嚴律師、爲範俊僧正之嫡流、傳祕密奧藏之間、則被撰定此法阿闍梨畢、自爾來當門十二代、星霜二百餘歲、師資相承而不交他流令勤修畢、爰當室成雅僧都他界之刻、理性院宗助僧正、企非分之競望之處、不被經御沙汰、補此職畢、既彼流者勝覺不傳之末流、治承奇置〔兼〕之師迹也、爭可預朝〔兼〕乎、隆快雖含年來之愁訴、依不屑于今、不達上聞、空送年月之條、歎而有餘者也、所詮理運

延徳元年三月是月

一六三

安祥寺實嚴始メテ此職ニ補セララルニ爾來二百餘年相承ス成雅寂後理性院宗助非分ノ競望ニ依リテ此職ニ補セララル

延徳元年三月是月

一六四

之旨被聞食披、如元被仰付者、彌爲致天下泰平國家安全之懇誠、粗言上如件、

長享三年三月 日

○醍醐寺理性院公嚴、法印隆快ト太元帥法別當職ヲ争ヒ、隆快ノ奸訴ヲ却ケラレン
コトヲ請フコト、應仁二年九月是月ノ條ニ見ユ、

四月大盡
己丑朔

一日、己丑御祝、

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記録甲三十所收

四月一日、あさ御休り月らり、御しやう志んと

けふり、○下略

二日、庚寅播磨守護赤松政則、吉川經基ヲシテ、同國福井莊土居分
ヲ安堵セシム、

〔吉川家文書〕

一 藤家吉川正統敍目第三 經基公之一

播州福井庄之内土居分事、任先例不可有領知相違由候也、仍執達如件、

長享三

四月二日

(浦上)
則宗(花押)

吉川駿河守殿

〔折封ウハ書〕

吉川駿河守殿

らり御宿所

則宗

浦上美作守

其後不申入候、非本意相存候、仍掃部助殿永々御在陣、御大儀御辛勞無勿體候、就中播

延徳元年四月一日 二日

一六五

延徳元年四月二日

一六六

吉川經光近
江ニ在陣ス
ルニ依リ浦
上則宗播磨
長田莊ヲ預
ケントス

州福井庄事、可預進通、(赤松政則)兵部少輔以書狀申候、其子細者、當國落居合戰間、具足數三百
彼在所被置、可有御合力旨、依被仰、申合候處、無其儀候條、當庄諸給人等、何も不可
致承引候由申候、雖然、掃部助殿江州御在陣之事候、一所可致申沙汰心中候之處、更可
然在所不尋得候間、先拙者知行分播州長田庄可預進候、福井庄内御土居分事、進奉書候、
委細掃部助殿可被仰候之間、令省略候、恐々謹言、

(長享三年)
四月二日

則宗(花押)

吉川駿河守殿
御宿所

〔吉川家文書〕

二 文久追加 七卷之内六

福井莊支證
目錄

本訴(播)旛磨國福井庄支證目錄(以下二通、吉川經
基ノ自筆ニカ、ル、
足利直義)

一通 曆應四年十月廿三日 左兵衛督 御判

一通 元亨四年二月十三日 外題安堵(兩判
先代、)

一通 文保元季(丁)五月廿五日讓狀(但前後兩
通一昏也、)

一通 觀應元年二月三日 讓狀

一通 論旨(繪)

一通 雜書決斷所牒建武二年八月廿日(訴)

一通 曆應貳年三月十一日 赤松(則村)入道殿尋狀

一通 貞和四年四月日申狀

一通 貞和元年十一月十九日 圓心御請文(赤松則村)

又

一通 奉書以細川龍安寺殿御吹舉齋藤民部大夫書上(勝元)

右具在前案文、此外多之、先略之、

長享三年四月十四日

經基(花押)

掃部助とのへ

逐而目錄 一通 就坂本合戰、同名堺孫右衛門尉(經爲)感狀(屋形ヨリ)

一通 同前時、浦上美作守奉書(赤松方
私奉書、)一通 浦上美作守(經基へ之狀)

本訴(播)旛磨國福井庄支證目錄次第

一通 等持院殿御感狀(足利尊氏) 建武三年十月十一日

延徳元年四月二日

一六七

延徳元年四月二日

一六八

一通 左衛門督源朝臣御判(足利直義) 曆應四年十月廿三日

一通 文保元年五月廿五日讓狀并兩六原(波羅)

元亨四年二月十三日外題案堵(安)

一通 觀應元年二月三日讓狀

一通院宣(元弘四年五月廿日)

一通 建武二年八月廿日

一通 曆應二年三月十八日御教書

一通 同年四月廿六日圓心御請文

一通 觀應三年五月日軍忠一見狀

一通 寶篋院殿御判感狀(足利義詮) 觀應三年六月九日

長享三年六月一日

駿河守經基(花押)

又

一通 去文明十九年八月十三日作州書出奉書也、(浦上則家)

又

一通 應仁二年三月五日(安堵奉書) 同地下への共ニ

經基(花押)

○政則、經基ニ福井莊地頭職ヲ宛行フコト、長享元年三月二十三日ノ條ニ見ユ、

三日、(辛卯)義熙ノ薨去ニ依リ、日野富子ヲ弔慰アラセラル、

〔御湯殿上日記〕(京都御所東山御文) 四月三日、御(日野富子)いへ御とふらひと、くま(教秀)んまゆ

うしよて御申、

前北野宮寺御師禪椿、義政ノ上意ト稱シテ、其一黨ト共ニ同宮寺
松梅院ニ亂入シ、同院主禪豫ヲ逐フ、尋デ、義政、禪豫ヲシテ還
住セシム、

〔北野社家引付〕(三) 四月三日、天氣快晴、但入夜雨降也、仍今日酉刻、禪椿・禪

任・小島・渡邊等令同意、號上意、(政元)細河殿御内上原神六寄子等馳來者也、其方向者、

小島於北野喧嘩仕出由申間、各打寄候處、其内所三郎左衛門尉神四郎方寄子云々、連

々知音之間、依何事指懸松梅院、可被生涯由問答候處、爲上意被召出禪椿由申云々、

雖然、拙者時節到來之儀覺悟之間、不及力、任神慮、夜明迄相拘當坊候處、濱豊後守

并神四郎方依合力、各無爲之罷退者也、然處、即伺兩御所様申處、更以無御存知之由、

延徳元年四月三日

一六九

上原元秀寄
子等同心ス

禪豫難ヲ避
ケテ松梅院
ヲ去ル
事ノ有無ヲ

義政夫妻ニ
尋ヌ
義政關知セ
ズ

義政禪豫ニ
歸社ヲ命ズ

禪豫還住ス

禪椿等細川
政元ノ成敗
ヲ佈レテ逐
電ス
上原賢家松
田長秀ニ禪
豫還住ノ幹
旋ヲ依頼ス

延徳元年四月三日

一七〇

被仰出者也、殊即彼者共非上意上者、逐電仕者也、前代未聞次第、自業事得果儀、淺猿次第也、彌神慮難有者也、然自小島方、屋形へ今度張本人注出由在之、渡邊千松・同孫左衛門尉・江村・盛輪院云々、希代次第也、

就社頭還住事、自上原方被申様、清念者共、爲屋形依成敗逐電仕候、上意又無御存知上者、依何事令遅々哉、縦又爲上意、楚忽還補曲事由、萬一雖被仰出候、此方へ可被任由被申間、不可有子細由、返事申上之處、爲上様、以社家奉行急任京兆成敗旨、令社家還住、可致御祈禱由、被仰出候間、旁以祝言也、仍十二日壬寅辰刻、令還住者也、自上原方兩人相副岩崎・由良來也、又坊具可渡由申候而、小荻野十郎・福森兩人立具等少々渡之時、有嚴重面目至、併神慮至也、即門弟衆來臨、承仕共來也、
一自上原方、松田丹後守方へ遣狀案文

就今度前松梅院禪椿以下御宿坊亂入儀、被相語輩事、一段可加成敗之由、右京大夫申付候間、得其意候之處、本人等悉令逐電候上者、不及力候、所詮當松梅院早々被歸社候者、可然候旨申候、可然様被加御意見候者、目出候、恐々謹言、

四月十二日

賢家判(上原)

松田丹後守殿御宿殿(所九)

一當庄年貢、去年小島一圓令押領候間、神用即及闕怠候、仍爲惣庄米百石分、早速引違可致運上候、來秋可有御遣用者也、若無沙汰在之者、堅可有催促由候、仍折紙如件、

四月十六日

基重

吉久

舟井庄

名主沙汰人中

一今度小島就緩怠儀、爲細河殿依嚴重御成敗、令逐電者也、若於當庄儀、聊及違亂子細在之者、不日可致注進、隨其左右、重可被申達候、仍長夫事、此間不上候、子細何事候哉、如先々、長夫二人可上候、若無沙汰儀在之者、以譴責使、堅可催促者也、次御代官近日可入申候、仍下知如件、

四月十七日

基重

吉久

池田庄

延徳元年四月三日

一七一

小島某モ逐
電ス
北野社領山
城池田莊ニ
長夫ヲ督促
ス

禪椿ノ一黨
小島某丹波
舟井莊ノ年
貢ヲ押領ス

延德元年四月三日

名主沙汰人中

一小島事、今度就對當坊緩怠儀、爲細河殿嚴重御成敗之處、即令逐電者也、然上者、近日可被差下御代官候、各可得其意由也、仍下知如件、

四月十六日

基重

吉久

舟井庄

名主沙汰人中

此外丹州五ツ窪・領家・同水所・山城上奈良下知畢、

十六日、天氣快晴、自今日重令歸住者也、就今度當坊禪任并小島等亂入、神物・公物并私臆物以下可注進由被申間、如此大樣注置者也、百四色分也、一卷在之、

十七日、雨降也、石河方來臨、無林來臨、殊樽御持也、

十八日、雨晴也、○中今日失物事、小島六郎・中澤、上原方へ申送者也、

廿八日、雨降、

〔七之〕

一就今度拙者進退儀、每々無御等閑候由、承及候、誠以祝著至候、於向後彌御屋形樣被

丹波舟井莊

丹波五ツ窪
莊山城上奈良
良莊
禪豫盜難ノ
品目ヲ注進
ス

遊初軒主等
緣ノ盡力ヲ
謝シ禮物ヲ
贈ル

内陣ノ鎰紛
失ニ依リ御
戸開ナシ

禪任逐電ス

加御扶持候樣之奉憑御取合候外無他候、仍御禮分十ヶ年間、以丹州舟井庄所用同拾貫〔丙九〕文・城州池田庄内十貫文・泉州坂本郷庄内拾貫文、以上參千疋分可進之置候、然上者一段無御等閑候者、可爲祝著候、恐々謹言、

卯月廿七日

禪豫

遊西軒 侍者御中

〔華洲等緣〕
秦和泉也、

五月三日、天氣曇也、今夕歸院、

一朔青柏神事、常德院殿樣御他界、日數雖過卅日、御茶毘十年九日之間、御戸開無之、

殊内陣御鎰、今度就當坊小島以下亂入失畢、○下略

十日、天氣曇也、

一盛輪院闕官事、社務へ申處、爲當坊以書狀可申由、自政所意見候間、如此進者也、

今度禪椿號上意、相語盛輪院以下、令亂入當坊、剩悉濫妨仕候、依之禪任逐電仕候、

此旨宜預御披露候、恐々謹言、

五月十日

禪豫

延德元年四月三日

延德元年四月三日

一七四

政所法印御坊中

〔十二〕六日、天氣快晴、仍盛輪院闕官御教書今日被成也、即相觸一社畢、

對禪豫法眼、今度禪任上座企妄斷候條、令露顯上者、難遁罪科、早可被闕官之由、可令相觸之旨、被仰出候也、恐々謹言、

五月十一日

親助

政所法印御房

則社頭番帳以下改畢、

一字都宮以眞入道寶持、今朝來臨、酒在之、仍自大館御局、就社頭輪藏御鑑事、尋給子細之間、以字石巨細申者也、

〔字都宮親綱〕
廿七日、天氣快晴、○中略

一內陳御鑑、就今度當坊錯亂紛失之旨、申社務處、不可有御存知樣被仰云々、言語道斷次第也、

廿九日、雨降也、○中略

一教春御出也、自冷然御局、盛輪院事被仰也、

禪任闕官

盜難ノ帷京
都千本路頭
ニ現ハル

禪豫ノ申狀

義政ニ鑑ノ
新調ヲ請フ

社頭一夏九
旬ノ銅器モ
紛失ス

卅日、雨降也、○中略

一依無內陣御鑑、御戶開無之、御講計在之、

六月八日、天氣殊勝、今日局失物帷於千本路頭見付也、責手藥師寺寄子富田方小者也、爲此方申送候處、可糺明由返答在之、

十二日、天氣曇也、

一東山殿様へ申狀案

御師松梅院禪豫法眼謹言上

就今度禪椿并盛輪院以下輩御宿坊亂入之儀、或者神物、或者坊具、悉令濫妨畢、依之神事令退轉條々事

一內陣御鑑依無之、既七月卅日御戶開停止之間、神慮難測者也、然令新調御鑑、雖可遂神事之節、爲私可致條、且者爲聊爾儀者歟、殊御手水進之間、上意可令新調者也、既御鑑令失間、社頭御用心、今時節別而無由斷間、御鑑穴以下可構別所者哉、

一社頭一夏九旬之御銅器、同令妨失候間、影向以來之供花令闕怠云々、此外御供寄進之也、并坊中臟也、無際限之間、不能言上者也、

延德元年四月三日

一七五